

平成27年度

地方税に関する参考計数資料

平成27年2月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（平成27年度）	1
2	税制改正による事項別増減収見込額（平成27年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	36
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	38
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成26年度）	40
14	超過課税の状況	44
15	法定外税の実施状況（平成25年度）	46
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成25年度）	54
17	地方税の税率等の推移	56
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成25年度）	144
19	道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成25年度）	146
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（平成25年度）	148
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（平成25年度）	156
	（参考）超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況（平成25年度）	166
22	県民経済計算	168
23	主要経済指標の推移	170

1 地方税及び地方譲与税収入見込額（平成27年度）

I 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成26年度 当初見込額 (A)	平 成 2 7 年 度							(G) の 構成割合 (%)			
		平成26年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)	平成26年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)		(G) — × 100 (A) (%)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)						
1. 道 府 県 税	146,620	23,811	170,431	△	91	20	△	71	170,360	23,740	116.2	45.4
2. 市 町 村 税	204,186	1,203	205,389	△	131	9	△	122	205,267	1,081	100.5	54.6
3. 合 計	350,806	25,014	375,820	△	222	29	△	193	375,627	24,821	107.1	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額等は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成26年度 当初見込額 (A)	平 成 2 7 年 度							(G) の 構成割合 (%)			
		平成26年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)	平成26年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)		(G) — × 100 (A) (%)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)						
1. 道 府 県 税	127,132	17,246	144,378	△	36	20	△	16	144,362	17,230	113.6	38.4
2. 市 町 村 税	223,674	7,768	231,442	△	186	9	△	177	231,265	7,591	103.4	61.6
3. 合 計	350,806	25,014	375,820	△	222	29	△	193	375,627	24,821	107.1	100.0

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成26年度 当初見込額 (A)	平成 27 年 度						平成26年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)－(A)	(G) — ×100 (A) (%)
		平成26年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	56,911	502	57,413		3	3	57,416	505	100.9
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 株式等譲渡所得割	869	37	906				906	37	104.3
	45,747	528	46,275				46,275	528	101.2
	1,337	15	1,352				1,352	15	101.1
	6,171	△ 448	5,723		3	3	5,726	△ 445	92.8
	1,213	△ 99	1,114				1,114	△ 99	91.8
	1,344	△ 4	1,340				1,340	△ 4	99.7
	230	473	703				703	473	305.7
2. 事業税	28,219	7,806	36,025		17	17	36,042	7,823	127.7
個人 法人	1,795	92	1,887				1,887	92	105.1
	26,424	7,714	34,138		17	17	34,155	7,731	129.3
3. 地方消費税	30,043	15,525	45,568				45,568	15,525	151.7
譲渡割 貨物割	19,858	12,082	31,940				31,940	12,082	160.8
	10,185	3,443	13,628				13,628	3,443	133.8
4. 不動産取得税	3,633	△ 93	3,540	△ 9		△ 9	3,531	△ 102	97.2
5. 道府県たばこ税	1,509	△ 37	1,472				1,472	△ 37	97.5
6. ゴルフ場利用税	489	△ 24	465				465	△ 24	95.1
7. 自動車取得税	948	226	1,174	△ 78		△ 78	1,096	148	115.6
8. 軽油引取税	9,442	△ 59	9,383				9,383	△ 59	99.4
9. 自動車税	15,480	△ 83	15,397				15,397	△ 83	99.5
10. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等)	16	0	16				16	0	100.0
普通税計	146,693	23,763	170,456	△ 87	20	△ 67	170,389	23,696	116.2
(II) 目的税									
1. 狩猟税	15	△ 1	14	△ 4		△ 4	10	△ 5	66.7
目的税計	15	△ 1	14	△ 4		△ 4	10	△ 5	66.7
(III) 道府県税小計	146,708	23,762	170,470	△ 91	20	△ 71	170,399	23,691	116.1
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 88	49	△ 39				△ 39	-	-
(V) 道府県税計	146,620	23,811	170,431	△ 91	20	△ 71	170,360	23,740	116.2

(単位：億円)

区 分	平成26年度 当初見込額 (A)	平成 27 年 度						平成26年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) — × 100 (A) (%)
		平成26年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C) + (F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普通 税									
1. 市 町 村 民 税	90,172	954	91,126		9	9	91,135	963	101.1
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割	2,068	47	2,115				2,115	47	102.3
	68,514	767	69,281				69,281	767	101.1
	3,910	△ 5	3,905				3,905	△ 5	99.9
	15,680	145	15,825		9	9	15,834	154	101.0
2. 固 定 資 産 税	87,041	38	87,079				87,079	38	100.0
土 地 家 屋 償 却 資 産	33,630	△ 34	33,596				33,596	△ 34	99.9
	36,974	△ 398	36,576				36,576	△ 398	98.9
	15,509	491	16,000				16,000	491	103.2
純固定資産税小計	86,113	59	86,172				86,172	59	100.1
交 付 金	928	△ 21	907				907	△ 21	97.7
3. 軽 自 動 車 税	1,909	221	2,130	△ 131		△ 131	1,999	90	104.7
4. 市 町 村 た ば こ 税	9,230	△ 223	9,007				9,007	△ 223	97.6
5. 鉱 産 税	19	1	20				20	1	105.3
6. 特別土地保有税	11	△ 5	6				6	△ 5	54.5
普通 税 計	188,382	986	189,368	△ 131	9	△ 122	189,246	864	100.5
(II) 目 的 税									
1. 入 湯 税	227	△ 1	226				226	△ 1	99.6
2. 事 業 所 税	3,464	145	3,609				3,609	145	104.2
3. 都 市 計 画 税	12,266	56	12,322				12,322	56	100.5
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目 的 税 計	15,957	200	16,157	0		0	16,157	200	101.3
(III) 市 町 村 税 小 計	204,339	1,186	205,525	△ 131	9	△ 122	205,403	1,064	100.5
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 153	17	△ 136				△ 136	-	-
(V) 市 町 村 税 計	204,186	1,203	205,389	△ 131	9	△ 122	205,267	1,081	100.5

II 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成26年度 当初見込額 (A)	平 成 27 年 度					(E) ——×100 (A) (%)
		平成26年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D) (E)	平成26年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1.地方揮発油譲与税	2,708	△ 45	2,663		2,663	△ 45	98.3
2.石油ガス譲与税	100	0	100		100	0	100.0
3.自動車重量譲与税	2,656	46	2,702	△ 117	2,585	△ 71	97.3
4.航空機燃料譲与税	145	2	147		147	2	101.4
5.特別とん譲与税	126	△ 1	125		125	△ 1	99.2
6.地方法人特別譲与税	21,829	△ 607	21,222	12	21,234	△ 595	97.3
合 計	27,564	△ 605	26,959	△ 105	26,854	△ 710	97.4

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 税制改正による事項別増減収見込額（平成27年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 ふるさと納税の拡充	△ 28 △ 28	△ 42 △ 42	△ 70 △ 70			
2 法人住民税 均等割の税率区分の基準の見直し	8 8	23 23	31 31			
3 法人事業税 (1) 税率の改正（外形標準課税の拡大） ・ 付加価値割及び資本割の税率引上げ ・ 所得割の税率引下げ (2) 資本割の課税標準の見直し (3) 所得拡大促進税制の導入 (4) 外形標準課税に係る負担変動軽減措置	△ 201 7,800 △ 7,870 157 △ 95 △ 193	△ 201 7,800 △ 7,870 157 △ 95 △ 193	△ 201 7,800 △ 7,870 157 △ 95 △ 193			
4 不動産取得税 (1) 買取再販事業者が取得する中古住宅に係る税額の減額措置の創設 (2) 信託会社等が投資信託により取得する一定の不動産及び投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の拡充 (3) その他	△ 9 △ 6 △ 2 △ 1	△ 9 △ 6 △ 2 △ 1	△ 9 △ 6 △ 2 △ 1	△ 9 △ 6 △ 2 △ 1	△ 9 △ 6 △ 2 △ 1	△ 9 △ 6 △ 2 △ 1
5 地方たばこ税 旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率の廃止	2 2	10 10	12 12			
6 自動車取得税 (1) エコカー減税の対象範囲の見直し (2) 中古車の取得に係る課税標準の特例措置の対象範囲の見直し (3) 先進安全自動車（A S V）の取得に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 80 △ 54 △ 3 △ 23	△ 80 △ 54 △ 3 △ 23	△ 80 △ 54 △ 3 △ 23	△ 78 △ 54 △ 3 △ 21	△ 78 △ 54 △ 3 △ 21	△ 78 △ 54 △ 3 △ 21
7 狩猟税 有害鳥獣捕獲従事者に係る軽減措置の創設等	△ 4 △ 4	△ 4 △ 4	△ 4 △ 4	△ 4 △ 4	△ 4 △ 4	△ 4 △ 4
8 固定資産税 (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う家庭的保育等に係る非課税措置の創設 (2) 空き家の除却等を促進するための土地に係る税制上の所要の措置 (3) 東北・北陸・九州新幹線の鉄道施設に係る課税標準の特例措置の拡充 (4) 青函トンネル又は本州四国連絡橋の鉄道施設に係る課税標準の特例措置の拡充		△ 19 △ 1 2 △ 14 △ 6	△ 19 △ 1 2 △ 14 △ 6			
9 軽自動車税 (1) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の導入 (2) 二輪車等の標準税率の引上げ時期の延期		△ 51 △ 51	△ 51 △ 51		△ 131 △ 131	△ 131 △ 131
合 計	△ 312	△ 79	△ 391	△ 91	△ 131	△ 222
国税の税制改正に伴うもの	355	△ 164	191	20	9	29
個人住民税	△ 70	△ 5	△ 75			
法人住民税	△ 52	△ 159	△ 211	3	9	12
法人事業税	458		458	17		17
地方消費税	19		19			

(※1) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

(※2) 「3(1)法人事業税の税率の改正（外形標準課税の拡大）」欄の計数は、平成27年度税収見込みを基に概算試算した増減収額。

(※3) 「6(1)自動車取得税のエコカー減税の対象範囲の見直し」及び「6(2)自動車取得税の中古車の取得に係る課税標準の特例措置の対象範囲の見直し」欄の計数は、2020年度燃費基準への置換えに伴い見込まれる税収からの減収額。

(※4) 上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の増収見込額は、平年度611億円、初年度12億円と見込まれる。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

年度	区分	国内総生産（名目）		国民所得	
		実数	対前年度伸長率(%)	実数	対前年度伸長率(%)
昭和27年度		-	-	52,159	117.6
28		-	-	60,015	115.1
29		-	-	65,917	109.8
30		85,979	-	69,733	105.8
31		96,477	112.2	78,962	113.2
32		110,641	114.7	88,681	112.3
33		118,451	107.1	93,829	105.8
34		138,970	117.3	110,421	117.7
35		166,806	120.0	134,967	122.2
36		201,708	120.9	160,819	119.2
37		223,288	110.7	178,933	111.3
38		262,286	117.5	210,993	117.9
39		303,997	115.9	240,514	114.0
40		337,653	111.1	268,270	111.5
41		396,989	117.6	316,448	118.0
42		464,454	117.0	375,477	118.7
43		549,470	118.3	437,209	116.4
44		650,614	118.4	521,178	119.2
45		752,985	115.7	610,297	117.1
46		828,993	110.1	659,105	108.0
47		964,863	116.4	779,369	118.2
48		1,167,150	121.0	958,396	123.0
49		1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50		1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51		1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52		1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53		2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54		2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55		2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56		2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57		2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58		2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59		3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60		3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61		3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62		3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63		3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成元年度		4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2		4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3		4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4		4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5		4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6		4,956,122	101.4	3,667,524	100.4
7		5,045,943	101.8	3,707,727	101.1
8		5,159,439	102.2	3,809,122	102.7
9		5,212,954	101.0	3,822,681	100.4
10		5,109,192	98.0	3,693,715	96.6
11		5,065,992	99.2	3,687,817	99.8
12		5,108,347	100.8	3,751,863	101.7
13		5,017,106	98.2	3,667,838	97.8
14		4,980,088	99.3	3,638,901	99.2
15		5,018,891	100.8	3,681,009	101.2
16		5,027,608	100.2	3,701,166	100.5
17		5,053,494	100.5	3,741,251	101.1
18		5,091,063	100.7	3,781,903	101.1
19		5,130,233	100.8	3,812,392	100.8
20		4,895,201	95.4	3,550,380	93.1
21		4,739,339	96.8	3,443,848	97.0
22		4,802,325	101.3	3,527,028	102.4
23		4,739,048	98.7	3,495,971	99.1
24		4,744,749	100.1	3,519,578	100.7
25		4,831,103	101.8	3,620,550	102.9
26実績見込		4,914,000	101.7	3,676,000	101.5
27見込		5,049,000	102.7	3,767,000	102.5

- (注) 1 国内総生産（名目）は、平成25年度までは「国民経済計算」による実績、平成26年度実績見込及び平成27年度見込は「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成27年2月12日閣議決定）における額である。
- 2 国民所得は、平成25年度までは実績、平成26年度実績見込及び平成27年度見込は（注）1と同様の経済見通しにおける額である。
- 3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成22年=100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、平成25年度までは実績、平成26年度実績見込及び平成27年度見込は（注）1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分			
指数22年=100	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	年度			
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和	27 年度		
5.7	-	10,362	125.0	3,361	109.2		28		
5.9	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9		29		
6.7	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3		30		
8.1	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9		31		
9.2	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2		32		
9.2	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2		33		
11.5	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3		34		
14.0	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8		35		
16.7	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8		36		
17.5	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6		37		
20.3	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8		38		
22.8	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4		39		
23.6	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7		40		
27.6	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1		41		
32.7	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5		42		
37.5	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0		43		
43.8	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8		44		
48.6	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4		45		
49.5	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9		46		
54.6	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1		47		
61.4	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7		48		
55.4	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9		49		
52.9	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0		50		
58.7	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3		51		
60.6	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1		52		
64.8	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2		53		
70.0	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7		54		
71.4	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3		55		
72.9	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0		56		
72.5	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5		57		
76.6	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5		58		
83.0	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3		59		
85.0	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5		60		
84.9	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6		61		
90.0	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5		62		
97.8	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7		63		
102.1	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6		平成	元 年度	
107.1	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2				2
106.4	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8				3
100.1	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6				4
96.4	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2				5
99.4	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9				6
101.5	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7			
104.9	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	8			
106.1	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9			
98.8	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10			
101.5	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11			
105.8	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12			
96.1	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	13			
98.9	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	14			
101.8	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	15			
105.7	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16			
107.4	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17			
112.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18			
115.4	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19			
101.0	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20			
91.4	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	21			
				(358,234)	(90.6)				
99.4	108.8	947,750	98.6	343,163	97.5	22			
				(357,323)	(99.7)				
98.7	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	23			
				(357,142)	(99.9)				
95.8	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	24			
				(361,317)	(101.2)				
98.9	103.2	974,120	101.0	353,743	102.7	25			
				(373,743)	(103.4)				
-	99.5	833,607	85.6	362,294	102.4	26	実績見込		
				(386,078)	(103.3)				
-	102.7	852,710	102.3	383,226	105.8	27	見込		
				(404,460)	(104.8)				

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成25年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、平成26年度実績見込及び平成27年度見込は地方財政計画額（通常収支分）である。

5 地方税収入総額は、平成25年度までは決算額、平成26年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成27年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103 百万円		64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508)	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702 億円	(4,617)	75.2	(60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139 <367,165>	(355,206)	58.4 <43.6>	(42.2)
12		527,209 <379,358>	(368,005)	59.7 <43.0>	(41.7)
13		499,684 <356,149>	(321,060)	58.4 <41.6>	(37.5)
14		458,442 <334,172>	(287,309)	57.9 <42.2>	(36.3)
15		453,694 <340,612>	(272,765)	58.1 <43.6>	(35.0)
16		481,029 <343,833>	(303,113)	58.9 <42.1>	(37.1)
17		522,905 <364,797>	(332,569)	60.0 <41.9>	(38.2)
18		541,169 <357,191>	(339,172)	59.7 <39.4>	(37.4)
19		526,558 <376,208>	(360,754)	56.7 <40.5>	(38.8)
20		458,309 <329,594>	(288,858)	53.7 <38.6>	(33.8)
21		402,433 <300,653>	(223,734)	53.4 <39.9>	(29.7)
		【 395,693 】		【 52.5 】	
22		437,074 <308,602>	(228,479)	56.0 <39.6>	(29.3)
		【 422,875 】		【 54.2 】	
23		451,754 <315,890>	(252,183)	56.9 <39.8>	(31.8)
		【 436,194 】		【 55.0 】	
24		470,492 <338,819>	(278,931)	57.7 <41.6>	(34.2)
		【 453,794 】		【 55.7 】	
25		512,274 <366,583>	(312,406)	59.2 <42.3>	(36.1)
		【 492,264 】		【 56.9 】	
26 実績見込		556,106 <401,381>	(358,771)	60.6 <43.7>	(39.1)
		【 532,189 】		【 58.0 】	
27 見込		581,455 <421,588>	(400,432)	60.3 <43.7>	(41.5)
		【 560,433 】		【 58.1 】	

- (注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成25年度までは決算額、平成26年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成27年度見込は当初予算額である。
 2 地方税は、平成25年度までは決算額、平成26年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成27年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 3 国税欄の < > 内は、国税から地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の < > 内は、地方税に地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
 4 国税欄の ()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事

地 方 税				租 税 総 額		区分
税 額 B		租税総額に対する割合B/C(%)		税 額 C		
601 百万円		35.3		1,704 百万円		昭和5年度
557		35.7		1,559		8
632		34.5		1,834		10
757		20.5		3,690		14
879	(1,302)	15.1	(22.4)	5,810		16
986	(1,834)	7.9	(14.6)	12,527		20
1,883 億円	(2,968)	24.8	(39.1)	7,585 億円		25
3,815	(5,636)	28.9	(42.8)	13,178		30
4,499	(6,386)	29.3	(41.6)	15,361		31
5,272	(7,597)	30.5	(43.9)	17,287		32
5,439	(8,003)	31.4	(46.1)	17,343		33
6,109	(9,027)	30.8	(45.5)	19,823		34
7,442	(10,914)	29.2	(42.9)	25,452		35
9,065	(13,537)	28.9	(43.2)	31,334		36
10,567	(15,750)	30.7	(45.7)	34,464		37
12,129	(18,292)	30.8	(46.4)	39,435		38
13,996	(20,942)	30.7	(45.9)	45,588		39
15,494	(23,156)	32.1	(48.0)	48,279		40
17,686	(26,576)	32.6	(48.9)	54,316		41
21,495	(32,037)	32.8	(49.0)	65,441		42
25,801	(37,662)	32.7	(47.7)	79,021		43
30,902	(46,566)	32.4	(48.8)	95,434		44
37,507	(56,691)	32.5	(49.2)	115,239		45
42,358	(63,414)	33.4	(50.0)	126,784		46
50,044	(75,708)	32.5	(49.2)	154,021		47
64,913	(99,149)	31.6	(48.3)	205,386		48
82,375	(126,587)	34.3	(52.8)	239,919		49
81,548	(117,540)	36.0	(51.9)	226,591		50
95,641	(137,401)	36.3	(52.1)	263,661		51
110,052	(160,303)	37.4	(54.5)	294,393		52
122,371	(181,335)	34.5	(51.1)	354,610		53
140,315	(201,556)	36.0	(51.7)	389,881		54
158,938	(239,148)	35.9	(54.0)	442,626		55
173,255	(263,121)	36.3	(55.1)	477,806		56
186,286	(265,132)	36.8	(52.4)	506,317		57
198,413	(276,561)	36.7	(51.2)	540,034		58
214,939	(308,683)	36.9	(53.0)	582,687		59
233,165	(335,973)	37.3	(53.8)	624,667		60
246,282	(348,458)	36.5	(51.6)	674,792		61
272,040	(388,028)	36.3	(51.7)	750,108		62
301,169	(433,154)	36.6	(52.6)	823,107		63
317,951	(486,024)	35.8	(54.7)	889,312		平成元年度
334,504	(510,442)	34.8	(53.0)	962,302		2
350,727	(525,922)	35.7	(53.5)	982,837		3
345,683	(506,498)	37.6	(55.1)	919,647		4
335,913	(495,637)	37.0	(54.6)	907,055		5
325,391	(465,128)	37.6	(53.7)	865,398		6
336,750	(479,173)	38.0	(54.1)	886,380		7
350,937	(507,431)	38.9	(56.2)	903,198		8
361,555	(530,105)	39.4	(57.8)	917,562		9
359,222	(508,224)	41.2	(58.3)	871,199		10
350,261	<475,235> (487,194)	41.6	<56.4> (57.8)	842,400		11
355,464	<503,315> (514,668)	40.3	<57.0> (58.3)	882,673		12
355,488	<499,023> (534,112)	41.6	<58.4> (62.5)	855,172		13
333,785	<458,055> (504,918)	42.1	<57.8> (63.7)	792,227		14
326,657	<439,739> (507,586)	41.9	<56.4> (65.0)	780,351		15
335,388	<472,584> (513,304)	41.1	<57.9> (62.9)	816,417		16
348,044	<506,152> (538,380)	40.0	<58.1> (61.8)	870,949		17
365,062	<549,040> (567,059)	40.3	<60.6> (62.6)	906,231		18
402,668	<553,018> (568,472)	43.3	<59.5> (61.2)	929,226		19
395,585	<524,300> (565,036)	46.3	<61.4> (66.2)	853,894		20
351,830	<453,609> (530,528)	46.6	<60.1> (70.3)	754,262		21
【 358,234 】		【 47.5 】		【 753,928 】		
343,163	<471,635> (551,758)	44.0	<60.4> (70.7)	780,237		22
【 357,323 】		【 45.8 】		【 780,198 】		
341,714	<477,578> (541,285)	43.1	<60.2> (68.2)	793,468		23
【 357,142 】		【 45.0 】		【 793,336 】		
344,608	<476,281> (536,169)	42.3	<58.4> (65.8)	815,100		24
【 361,317 】		【 44.3 】		【 815,111 】		
353,743	<499,434> (553,611)	40.8	<57.7> (63.9)	866,017		25
【 373,545 】		【 43.1 】		【 865,809 】		
362,294	<517,019> (559,629)	39.4	<56.3> (60.9)	918,400		26 実績見込
【 386,078 】		【 42.0 】		【 918,267 】		
383,226	<543,093> (564,249)	39.7	<56.3> (58.5)	964,681		27 見込
【 404,460 】		【 41.9 】		【 964,893 】		

業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和35年度	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25	1,001,889	974,120	97.2
26実績見込	990,003	833,607	84.2
27見 込	963,420	852,710	88.5

- (注) 1 国の歳出は平成25年度までは決算額、平成26年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成27年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。
- 2 地方の歳出は、平成25年度までは決算額(ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額)、平成26年度実績見込及び平成27年度見込は地方財政計画額(通常収支分)であり、その会計区分は次のとおりである。
- 明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各会計
大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計
昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計
昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～平成25年度 普通会計の純計
- 3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
46	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	6.4	19.2
47	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	6.4	19.8
48	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	6.8	21.4
49	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	7.3	21.3
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,667,524	540,007	325,391	865,398	14.7	8.9	23.6
7	3,707,727	549,630	336,750	886,380	14.8	9.1	23.9
8	3,809,122	552,261	350,937	903,198	14.5	9.2	23.7
9	3,822,681	556,007	361,555	917,562	14.5	9.5	24.0
10	3,693,715	511,977	359,222	871,199	13.9	9.7	23.6
11	3,687,817	492,139	350,261	842,400	13.3	9.5	22.8
12	3,751,863	527,209	355,464	882,673	14.1	9.5	23.5
13	3,667,838	499,684	355,488	855,172	13.6	9.7	23.3
14	3,638,901	458,442	333,785	792,227	12.6	9.2	21.8
15	3,681,009	453,694	326,657	780,351	12.3	8.9	21.2
16	3,701,166	481,029	335,388	816,417	13.0	9.1	22.1
17	3,741,251	522,905	348,044	870,949	14.0	9.3	23.3
18	3,781,903	541,169	365,062	906,231	14.3	9.7	24.0
19	3,812,392	526,558	402,668	929,226	13.8	10.6	24.4
20	3,550,380	458,309	395,585	853,894	12.9	11.1	24.1
21	3,443,848	402,433	351,830	754,262	11.7	10.2	21.9
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.5)	(10.4)	(21.9)
22	3,527,028	437,074	343,163	780,237	12.4	9.7	22.1
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(12.0)	(10.1)	(22.1)
23	3,495,971	451,754	341,714	793,468	12.9	9.8	22.7
		(436,194)	(357,142)	(793,336)	(12.5)	(10.2)	(22.7)
24	3,519,578	470,492	344,608	815,100	13.4	9.8	23.2
		(453,794)	(361,317)	(815,111)	(12.9)	(10.3)	(23.2)
25	3,620,550	512,274	353,743	866,017	14.1	9.8	23.9
		(492,264)	(373,545)	(865,809)	(14.0)	(10.6)	(24.6)
26 実績見込	3,676,000	556,106	362,294	918,400	15.1	9.9	25.0
		(532,189)	(386,078)	(918,267)	(14.7)	(10.7)	(25.4)
27 見 込	3,767,000	581,455	383,226	964,681	15.4	10.2	25.6
		(560,433)	(404,460)	(964,893)	(15.2)	(11.0)	(26.2)

(注) 1 国民所得は、平成25年度までは実績、平成26年度実績見込額及び平成27年度見込は「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成27年2月12日閣議決定)における額である。
 2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成25年度までは決算額、平成26年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成27年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。
 3 地方税は、平成25年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成26年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、平成27年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。
 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
46	79,756	40,015	119,771	149,714
47	96,095	46,251	142,346	177,933
48	128,200	59,241	187,441	234,301
49	141,997	74,246	216,243	270,304
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	(344,383)	(281,970)	(626,352)	(782,940)
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	(358,278)	(285,266)	(643,544)	(804,430)
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	(383,269)	(290,836)	(674,105)	(842,631)
26 実績見込	432,975	282,076	715,051	893,814
	(414,354)	(300,594)	(714,948)	(893,685)
27 見込	452,711	298,374	751,085	938,856
	(436,344)	(314,906)	(751,250)	(939,063)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和22、23年度は、昭和22年国勢調査人口

(ウ) 昭和24年度は、昭和23年8月1日常住調査人口

(エ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(オ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(カ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(キ) 平成25年度、平成26年度及び平成27年度は、平成26年1月1日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区 分 年 度	租 税 総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 10 年 度	1,834 百万円	100.0 %	1,008 百万円	55.0 %	826 百万円	45.0 %
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25	7,585 億円	100.0	4,737 億円	62.5	2,848 億円	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
平 成 2 年 度	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,769	68.1	240,492	31.9
	(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
22	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3
	(780,198)	(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
23	793,468	100.0	547,421	69.0	246,045	31.0
	(793,335)	(100.0)	(547,288)	(69.0)	(246,045)	(31.0)
24	815,098	100.0	567,791	69.7	247,307	30.3
	(815,109)	(100.0)	(567,802)	(69.7)	(247,307)	(30.3)
25	866,016	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4
	(865,809)	(100.0)	(610,857)	(70.6)	(254,952)	(29.4)
26 実 績 見 込	918,400	100.0	619,642	67.5	298,758	32.5
	(918,267)	(100.0)	(619,509)	(67.5)	(298,758)	(32.5)
27 見 込	964,681	100.0	633,164	65.6	331,517	34.4
	(964,893)	(100.0)	(633,376)	(65.6)	(331,517)	(34.4)

区 分 年 度	国 税		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 10 年 度	1,202 百万円	100.0 %	421 百万円	35.0 %	781 百万円	65.0 %
15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
25	5,702 億円	100.0	3,136 億円	55.0	2,566 億円	45.0
30	9,363	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
平 成 2 年 度	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7
9	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6
10	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7
11	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
13	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5
14	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6
20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100.0	212,940	52.9	189,492	47.1
	(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)
22	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7
	(422,875)	(100.0)	(232,025)	(54.9)	(190,849)	(45.1)
23	451,754	100.0	258,580	57.2	193,172	42.8
	(436,194)	(100.0)	(243,020)	(55.7)	(193,172)	(44.3)
24	470,492	100.0	276,251	58.7	194,239	41.3
	(453,794)	(100.0)	(259,553)	(57.2)	(194,239)	(42.8)
25	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2
	(492,264)	(100.0)	(291,371)	(59.2)	(200,893)	(40.8)
26 実 績 見 込	556,106	100.0	312,445	56.2	243,661	43.8
	(532,189)	(100.0)	(288,528)	(54.2)	(243,661)	(45.8)
27 見 込	581,455	100.0	321,158	55.2	260,297	44.8
	(560,433)	(100.0)	(300,136)	(53.6)	(260,297)	(46.4)

地方税						区 分
地 額		接 税		間 接 税 等		
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	
632 百万円	100.0 %	587 百万円	92.9 %	45 百万円	7.1 %	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	63	8.0	15
1,883 億円	100.0	1,601 億円	85.0	282 億円	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	2
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	7
350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8	8
361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1	9
359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4	10
350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6	11
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6	13
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2	14
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	15
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	16
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	18
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	19
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	20
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	21
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(51,000)	(14.2)	
343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5	22
(357,323)	(100.0)	(304,296)	(85.2)	(53,026)	(14.8)	
341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5	23
(357,142)	(100.0)	(304,268)	(85.2)	(52,873)	(14.8)	
344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4	24
(361,317)	(100.0)	(308,249)	(85.3)	(53,068)	(14.7)	
353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3	25
(373,545)	(100.0)	(319,486)	(85.5)	(54,059)	(14.5)	
362,294	100.0	307,197	84.8	55,097	15.2	26 実 績 見 込
(386,078)	(100.0)	(330,981)	(85.7)	(55,097)	(14.3)	
383,226	100.0	312,006	81.4	71,220	18.6	27 見 込
(404,460)	(100.0)	(333,240)	(82.4)	(71,220)	(17.6)	

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成25年度までは決算額、平成26年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成27年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釧区税、釧業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。)を含まず、平成25年度までは決算額、平成26年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成27年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釧区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釧産税、特別土地保有税、目的税(平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。)、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税(一部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21年度以降の()内は、国税の直接税から地方法人特別税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

(注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場(娯楽施設)利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税)はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場(娯楽施設)利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地 方 譲 与 税
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	国 庫 支 出 金
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	そ の 他
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	小 計
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	地 方 債
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	国 庫 支 出 金
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	そ の 他
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	小 計
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	地 方 債
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	繰 越 金
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	市 町 村 計
												合計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	国 庫 支 出 金 等
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	そ の 他
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	小 計
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	地 方 債
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	繰 越 金
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国庫支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地 方 税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成21年度			
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
都道府県													
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	16,508,841	32.4	38.8	
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	810,283	1.6	1.9	
地方特例交付金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	216,047	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,184,136	16.1	19.2	
国庫支出金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	8,516,808	16.7	20.0	
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	8,292,243	16.3	19.5	
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	42,528,358	83.4	100.0	
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	7,755,661	15.2	—	
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	684,181	1.3	—	
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	50,968,200	100.0	—	
市町村													
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,674,113	34.9	39.6	
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	486,267	0.9	1.0	
地方特例交付金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	245,964	0.5	0.5	
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	7,636,101	14.3	16.2	
国 県 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	10,861,001	20.3	23.0	
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	9,269,697	17.3	19.7	
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	47,173,143	88.1	100.0	
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	4,666,867	8.7	—	
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,714,707	3.2	—	
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	53,554,717	100.0	—	
純計													
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	35,182,954	35.8	42.1	
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	1,296,551	1.3	1.6	
地方特例交付金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	462,011	0.5	0.6	
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	15,820,237	16.1	18.9	
国庫支出金等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	16,765,312	17.0	20.1	
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	14,043,706	14.3	16.8	
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	83,570,771	85.0	100.0	
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	12,396,036	12.6	—	
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,398,888	2.4	—	
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	98,365,695	100.0	—	

(単位 百万円)

平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
15,932,318	31.8	38.3	15,735,438	30.2	35.6	16,116,742	31.6	37.8	16,809,190	32.6	38.8	都道府県
1,593,264	3.2	3.8	1,703,659	3.3	3.9	1,830,934	3.6	4.3	2,136,827	4.1	4.9	地 方 税
156,631	0.3	0.4	143,621	0.3	0.3	50,987	0.1	0.1	50,209	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
8,766,464	17.5	21.1	9,697,663	18.6	22.0	9,317,127	18.3	21.9	8,848,887	17.2	20.4	地 方 特 例 交 付 金
6,253,231	12.5	15.0	7,795,672	14.9	17.7	6,583,149	12.9	15.5	7,342,456	14.2	16.9	地 方 交 付 税
8,853,942	17.7	21.3	9,079,146	17.4	20.6	8,703,113	17.1	20.4	8,169,992	15.8	18.8	国 庫 支 出 金
41,555,850	83.0	100.0	44,155,199	84.7	100.0	42,602,052	83.6	100.0	43,357,561	84.1	100.0	そ の 他
7,809,867	15.6	—	7,021,238	13.5	—	7,173,683	14.1	—	6,781,018	13.1	—	小 計
700,395	1.4	—	970,018	1.9	—	1,161,494	2.3	—	1,434,039	2.8	—	地 方 債
50,066,112	100.0	—	52,146,455	100.0	—	50,937,229	100.0	—	51,572,618	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
18,384,012	34.1	38.9	18,435,978	33.7	38.0	18,344,018	32.7	37.2	18,565,095	32.6	37.3	地 方 税
475,925	0.9	1.0	466,252	0.9	1.0	440,546	0.8	0.9	422,015	0.7	0.8	地 方 譲 与 税
226,534	0.4	0.5	220,399	0.4	0.5	76,480	0.1	0.2	75,313	0.1	0.2	地 方 特 例 交 付 金
8,427,087	15.6	17.8	9,054,605	16.5	18.7	8,972,699	16.0	18.2	8,746,566	15.3	17.6	地 方 交 付 税
10,973,476	20.4	23.2	11,526,036	21.0	23.8	12,313,036	21.9	25.0	12,619,537	22.1	25.4	国 庫 支 出 金
8,815,047	16.4	18.6	8,766,662	16.0	18.1	9,155,891	16.3	18.6	9,317,641	16.3	18.7	そ の 他
47,302,081	87.8	100.0	48,469,932	88.5	100.0	49,302,670	87.8	100.0	49,746,167	87.2	100.0	小 計
5,184,960	9.6	—	4,778,775	8.7	—	5,194,526	9.3	—	5,525,970	9.7	—	地 方 債
1,366,984	2.5	—	1,527,639	2.8	—	1,648,155	2.9	—	1,756,383	3.1	—	繰 越 金
53,854,025	100.0	—	54,776,346	100.0	—	56,145,351	100.0	—	57,028,520	100.0	—	市 町 村 計
												純計
34,316,330	35.2	41.6	34,171,416	34.1	39.8	34,460,760	34.5	40.7	35,374,285	35.0	41.3	地 方 税
2,069,189	2.1	2.5	2,169,911	2.2	2.5	2,271,480	2.3	2.7	2,558,842	2.5	3.0	地 方 譲 与 税
383,165	0.4	0.5	364,020	0.4	0.4	127,467	0.1	0.2	125,522	0.1	0.1	地 方 特 例 交 付 金
17,193,551	17.6	20.8	18,752,268	18.7	21.9	18,289,826	18.3	21.6	17,595,454	17.4	20.5	地 方 交 付 税
14,234,558	14.6	17.3	15,961,503	16.0	18.6	15,459,306	15.5	18.3	16,447,021	16.3	19.2	国 庫 支 出 金 等
14,277,809	14.6	17.3	14,392,600	14.4	16.8	14,086,462	14.1	16.6	13,523,439	13.4	15.8	そ の 他
82,474,602	84.6	100.0	85,811,718	85.8	100.0	84,695,301	84.8	100.0	85,624,563	84.7	100.0	小 計
12,969,520	13.3	—	11,760,270	11.8	—	12,337,932	12.4	—	12,284,850	12.2	—	地 方 債
2,067,379	2.1	—	2,497,658	2.5	—	2,809,649	2.8	—	3,190,422	3.2	—	繰 越 金
97,511,501	100.0	—	100,069,646	100.0	—	99,842,882	100.0	—	101,099,835	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鋳区税	274		335		329		383		414	
漁業権税	48		50		—		—		—	
狩猟者税	294		366		308		351		315	
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—		—		—		—		—	
旧法による税	7,331		1,782		672		258		4,580	
水利地益税	50		23		5		2		—	
軽油引取税	—		—		—		—		—	
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	不明	—	不明	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷車税	1,175		1,189		1,229		1,245		—	—
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鋳産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	0.1	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294		484		323		814		843	
旧法による税	13,820	11.9	5,556	4.0	2,652	1.6	1,281	1.0	722	0.7
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226		303		349		339		305	
共同施設税	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

(注) 1 各年度とも決算額である。
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
 5 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道 府 県 民 税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個 人 分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法 人 分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事 業 税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個 人 分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法 人 分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 所 得 税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不 動 産 取 得 税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道 府 県 た ば こ 消 費 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 場 税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	{ 料 理 飲 食 等 消 費 税
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	{ (遊 興 飲 食 税)
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	自 動 車 税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	漁 業 権 税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	狩 猟 者 税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	法 定 外 普 通 税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	水 利 地 益 税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市 町 村 税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市 町 村 民 税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個 人 均 等 割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所 均 等 割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法 人 均 等 割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法 人 税 割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固 定 資 産 税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土 地 税
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家 屋 税
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償 却 資 産 税
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純 固 定 資 産 税 小 計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交 付 金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納 付 金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自 転 車 荷 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 転 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷 車 税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽 自 動 車 税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電 気 ガ ス 税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉱 産 税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木 材 引 取 税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入 湯 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広 告 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接 客 人 税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法 定 外 普 通 税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入 湯 税 (目 的 税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,197	—	9,053	—	都 市 計 画 税
318	—	284	—	279	—	267	—	280	—	水 利 地 益 税
19	0.1	17	—	33	—	17	—	16	—	共 同 施 設 税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地 方 税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

11 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉦 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
旧法による税	33		77		40		18		20	
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家 屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉦 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道府県民税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	個人均等割
								197,116	11.4	所得割
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	法人均等割
								125,112	7.2	法人税割
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事業税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不動産取得税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自動車税
825		802		846		878		861		鉾 区 税
393		435		491		546		604		狩猟者登録税 (狩猟免許税)
635	0.7	520	0.7	645	0.4	317	0.3	48	0.3	法定外普通税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		道府県固定資産税
15		2		1		1		15		旧法による税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自動車取得税
64,890	8.3	77,954	8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽油引取税
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	入 猟 税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	計
										市町村税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市町村民税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固定資産税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土 地
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償却資産
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交付金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納付金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽自動車税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電気ガス税
2,420		2,506		2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉾 産 税
2,497	0.6	2,628	0.6	2,709	0.3	2,711	0.2	2,595	0.2	木材引取税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法定外普通税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧法による税
1,356		1,469		1,646		1,869		2,047		入 湯 税
19,012	2.7	24,208	3.0	31,759	3.3	43,457	3.9	52,785	4.0	都市計画税
302		297		290		306		300		水利地益税
26		4		3		3		3		共同施設税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉱区税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入猟税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電気	—	—	—	—	—	—	—	—	147,039	3.7
（電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉱産税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入湯	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地方税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道府県民税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個人均等割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事業税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不動産取得税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自動車税
592	0.1	530	0.1	993	0.2	961	0.2	1,029	0.2	鉾 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩猟者登録税
183		355		821		3,401		4,589		(狩猟免許税)
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		法定外普通税
6		4		1		3		0		道府県固定資産税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	旧法による税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	自動車取得税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	軽油引取税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	入 猟 税
										計
										市町村税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市町村民税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	地 屋
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	家 屋
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	償却資産
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	純固定資産税小計
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	交付金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	納付金
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	軽自動車税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	市町村たばこ消費税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	電気
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガス税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	(電気ガス税)
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	鉾 産 税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	木材引取税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	特別土地保有税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	法定外普通税
7,153	5.1	8,790	6.2	9,318	6.2	12,677	7.5	13,172	7.4	入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事業所税
195,498		224,990		252,487		372,479		424,715		都市計画税
265		257		267		282		294		水利地益税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	共同施設税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計
8,154,841	—	9,564,091	—	11,005,216	—	12,237,054	—	14,031,511	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦区税	1,009		967		910		958		935	
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140	0.2	5,111	0.2	8,661	0.3	11,575	0.3	14,700	0.3
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024		13,021		13,232		13,001		13,533	
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084	7.3	495,211	7.1	554,396	7.2	616,356	7.3	655,370	7.2
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892		855		758		719		鉦 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0.4	16,628	0.4	23,055	0.4	20,880	0.3	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉦 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7.1	791,002	7.3	828,762	7.1	844,335	6.9	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉦区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉦産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事業税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地方消費税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲渡割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨物割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不動産取得税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道府県たばこ税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴルフ場利用税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特別地方消費税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自動車税
613		594		580		537		492		鉦区税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩猟者登録税
23,903	0.3	21,256	0.2	21,980	0.2	20,467	0.2	20,211	0.3	法定外普通税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道府県固定資産税
679		515		398		207		110		旧法による税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自動車取得税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽油引取税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市 町 村 税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固定資産税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償却資産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純固定資産税小計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交付金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽自動車税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市町村たばこ税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉦産税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特別土地保有税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515	8.2	1,304,476	8.3	1,369,145	8.3	1,325,671	7.9	1,352,233	8.2	都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所得割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法人税割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利子割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配当割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409		407		407		401		396		鉦 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
22		15		4		5		3		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所得割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法人税割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉦 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

（単位 百万円）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8	5,943,248	40.2
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6	79,920	0.5
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9	4,561,214	30.9
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0	148,176	1.0
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8	692,118	4.7
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8	114,943	0.8
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5	130,083	0.9
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1	216,794	1.5
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9	2,855,220	19.3
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3	181,344	1.2
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6	2,673,876	18.1
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0	2,649,639	17.9
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5	1,907,592	12.9
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5	742,047	5.0
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4	356,954	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0	172,537	1.2
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4	49,316	0.3
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5	193,426	1.3
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5	943,273	6.4
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2	1,574,379	10.7
釧 区 税	394		393		386		368		346	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2	24,170	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298		1,689	
旧法による税	12		7		5		6		2	
狩 猟 税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0	1,579	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1	8,074	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0	14,773,853	100.0
市町村税										
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7	9,171,988	44.5
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9	181,813	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3	6,832,817	33.2
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0	416,669	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4	1,740,690	8.4
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2	8,652,577	42.0
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7	3,373,994	16.4
家 屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5	3,648,443	17.7
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6	1,539,964	7.5
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8	8,562,401	41.6
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4	90,176	0.4
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9	189,193	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4	983,229	4.8
釧 産 税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0	1,947	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0	1,067	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0	1,918	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入 湯 税	22,790		22,349		20,863		21,799		22,062	
事業所税	327,465		329,464		338,988		349,796		348,399	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8	1,226,719	7.8
水利地益税	37		34		33		29		29	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0	1,305	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0	20,600,433	100.0
地 方 税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—	34,460,760	—	35,374,285	—

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度			昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			平成7年度		
	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比	指 数	前 度	年 比
道府県税		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%
道府県民税	220	128		742	116		1,727	125		4,175	97		8,321	113		12,457	108		21,479	117		18,826	100	
個人均等割	150	109		881	125		108	108		11	102		542	160		828	139		907	101		1,006	102	
所得割							126	126		373	107		709	112		1,052	106		1,232	106		1,335	108	
法人均等割	321	144		543	100		106	106		144	102		1,355	105		8,083	125		10,412	108		17,896	111	
法人税割							125	125		199	76		438	116		637	111		749	87		548	107	
利子割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		186	186		113	81	
配当割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
株式等譲渡所得割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
事業税	234	140		409	101		1,203	124		1,864	76		3,622	117		4,886	109		8,118	100		5,567	101	
(個人分)	75	117		125	114		289	122		238	95		370	117		643	103		1,232	118		1,241	102	
(法人分)	287	143		504	100		1,509	125		2,407	76		4,708	117		6,304	109		10,420	99		7,013	101	
地方消費税	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
譲渡割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
貨物割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
不動産取得税	262	127		793	126		1,820	138		3,477	104		5,409	116		8,332	109		11,430	94		15,100	119	
道府県たばこ税	260	111		458	110		918	110		1,413	106		2,385	103		3,262	102		3,757	114		3,942	101	
ゴルフ場利用税	225	121		642	119		1,926	129		3,386	106		5,034	109		7,325	103		6,116	119		6,609	99	
特別地方消費税	187	125		370	111		816	115		1,770	108		2,631	108		3,148	106		1,287	130		880	97	
自動車取得税	-	-		-	-		107	107		245	114		379	96		487	105		859	106		857	105	
軽油引取税	299	134		1,126	111		2,502	114		3,366	101		7,757	104		9,644	105		14,464	109		23,116	102	
自動車税	187	121		699	153		2,183	121		4,698	112		9,942	106		13,220	102		16,253	107		20,215	104	
鉱区税	196	115		174	100		173	95		125	95		213	98		188	95		146	99		125	97	
狩猟者登録税	-	-		115	111		196	111		584	101		996	95		804	96		669	98		593	96	
法定外税及る 旧法による	78	104		112	107		11	98		33	93		885	112		4,363	172		5,543	23		3,747	89	
道府県固定資産税	190	132		183	89		164	126		96	80		354	159		570	146		699	127		462	74	
入猟税	-	-		109	107		172	109		509	101		848	95		658	95		545	98		475	96	
狩猟計	237	132		532	110		1,436	122		2,631	91		5,025	112		6,939	107		10,639	106		9,458	102	
市町村税																								
市町村民税	173	122		412	112		956	126		2,678	100		5,662	117		8,986	111		13,079	104		11,907	104	
個人均等割	118	102		147	105		165	102		183	97		688	126		974	133		1,077	102		1,190	102	
所得割	140	114		419	117		866	125		2,700	107		5,692	117		8,884	109		12,824	109		12,923	104	
法人均等割	149	110		192	91		412	107		554	100		4,132	103		24,724	124		31,129	106		39,539	104	
法人税割	309	143		534	102		1,668	129		3,970	88		8,120	115		12,357	111		18,784	94		12,327	103	
固定資産税	156	108		268	111		522	117		1,402	122		2,522	110		3,909	109		5,455	106		7,635	106	
土地	119	102		151	102		349	126		1,510	131		2,751	108		4,133	111		5,475	102		8,057	107	
家屋	146	110		261	115		486	112		1,091	118		2,140	113		3,450	108		5,058	108		6,934	106	
償却資産	196	113		440	113		814	118		1,596	114		2,416	110		3,791	110		6,074	109		8,005	102	
交付金	149	107		257	109		614	116		1,302	112		2,396	112		3,513	106		4,575	108		6,381	107	
納付金	248	105		380	111		601	108		1,018	112		1,738	111		2,405	102		-	-		-	-	
軽自動車税	184	137		613	119		1,168	114		1,348	99		2,117	106		3,420	107		4,315	104		5,165	104	
市町村たばこ税	178	111		381	111		805	111		1,239	106		2,091	103		2,869	103		3,307	113		3,480	101	
電気税	-	-		-	-		-	-		-	101		148	148		105	105		-	-		-	-	
(電気ガス税)	190	121		251	108		455	114		750	99		1,796	148		2,449	105		-	-		-	-	
ガス税	-	-		-	-		-	-		-	80		153	153		99	99		-	-		-	-	
鉱産	133	107		140	102		140	95		161	115		261	114		266	98		155	91		127	97	
木材引取税	132	108		168	107		169	97		193	102		218	100		140	91		-	-		-	-	
特別土地保有税	-	-		-	-		-	-		96	96		60	99		51	94		110	123		112	97	
法定外税及る 旧法による	75	91		88	103		192	125		460	103		778	109		1,084	108		1,623	11		65	51	
入湯	181	116		387	113		621	106		2,044	159		3,721	99		3,988	103		5,263	107		5,949	104	
事業所	-	-		-	-		-	-		-	-		173	123		246	105		359	109		383	98	
都市計画	321	112		604	113		2,233	133		6,208	106		14,896	110		22,867	110		29,924	104		41,425	106	
水利地益	89	101		95	98		101	107		83	102		99	107		90	102		62	77		58	100	
共同施設	84	100		137	100		16	100		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
計	169	114		327	111		699	120		1,828	108		3,627	114		5,593	109		7,595	104		8,431	104	
地方税	195	122		406	111		983	121		2,138	99		4,166	113		6,112	108		8,768	105		8,827	103	

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については、昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。

また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成12年度		平成17年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		区 分		
指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比			
18,995	125	15,133	105	26,332	100	24,338	92	23,116	95	22,827	99	23,758	104	25,085	106	道府県税		
1,460	99	1,667	114	2,361	109	2,428	103	2,397	99	2,425	101	2,481	102	2,486	100	道府県民税		
1,187	97	1,116	104	2,448	106	2,419	99	2,239	93	2,200	98	2,289	104	2,314	101	個人均等割		
19,548	103	21,316	102	21,781	99	21,295	98	21,757	102	21,754	100	21,705	100	17,079	79	所得割		
554	109	658	114	733	89	434	59	489	113	511	104	548	107	104	19	法人均等割		
147	334	20	65	23	96	19	83	17	89	14	82	13	93	25	192	法人税割		
-	-	180	180	128	43	106	83	133	125	148	111	161	109	339	211	利子割		
-	-	238	238	46	23	48	104	44	92	36	82	41	114	1,511	3685	配当割		
5,139	105	6,099	113	6,726	93	3,605	54	3,025	84	3,003	99	3,142	105	3,544	113	株式等譲渡所得割		
1,105	97	1,069	100	1,074	99	1,010	94	912	90	889	97	880	99	899	102	事業税		
6,488	106	7,780	114	8,615	93	4,473	52	3,731	83	3,710	99	3,897	105	4,428	114	(個人分)		
99	102	100	98	97	96	95	98	104	109	100	96	100	100	104	104	(法人分)		
98	101	93	95	82	93	87	106	94	108	88	94	87	99	87	100	地方消費税		
103	107	144	109	189	106	145	77	162	112	176	109	183	104	212	116	譲渡割		
10,865	98	9,139	104	8,537	92	7,749	91	7,264	94	6,548	90	6,433	98	6,843	106	貨物割		
2,934	102	2,867	97	2,743	95	2,602	95	2,669	103	3,057	115	3,011	98	1,798	60	不動産取得税		
5,510	93	4,197	97	4,049	99	3,948	98	3,697	94	3,425	93	3,428	100	3,337	97	道府県たばこ税		
77	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ゴルフ場利用税	
651	100	635	100	513	86	324	63	269	83	235	87	295	126	271	92	特別地方消費税		
20,954	96	18,843	99	15,943	89	15,762	99	15,928	101	16,169	102	16,048	99	16,368	102	自動車取得税		
22,471	101	22,322	102	21,406	98	21,070	98	20,574	98	20,341	99	20,198	99	20,051	99	軽油引取税		
100	99	86	100	84	99	83	99	83	100	81	98	78	96	73	94	自動車税		
511	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鉦区税	
4,024	113	8,832	104	7,172	106	7,483	104	8,331	111	4,854	58	5,779	119	5,550	96	狩猟者登録税		
518	82	762	100	816	123	861	106	241	28	145	60	107	74	78	73	法定外税及び旧法による税		
415	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	道府県固定資産税	
-	-	385	98	323	95	311	96	292	94	278	95	263	95	247	94	94	入猟税	
10,598	107	10,354	105	12,191	96	9,965	82	9,538	96	9,380	98	9,619	103	10,046	104	104	狩猟税	
																	計	
																	市町村税	
11,116	98	11,028	106	13,788	99	12,337	89	11,829	96	11,762	99	12,265	104	12,402	101	101	市町村民税	
1,525	99	1,983	111	2,333	102	2,361	101	2,332	99	2,330	100	2,341	100	2,364	101	101	個人均等割	
11,892	96	11,127	104	14,578	102	14,380	99	13,273	92	13,058	98	13,567	104	13,709	101	101	所得割	
42,973	103	43,998	102	45,111	100	43,856	97	45,047	103	45,086	100	45,155	100	45,488	101	101	法人均等割	
11,495	106	13,246	114	15,081	90	8,857	59	9,937	112	10,303	104	11,060	107	11,225	101	101	法人税割	
8,189	97	8,027	101	8,040	102	8,038	100	8,117	101	8,121	100	7,772	96	7,837	101	101	固定資産税	
8,652	99	7,865	98	7,877	100	8,007	102	8,027	100	7,936	99	7,849	99	7,791	99	99	土地	
7,465	94	8,103	104	8,019	104	7,886	98	8,139	103	8,325	102	7,643	92	7,852	103	103	家屋	
8,431	99	7,676	99	7,969	101	7,984	100	7,790	98	7,583	97	7,457	98	7,464	100	100	償却資産	
8,191	108	9,194	109	9,061	100	9,124	101	9,199	101	9,239	100	8,726	94	8,613	99	99	交付金	
-	-	115	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	納付金
6,119	105	7,417	104	8,264	103	8,518	103	8,696	102	8,833	102	9,024	102	9,265	103	103	軽自動車税	
4,500	100	4,397	97	4,205	95	3,988	95	4,097	103	4,679	114	4,614	99	5,114	111	111	市町村たばこ税	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電気
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ガス
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電気ガス税)
90	97	90	110	112	103	113	101	101	89	109	108	114	105	112	98	98	ガス	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鉦産
39	89	4	57	4	100	2	50	3	150	1	33	1	100	1	100	100	木材引取税	
51	90	300	120	329	98	266	81	339	127	360	106	300	83	346	115	115	特別土地保有税	
6,680	101	6,962	101	6,773	96	6,511	96	6,385	98	5,961	93	6,228	104	6,303	101	101	法定外税及び旧法による税	
404	101	371	102	403	103	409	101	411	100	423	103	436	103	435	100	100	入湯	
41,854	96	39,156	100	38,900	102	39,140	101	39,869	102	40,251	101	38,599	96	38,956	101	101	事業所	
49	98	17	58	13	87	12	92	11	92	10	91	9	90	9	100	100	都市計画	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水利
8,515	98	8,351	103	9,227	100	8,757	95	8,655	99	8,692	100	8,666	100	8,787	101	101	地益	
9,318	101	9,123	104	10,369	98	9,222	89	8,995	98	8,957	100	9,033	101	9,273	103	103	共同	
																		施設
																		計
																		地方

- 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。
- 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。
- 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。
- 平成21年度において、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に変更された。平成21年度以降の自動車取得税と軽油引取税の前年度比は、普通税分と目的税分の合計値との比較である。

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	区 分	26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人	41,047,866人	45,441,915人
所得割	均 等 割	13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、平成26年度にお
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の
 以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18

(2) 個人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
第 一 業 種	所得税課税者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人	1,464,048人	1,319,743人
	所得税失格者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858
第 二 業 種	所得税課税者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人	2,119人	1,601人
	所得税失格者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660
第 三 業 種	所得税課税者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人	227,493人	218,623人
	所得税失格者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による個人事業税の納税義務者数である。

(3) 法人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
普 通 法 人 口	分割法人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人	102,099人	114,527人
	県内法人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132
特 別 法 人	公益法人等	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人	69,397人	77,022人
	人格なき社団等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114
	清算法人	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565
	特定信託	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003
課 税 入 法 人 額	分割法人	93人	103人	113人	115人	119人	118人	116人	116人
	県内法人	91	140	154	209	243	264	282	269
	計	184	243	267	324	362	382	398	385
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。
 2 6カ月事業年度の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	法 人 均 等 割	616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人	2,810,888人	3,339,390人
税割	法 人 税 割	585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327
固定資産税	固 定 資 産 税	18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、平成26年度においては速報値である。

12	17	20	21	22	23	24	25	26
46,570,162 人	55,400,971 人	60,381,477 人	60,456,903 人	59,359,667 人	59,298,394 人	59,398,942 人	59,911,947 人	60,281,063 人
51,634,930	51,361,677	56,094,654	56,108,704	54,773,740	54,682,444	54,849,689	55,353,694	55,581,656

いは速報値である。

例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。

非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年

年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

12	17	20	21	22	23	24	25
1,030,237 人	909,915 人	854,812 人	779,828 人	684,352 人	675,657 人	689,288 人	712,119 人
32,695	21,033	21,478	23,368	20,950	24,477	19,739	18,665
1,062,932	930,948	876,290	803,196	705,302	700,134	709,027	730,784
1,355 人	1,021 人	1,076 人	892 人	898 人	953 人	1,097 人	1,016 人
81	34	17	23	20	23	19	23
1,436	1,055	1,093	915	918	976	1,116	1,039
194,654 人	181,613 人	180,536 人	172,763 人	159,715 人	157,397 人	158,916 人	162,471 人
6,450	4,406	5,128	5,535	5,151	5,809	4,610	4,740
201,104	186,019	185,664	178,298	164,866	163,206	163,526	167,211
1,265,472	1,118,022	1,063,047	982,409	871,086	864,316	873,669	899,034

12	17	20	21	22	23	24	25
122,128 人	126,662 人	130,603 人	129,918 人	128,048 人	127,518 人	128,140 人	129,488 人
2,354,731	2,381,754	2,404,461	2,387,255	2,366,730	2,353,635	2,355,383	2,357,908
2,476,859	2,508,416	2,535,064	2,517,173	2,494,778	2,481,153	2,483,523	2,487,396
87,289 人	89,462 人	93,528 人	92,793 人	92,726 人	92,866 人	92,803 人	93,468 人
31,792	43,080	48,933	50,357	52,503	53,034	55,792	56,532
7,158	12,151	13,074	12,875	12,820	12,951	12,970	13,225
30,692	34,111	38,106	39,729	37,272	32,785	33,119	33,285
	416						
149 人	143 人	173 人	172 人	189 人	198 人	192 人	214 人
950	1,221	1,550	1,585	1,682	2,001	2,038	2,596
1,099	1,364	1,723	1,757	1,871	2,199	2,230	2,810
2,634,889	2,689,000	2,730,428	2,714,684	2,691,970	2,674,988	2,680,437	2,686,716

12	17	20	21	22	23	24	25	26
3,563,841 人	3,670,576 人	3,760,852 人	3,688,980 人	3,741,322 人	3,691,449 人	3,687,550 人	3,710,057 人	3,734,271 人
3,412,841	3,508,610	3,590,826	3,611,162	3,586,740	3,574,473	3,573,744	3,590,376	3,604,657
43,096,333	45,551,292	46,794,056	47,266,179	47,530,329	47,338,984	47,858,532	48,133,904	48,295,349

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成 26 年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,738	2	1,742	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」（平成 26 年 4 月 1 日現在）による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。

(注) 3 平成 26 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
夕張市 6.5%（平成 19 年度から） 豊岡市 6.1%（平成 21 年度から）

(注) 4 平成 26 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市 5.7%（平成 24 年度から） 金武町 5.4%（平成 24 年度から）

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,738	2	1,742	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。

(注) 2 平成 26 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体
夕張市 4,000 円（平成 19 年度から） 横浜市 4,400 円（平成 21 年度から）

(注) 3 平成 26 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市 3,300 円（平成 24 年度から） 金武町 3,200 円（平成 24 年度から）

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (9.7%)	超 過 税 率						合 計 9.8% ～10.5%
		9.8% ～10.5%	10.6% ～11.3%		9.8% ～10.5%	10.6% ～11.3%	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	2	—	—	2	—	—	2	—
人口 5 万 以上 50 万未満の市	92	3	9	92	3	9	92	3
人口 5 万未満の市	73	5	5	73	5	5	73	5
町 村	555	7	12	555	7	12	555	7
合 計	722	15	26	722	15	26	722	15
構 成 比	42.0%	0.9%	1.5%	42.0%	0.9%	1.5%	42.0%	0.9%

(注) 1 「法人住民税法人税割及び法人事業税の税率等に関する調」（平成 26 年 10 月 1 日現在）による。

2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率						合 計
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	4	5	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	379	—	1	—	125	126	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,334	1	3	1	377	382	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.6%	0.1%	0.2%	0.1%	21.9%	22.2%	0.1%	100.0%

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	1	21	—	—	—	4	4	1	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	372	1	2	—	131	134	1	507	
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256	
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929	
合 計	1	1,327	1	4	1	383	389	2	1,719	
構 成 比	0.1%	77.2%	0.1%	0.2%	0.1%	22.3%	22.6%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	133	134	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,325	1	3	1	386	391	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.1%	0.1%	0.2%	0.1%	22.5%	22.7%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	133	134	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,325	1	3	1	386	391	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.1%	0.1%	0.2%	0.1%	22.5%	22.7%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	135	136	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,323	1	3	1	388	393	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	135	136	1	506	
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256	
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929	
合 計	1	1,323	1	3	1	388	393	2	1,719	
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	135	136	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,323	1	3	1	388	393	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	135	136	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,323	1	3	1	388	393	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	135	136	1	506
人口 5 万未満の市	—	184	—	—	—	72	72	—	256
町 村	—	750	—	2	1	176	179	—	929
合 計	1	1,323	1	3	1	388	393	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	17
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	468	92.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	36	7.1	504	100.0	220
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	36	7.1										
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	207	80.2	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	48	18.6	258	100.0	170
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	51	19.8										
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	92.7	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	53	5.7	929	100.0	303
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	68	7.3										
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,565	91.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	137	8.0	1,720	100.0	710
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.0			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	155	9.0										

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭和40年度	昭和49年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
	昭和48年度	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過
	決算	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額
道府県民税																			
法人税割	該当	1	(-)	20	4,616	44	79,876	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428
事業税																			
法人		1	11,335	2	38,453	7	129,712	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968
自動車税	なし		(該当なし)	1	796	1	1,180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	11,335	-	43,865	-	210,768	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396

税目	平成13年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過	超過
	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額
道府県民税																			
個人均等割	-	-	-	1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472
所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472	-
法人均等割	1	1,117	1	4,776	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30
法人税割	46	92,688	46	76,537	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46
事業税																			
法人	7	94,314	7	77,492	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8
自動車税	1	-	1	-	1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1
合計	-	188,119	-	158,805	-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

税目	昭和40年度	昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361	223,930	239,376	241,074
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24	26	22	20
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290	14,020	13,990	14,058
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047	209,884	225,364	226,996
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068	42,419	40,858	41,470
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337	12,614	12,733	12,820
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571	18,351	17,067	17,684
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160	11,454	11,058	10,966
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436	439	443	457
鉱産税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32	11	11	13
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28	24	22	24
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925	266,823	280,710	283,038

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

税目	昭和40年度	昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364	419,590	462,972	471,157

(単位 百万円)

平成3年度 決算		平成4年度 決算		平成5年度 決算		平成6年度 決算		平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		税 目
団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	
45	121,606	45	100,328	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	道府県民税 法人税割
7	172,714	7	142,982	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	事業税 法人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自動車税
-	294,320	-	243,310	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	合 計

平成23年度 決算		平成24年度 決算		平成25年度 決算		平成26年度 決算見込		税 目
団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	
31	18,530	33	19,966	33	20,002	35	21,449	道府県民税 個人均等
1	2,470	1	2,658	1	2,698	1	2,731	所得割
31	9,367	33	9,560	33	9,975	35	9,945	法人均等
46	85,987	46	92,617	46	94,467	46	108,785	法人税割 事業税
8	91,047	8	97,418	8	115,502	8	129,124	法人
13	13	1	14	1	20	1	43	自動車税
-	207,414	-	222,233	-	242,664	-	272,077	合 計

平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算見込	税 目
199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	202,011	220,749	227,951	244,809	248,474	280,111	市町村民税
19	20	-	-	-	2	2	1,498	1,690	1,617	1,619	1,633	1,606	個人均等割
-	-	-	-	-	29	24	75	70	67	69	69	68	所得割
13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	14,601	15,314	15,416	15,259	15,858	15,659	法人均等割
186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	185,836	203,675	210,851	227,861	230,914	262,778	法人税割
41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	37,706	37,189	35,756	34,130	33,847	34,018	固定資産税
12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	12,339	12,071	11,156	10,829	10,454	10,375	土地
18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	15,813	16,068	15,821	14,557	14,688	14,938	家屋
10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	9,554	9,051	8,779	8,744	8,704	8,705	償却資産
468	483	501	528	497	509	564	666	715	729	679	687	704	軽自動車税
5	9	9	9	9	9	7	8	9	10	10	9	9	釩産税
26	25	21	24	23	23	24	23	23	24	23	23	24	入湯税
242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	240,413	258,685	264,469	279,650	283,040	314,866	合 計

平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算見込	税 目
400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	419,773	467,725	471,883	501,883	525,704	586,943	合 計

15 法定外税の実施状況（平成26年度）

(1) 道府県法定外普通税

平成27年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 25年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの (元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (H24.4.1) 996
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5 ②45,750円/千kW(3ヶ月)	S51.11.10施行 (H23.11.10)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力				6,095
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5 ②40,000円/千kW(3ヶ月)	S54.1.16施行 (H26.1.16)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力				0
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5 ②46,000円/千kW(3ヶ月)	S54.4.1施行 (H26.4.1)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力				0
5	島根県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55.4.1施行 (H22.4.1) 0
6	静岡県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55.4.1施行 (H22.4.1) 0
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の12 ②22,600円/千kW(3ヶ月)	S58.6.1施行 (H25.6.1)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力				240
8	宮城県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58.6.21施行 (H25.6.21) 0
9	新潟県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5 ②33,000円/千kW(3ヶ月)	S59.11.15施行 (H26.11.15)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力				0
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5 ②37,750円/千kW(3ヶ月)	S63.9.1施行 (H25.9.1)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力				225
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5 ②34,900円/千kW(3ヶ月)	H4.10.8施行 (H24.10.8)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力				770

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 25年度決算額 (百万円)
12	茨城県	核燃料等 取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①30,500円/千kW(3ヶ月)	S53.10.18施行
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	(H26.4.1)
			③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③60,100円/kg	606
			④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,500円/kg	
			⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者		⑤1,594,000円/m ³	
			⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1,219,000円/本	
			⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5,100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106,000円/m ³	
			⑨放射性廃棄物の保管	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨5,100円/m ³	
13	青森県	核燃料物質等 取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①44,600円/kg	H3.9.28施行
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②9,000円/千kW(3ヶ月)	(H26.4.1)
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の13	15,237
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄物に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥64,000円/m ³	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦1,969,500円/本	

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(2) 市町村法定外普通税

平成27年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 25年度決算額 (百万円)
1	静岡県熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51. 4. 1施行 (H23. 4. 1) 562
2	神奈川県山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1㎡…10円 砂利 1㎡…15円	S57. 4. 1施行 (H24. 4. 1) 5
3	福岡県太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く) …50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15. 5. 23施行 (H24. 5. 23) 67
4	鹿児島県薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	250,000円/体	H15. 11. 1施行 (H26. 1. 5) 392
5	東京都豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行 582
6	大阪府泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25. 3. 30施行 311

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

平成27年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 25年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 161
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 411
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H25.4.1) 513
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H25.4.1) 8
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 209
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 90
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 223
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行 29

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 25年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 106
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 202
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 220
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 60
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H22.4.1) 361
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H22.4.1) 250
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 195
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 115
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 98

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 25年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 264
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 142
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 248
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の推進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 204
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の推進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 707
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 578
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の推進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 54
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 846
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の推進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 199

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 25年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19.4.1施行 250
28	東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が10千円以上15千円未満 …100円 15千円以上 …200円	H14.10.1施行 1,315
29	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 …3,000円/回 ・一般乗合用バス …2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15.4.1施行 18

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

平成27年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 25年度決算額 (百万円)
1	京都府 城陽市	山砂利採 取税	山砂利の採取	山砂利採取に起因す る環境整備に要する 経費	採取量	採取業者	申告納付	1 m ³ …40円	S43. 12. 1施行 (H23. 6. 1) 17
2	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13. 7. 1施行 9
3	福岡県 北九州市	環境未来 税	最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分	廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再 生利用の促進に資す る事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用	最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋 立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分事業 者	申告納付	1,000円/トン	H15. 10. 1施行 688
4	新潟県 柏崎市	使用済核 燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	保管する使用済核燃料の重 量(使用済核燃料に係る原 子核分裂をさせる前の核燃 料物質の重量)	使用済核燃料を保管 する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15. 9. 30施行 575
5	沖縄県 伊是名村	環境協力 税	旅客船、飛行機等 により伊是名村へ入 域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等 により伊是名村へ入 域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H17. 4. 25施行 4
6	沖縄県 伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H20. 7. 1施行 3
7	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力 税	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H23. 4. 1施行 10

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
 ○ 京都府城陽市山砂利採取税は平成23年6月1日に法定外普通税から法定外目的税に変更。
 ○ 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成25年度）

（単位 百万円、％）

区分 団体名	歳入総額	税収入		地方交付税		国県支出金		地方債		その他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	850,816	279,544	32.9	96,270	11.3	218,782	25.7	82,885	9.7	173,335	20.4
仙台	577,187	175,905	30.5	41,238	7.1	141,196	24.5	55,275	9.6	163,574	28.3
さいたま	448,841	219,191	48.8	7,767	1.7	86,626	19.3	50,289	11.2	84,968	18.9
千葉	366,467	172,108	47.0	8,143	2.2	66,172	18.1	40,388	11.0	79,656	21.7
横浜	1,598,029	707,362	44.3	22,519	1.4	291,968	18.3	277,127	17.3	299,053	18.7
川崎	584,106	288,989	49.5	1,696	0.3	117,201	20.1	53,561	9.2	122,659	21.0
相模原	254,861	109,000	42.8	8,873	3.5	56,574	22.2	28,791	11.3	51,622	20.3
新潟	370,883	118,993	32.1	42,593	11.5	67,747	18.3	68,928	18.6	72,623	19.6
静岡	279,776	125,668	44.9	13,795	4.9	54,807	19.6	40,562	14.5	44,944	16.1
浜松	288,579	126,979	44.0	22,097	7.7	55,900	19.4	33,340	11.6	50,264	17.4
名古屋	1,033,033	488,237	47.3	7,394	0.7	194,702	18.8	77,320	7.5	265,380	25.7
京都	720,508	244,429	33.9	57,838	8.0	148,466	20.6	85,533	11.9	184,242	25.6
大阪	1,675,766	641,870	38.3	48,640	2.9	401,707	24.0	154,833	9.2	428,717	25.6
堺	340,345	131,059	38.5	21,278	6.3	97,004	28.5	44,468	13.1	46,537	13.7
神戸	744,325	270,594	36.4	62,674	8.4	169,661	22.8	78,670	10.6	162,726	21.9
岡山	274,091	110,008	40.1	27,843	10.2	55,613	20.3	38,023	13.9	42,603	15.5
広島	558,334	200,803	36.0	36,689	6.6	144,661	25.9	64,145	11.5	112,036	20.1
北九州	516,400	156,555	30.3	55,404	10.7	111,821	21.7	65,719	12.7	126,901	24.6
福岡	786,367	276,118	35.1	34,736	4.4	163,241	20.8	77,700	9.9	234,574	29.8
熊本	299,360	96,100	32.1	36,429	12.2	78,911	26.4	44,314	14.8	43,607	14.6
計	12,568,074	4,939,511	39.3	653,914	5.2	2,722,760	21.7	1,461,870	11.6	2,790,020	22.2

- (注) 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、
 鉦区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税に
 あっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設(昭和42年1 月1日以後に支払 を受けるべき退職 手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者が不在の場合 14万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者が不在の場合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額 の4分の3を総合課税した場合 の当該2,000万円を超える部分に 係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額 から2,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 の2分の1を総合課税した場合の 当該4,000万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000万円を超え8,000万 円以下の額の2分の1の額と8,000 万円を超える金額の4分の3の額 との合計額を総合課税した場合の 当該4,000万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

- 2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。
 3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
 2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
 3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調 整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額 の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以 下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金 額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万 円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良 住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である 場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円 を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円 を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) (ホ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用 家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る 買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万を 控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものであり、又は昭和

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額</p>

5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

(注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成13年度） 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日 までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下 である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の2%に相当す る金額との合計額 (創設(平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日 までの間に支払を受ける一定の上場株式等 の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を 選択した特定口座）内の株式等の譲渡による 所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内 の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止）。
- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

(注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 96 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成 20 年度） 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ただし、平成 21 年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※ 3%軽減税率は、平成 22 年 12 月 31 日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

4 平成 19 年度欄において、所得割については平成 18 年度改正、それ以外については平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 20 年度欄において、配当割（※を除く。）については平成 19 年度改正、それ以外については平成 20 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した 特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>	<p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける べき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉 徴収を選択した特定口座) 内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。
2 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。
3 平成 23 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
<p>扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止</p> <p>特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止</p> <p>同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>所得割</p> <p>退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>1.2%</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>1.2%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 (平成 26 年度～平成 35 年度)</p> <p>年額 1,500 円</p> <p>[本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額]</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率</p> <p>5%</p> <p>(平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率</p> <p>5%</p> <p>(平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)</p>

4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。

5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	28	29
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p>	<p>配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2%</p>

- (注) 1 平成27年度欄については、平成23年度改正によるものである。
2 平成28年度欄及び平成29年度欄については、平成25年度改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均 等 割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本等の金額 …資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定 する資本金等の 額又は連結個別 資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (2) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (5) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務のうち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 第 3 種業務のうち助産婦業等 4%			第 1 種事業課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者控除等				特別所得税が事業税の第 3 種事業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税率					制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者控除等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、本則は年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、本則は年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額 500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有す る法人で資本又 は出資の金額 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500 万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円以下 9%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 150 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超 700 万円以下 9%</p> <p>年 700 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超 600 万円以下 9%</p> <p>年 600 万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が設けられた。</p> <p>標準税率の 1.1 倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 8.4%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 11%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20	
税 率	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本又は出資の金額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 3.8%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 5.5%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 7.2%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p>	<p>所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本又は出資の金額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 1.5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 2.2%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 2.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 2.7%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 3.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 4.3%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 4.3%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 0.7%</p>
	<p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則 40⑩に定められているものであり、本則（法 72 の 24 の 7）の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。〔標準税率の 1.2 倍〕</p>		
そ の 他		※平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に適用	

(注) 1 平成 16 年度欄については、平成 15 年 3 月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成 18 年度改正により平成 19 年 4 月 1 日から本則の税率となったものである。

22		26	
右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億 円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。) のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。) のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年 400 万円以下 1.5% 年 400 万円超 800 万円以下 2.2% 年 800 万円超 2.9% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人の法人の所得 2.9%	所得割 年 400 万円以下 2.7% 年 400 万円超 800 万円以下 4.0% 年 800 万円超 5.3% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% 特別法人 所得割 年 400 万円以下 2.7% 年 400 万円超 3.6% [一定の協同組合等については年 10 億円超 7.3%] 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% [一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3%] 収入金額課税法人 収入割 0.7%	付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年 400 万円以下 2.2% 年 400 万円超 800 万円以下 3.2% 年 800 万円超 4.3% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 4.3%	所得割 年 400 万円以下 3.4% 年 400 万円超 800 万円以下 5.1% 年 800 万円超 6.7% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.7% 特別法人 所得割 年 400 万円以下 3.4% 年 400 万円超 4.6% [一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5%] 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% [一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5%] 収入金額課税法人 収入割 0.9%
※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。) 又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用		※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27 (改正案による)	
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円 超の法人	
	付加価値割 0.72% (0.96%)	
	資 本 割 0.3% (0.4%)	
	所 得 割 年 400 万円以下 1.6% (0.9%)	
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (1.4%)	
	年 800 万円超 3.1% (1.9%)	
	3以上の道府県に事務所等を 有する法人の所得 3.1% (1.9%)	
	そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始す る事業年度から適用。 下段 () 内の税率についで は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開 始する事業年度から適用。

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数		各月の延従業者の数を期 末現在の従業者の数とし た。	資本金が 1 億円以上の法 人の本社管理部門の従業 者数については 1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金 1 億円以上の法人の 本社管理部門の従業者数に ついては 1/2		
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価額 他の 1/2 を従業者の数	軌道の延長キロメートル 数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和 47 年度	57	平成元年	17
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 ※本社管理部門の従業者 数 1/2 措置は廃止
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				
製造業			資本金 1 億円以上の法人の 工場の従業者数については 1.5 倍	本社管理部門の従業者数 1/2 措置は廃止
鉄道業 軌道業				
ガス供給業 倉庫業				
電気供給業	1/2 を発電所の固定資 産の価額 他の 1/2 を固定資産の 価額	3/4 を発電所の固定資産 の価額 他の 1/4 を固定資産の価 額		

(注) 電気供給業については経過措置あり。

3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27 (改正案による)	29 (改正案による)
税率等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス業基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (用途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(税率) 一定税率 消費税額の78分の22

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。
3 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

4. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率4% ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに行われた住宅の取得については3%とされた。 昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額することとされた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成元年6月30日まで3年間延長された。

年度 項目	平成12年度	13	15	18
税率等	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について平成16年6月30日まで3年間延長された。	税率4% ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに行われた不動産の取得については課税標準を3%とする特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成21年3月31日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置については平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成21年3月31日まで延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27 (改正案による)
<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>

5. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税率等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月か ら昭和62年3月までの間に 行われた売渡し等分につい ては、特例措置として、1,00 0本につき160円を加算。

年度 項目	平成15年度	18	22	25
税率等	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
3 平成28年度～平成31年度欄については、平成27年度改正案によるものである。

6. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	32	36	37	41	46
税率等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の2分の1に引き下げられた。	入場税が国税に移譲され、第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	ゴルフ場に対し定額課税が採用された。 1人1日 200円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場 所在市町村に対して6分の1を交付	ゴルフ場 所在市町村に対して3分の1を交付

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

28(改正案による)	29(改正案による)	30(改正案による)	31(改正案による)
平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の売渡し等分 税率 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	平成31年4月1日以降の売渡し等分 税率 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円

47	48	52	58	平成元年度	15
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税（月額）税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 （標準税率の1.5倍）	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税（月額）税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度に改められた。)	芸者の花代及びカフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

36	37	41	44	46
<p>名称が料理飲食等消費税に変更された。</p> <p>(免税点)</p> <p>飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下</p>	<p>(税率)</p> <p>(1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10%</p> <p>(2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10%</p> <p>(旅館における基礎控除) 800円</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 1,200円</p> <p>飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円</p> <p>(奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。</p>	<p>(税率) 1人1回の消費金額の10%</p> <p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 1,600円</p> <p>飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 1,800円</p> <p>飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円</p> <p>(旅館における基礎控除) 1,000円</p>

57	58	平成元年度	3	9	12
<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 5,000円</p> <p>飲食店等 1人1回 2,500円</p>	<p>(旅館における基礎控除) 2,500円</p>	<p>名称が特別地方消費税に変更された。</p> <p>(税率) 1人1回の消費金額の3%</p> <p>(免税点)</p> <p>遊興を含むすべての利用行為について適用</p> <p>旅館 1人1泊 10,000円</p> <p>飲食店等 1人1回 5,000円</p> <p>(旅館における基礎控除) 廃止</p> <p>(奉仕料控除) 廃止</p> <p>公給領収書制度の廃止</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 15,000円</p> <p>飲食店等 1人1回 7,500円</p> <p>チケット制食堂における免税点の廃止</p> <p>(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付</p>	<p>(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付</p>	<p>4月1日廃止</p>

8. 自動車税

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			普通自動車 営業用 3.048メートル超 60,000円	
	トラック及びバス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			普通自動車 営業用 3.048メートル以下 15,000円	
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	バス 観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			普通自動車 3.048メートル超 30,000円	
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			トラック 15,000円	
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			バス 観光用 30,000円	
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	揮発油 14,000円			その他 14,000円	
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	
		二輪車 1,400円	バス 観光用 揮発油 30,000円			営業用 8,000円	
		軽自動車 700円	その他 45,000円			三輪車 3,800円	
			その他 揮発油 14,000円				
			その他 21,000円				
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円				
			営業用 8,000円				
			三輪車 自家用 4,300円				
			営業用 3,300円				
			二輪車 2,500円				
			軽自動車 1,500円				

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 トラック 自家用 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	
税 率 等	トラック（三輪の小型自動車を除く。）	制限税率が引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)	
	営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）		
	1 トン以下 6,500 円		5 トン超 6 トン以下 22,000 円
	1 トン超 2 トン以下 9,000 円		6 トン超 7 トン以下 25,500 円
	2 トン超 3 トン以下 12,000 円		7 トン超 8 トン以下 29,500 円
	3 トン超 4 トン以下 15,000 円		8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 18,500 円		ごとに 4,700 円を加算した額
	自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）		
	1 トン以下 8,000 円		5 トン超 6 トン以下 30,000 円
	1 トン超 2 トン以下 11,500 円		6 トン超 7 トン以下 35,000 円
	2 トン超 3 トン以下 16,000 円		7 トン超 8 トン以下 40,500 円
	3 トン超 4 トン以下 20,500 円		8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 25,500 円		ごとに 6,300 円を加算した額
	けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 7,500 円		
	普通自動車 15,100 円		
	自家用		
	小型自動車 10,200 円		
	普通自動車 20,600 円		
	被けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 3,900 円		
	普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円		
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額		
自家用			
小型自動車 5,300 円			
普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円			
普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額			
※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額を加算した額			
営業用	自家用		
1 リットル以下 3,700 円	1 リットル以下 5,200 円		
1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円		
1.5 リットル超 6,300 円	1.5 リットル超 8,000 円		
バス（三輪の小型自動車を除く。）			
営業用			
一般乗合用	一般乗合用以外		
30 人以下 12,000 円	30 人以下 26,500 円		
30 人超 40 人以下 14,500 円	30 人超 40 人以下 32,000 円		
40 人超 50 人以下 17,500 円	40 人超 50 人以下 38,000 円		
50 人超 60 人以下 20,000 円	50 人超 60 人以下 44,000 円		
60 人超 70 人以下 22,500 円	60 人超 70 人以下 50,500 円		
70 人超 80 人以下 25,500 円	70 人超 80 人以下 57,000 円		
80 人超 29,000 円	80 人超 64,000 円		
自家用			
30 人以下 33,000 円			
30 人超 40 人以下 41,000 円			
40 人超 50 人以下 49,000 円			
50 人超 60 人以下 57,000 円			
60 人超 70 人以下 65,500 円			
70 人超 80 人以下 74,000 円			
80 人超 83,000 円			

自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16								
税率等	軽減 { 平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度) }	軽減 { 平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) }								
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">} 標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">" 25%軽減</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">" 13%軽減</td> </tr> </table>	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成	} 標準税率より概ね 50%軽減	☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成	" 25%軽減	☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成	" 13%軽減	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">} 標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> </table>	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成	} 標準税率より概ね 50%軽減
	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成	} 標準税率より概ね 50%軽減								
☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成	" 25%軽減									
☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成	" 13%軽減									
電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成	} 標準税率より概ね 50%軽減									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> 重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">} 標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	} 標準税率より概ね 10%重課	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> 重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">} 標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	} 標準税率より概ね 10%重課					
重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	} 標準税率より概ね 10%重課									
重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	} 標準税率より概ね 10%重課									

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車
 4 ☆☆☆は " 50%以上 "

年度 項目	平成 21 年度	23						
税率等	軽減 { 平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) }	軽減 { 平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) }						
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">} 標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +15%以上達成 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">" 25%軽減</td> </tr> </table>	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成	} 標準税率より概ね 50%軽減	★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +15%以上達成	" 25%軽減	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">} 標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> </table>	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成	} 標準税率より概ね 50%軽減
	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成	} 標準税率より概ね 50%軽減						
★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +15%以上達成	" 25%軽減							
電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成	} 標準税率より概ね 50%軽減							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> 重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">} 標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	} 標準税率より概ね 10%重課	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> 重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">} 標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	} 標準税率より概ね 10%重課			
重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	} 標準税率より概ね 10%重課							
重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	} 標準税率より概ね 10%重課							

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車

17	19
<p>軽 減 (平成16年度・17年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準 +5%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成22年度燃費基準達成 ★★★ かつ平成22年度燃費基準 +5%以上達成 } " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>	<p>軽 減 (平成18年度・19年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準 +20%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成22年度燃費基準 +10%以上達成 } " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>

- (注) 1 平成17年度欄については、平成16年度改正によるものである。
2 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車
4 ★★★ は " 50%以上 "

25	27
<p>軽 減 (平成24年度・25年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上NOx低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ平成27年度燃費基準 +10%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準 " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>	<p>軽 減 (平成26年度・27年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上NOx低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ平成27年度燃費基準 +20%達成 (平成32年度燃費基準達成車) } 標準税率より概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%達成 (平成32年度燃費基準未達成車) ★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成 } " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)</p>

- (注) 1 平成25年度欄については、平成24年度改正によるものである。
2 平成27年度欄については、平成26年度改正によるものである。
3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税率等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に 相当する額を道 路面積等にあん 分して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成22年度	23
税率等	平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、 当分の間、平成21年度の税率水準(1キロリットル32,100円) を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止され る場合には、軽油引取税についても本則税率(1キロリットル 15,000円)を上回る部分の課税措置を停止することとされた。 また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の 税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税 率水準に復元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用 停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を 勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止するこ ととされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の 暫定税率)	暫定税率が2年度間延長された。	暫定税率が3年度間延長された。	暫定税率が5年度間延長された。	暫定税率が平成5年11月30日まで延長され、平成5年12月1日から平成10年3月31日までの間適用する暫定税率が1キロリットル当たり32,100円とされた。	暫定税率が5年度間延長された。	暫定税率が5年度間延長された。	暫定税率が10年度間延長された。	目的税から普通税に改められた。

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税率等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。</p>	<p>鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘90円、採掘180円）が、それぞれ3分の2（試掘60円、採掘120円）に引き下げられた。</p>

年度 項目	昭和58年度	60	63	平成2年度	5
税率等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに2年度延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。</p>

年度 項目	平成20年度	21	22	25	26
税率等	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた。</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに10年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税が目的税から普通税に改められた。</p>	<p>自動車取得税に係る平成30年3月31日の10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%)を維持することとされた。</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が3年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。</p> <p>自家用自動車(軽自動車を除く) 3%</p> <p>営業用自動車・軽自動車 2%</p>

43	44	46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10万円 (交付金) 市町村に対して10分の7を交付(指定市に対しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車、軽自動車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉱区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。

10	14	15	16	19
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が、網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が、第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が、第二種銃猟免許に改正された。 (平成15年4月16日施行)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など

平成27年度(改正案による)
平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 3 狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1

II 市町村税
1. 市町村民税
① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3)その他の市町村 年額 400 円 制限税率</p> <p>上記区分による (1)年額 1,000 円 (2)年額 750 円 (3)年額 500 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%</p> <p>(2)第二課税方式 制限税率 10%</p> <p>(3)第三課税方式 制限税率 20%</p> <p>ただし、昭和 25 年度に限り (1)方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3)その他の市町村 年額 300 円 制限税率</p> <p>上記区分による (1)年額 900 円 (2)年額 650 円 (3)年額 400 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%</p> <p>(2)第二課税方式 本文 制限税率 10%</p> <p>(3)第二課税方式 但書 制限税率 10%</p> <p>(4)第三課税方式 本文</p> <p>(5)第三課税方式 但書 制限税率 20%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10%</p> <p>(2)第二課税方式 制限税率 10%</p> <p>(3)第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3)その他の市町村 年額 200 円 制限税率</p> <p>上記区分による (1)年額 800 円 (2)年額 550 円 (3)年額 300 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5%</p> <p>(2)第二課税方式 本文 制限税率 7.5%</p> <p>(3)第二課税方式 但書 制限税率 7.5%</p> <p>(4)第三課税方式 本文</p> <p>(5)第三課税方式 但書 制限税率 15%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18%</p> <p>(2)以下左に同じ</p> <p>3万円以下の金額 2.2% 3万円を超える金額 3.0% 8万円 " 3.7% 15万円 " 4.5% 30万円 " 5.2% 50万円 " 6.0% 80万円 " 6.7% 120万円 " 7.5% 200万円 " 8.2% 300万円 " 9.0%</p> <p>(4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 準抛税率法定 3万円以下の金額 2.6% 3万円を超える金額 3.7% 7万円 " 5.0% 12万円 " 6.4% 20万円 " 8.1% 35万円 " 10.0% 50万円 " 12.3% 80万円 " 15.0% 120万円 " 18.3% 160万円 " 22.5%</p>	

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } 第二課税方式 但書 }</p> <p>準抛税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準抛税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準抛税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 " 3.0% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準抛税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円 " 3.0% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準抛税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円 " 3.0% 10万円 " 4% 10万円 " 5% 10万円 " 6% 10万円 " 7% 10万円 " 8% 10万円 " 9% 10万円 " 10% 10万円 " 11% 10万円 " 12% 10万円 " 13% 10万円 " 14%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準抛税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 " 3% 10万円 " 4% 10万円 " 5% 10万円 " 6% 10万円 " 7% 10万円 " 8% 10万円 " 9% 10万円 " 10% 10万円 " 11% 10万円 " 12% 10万円 " 13% 10万円 " 14%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 }</p> <p>準抛税率</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円 " 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 以下左に同じ</p> <p>1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p>	<p>所得割の 不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の 廃止) (2) 標準税率の法 定 (段階、税率 は左に同じ) (3) 制限税率の法 定 (標準税率の 1.5倍の率)</p> <p>2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所 得控除とした。 (2) 専従者の税額 控除の最低限の 法定</p> <p>3 上記1、2によ る減収について は市町村民税臨 時減税補てん償 により元利とも 補てんすること とされた。</p>	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設 (昭和 42年1月1日以後に受 けるべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の 110%相当額

46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族 1人 10万円 配偶者が不在の場合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者が不在の場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者が不在の場合 19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	所得割 (1)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3)みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円
税率	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 1,700円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3)その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得(52～56年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600 円</p> <p>(2) 年額 2,000 円</p> <p>(3) 年額 1,400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 30 万円以下の金額 2%</p> <p>30 万円を超える金額 3%</p> <p>45 万円 " 4%</p> <p>70 万円 " 5%</p> <p>100 万円 " 6%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>230 万円 " 8%</p> <p>370 万円 " 9%</p> <p>570 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>2,900 万円 " 13%</p> <p>4,900 万円 " 14%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (55~57 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 2,500円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3)その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 〃 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日ま での譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの 譲渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 6,000 万円を控除した金額の 3.4% に相当する金額との合計額

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)その他の市町村 年額 2,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800円 (2) 年額 3,200円 (3) 年額 2,600円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
 4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

9	10
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊸又は㊹のいずれか多い金額</p> <p>㊸ 9% ㊹ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成15年度)</p> <p>㊸又は㊹のいずれか多い金額</p> <p>㊸ 12% ㊹ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>㊸ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ㊹ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 ㊺ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>㊸又は㊹のいずれか多い金額</p> <p>㊸ 9% ㊹ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>均等割 制限税率の廃止</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 制限税率の廃止</p>

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

7 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。

8 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円
税率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4%</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額 から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>均等割 標準税率 年額 3,000 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2%</p> <p>※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>

3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。

4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>ロ 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除 した金額の 3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ 長期譲渡所得 3%</p> <p>ロ 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>ニ 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>① 又は ② のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）</p>

(注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。)

21	22
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税率	所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成 26 年度～平成 35 年度) 年額 3,500 円 〔 本則税率 年額 3,000 円に 〕 年額 500 円を加算した額 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)

- (注) 1 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるものである。
2 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正(平成 23 年 6 月)によるものである。
3 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるもの、その他の記載については、平成 26 年度改正によるものである。

27	29
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 3%</p>

4 平成27年度欄については、平成23年度改正によるものである。

5 平成29年度欄については、平成25年度改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	法人税率 標準税率	法人税率 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率
	人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円)	15.0% 制限税率	12.5% 制限税率	7.5% 制限税率	8.1% 制限税率	8.4% 制限税率	8.9% 制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
	上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分 については、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%		

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)
	(1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え 50 億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の合 計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が 100 人以下の法 人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円 を超え 10 億円以下であって、かつ、市 町村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 100 人以下の法人及び資 本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下 であって、かつ、市町村内に有する事務 所等の従業者の数の合計数が 100 人超の 法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 50 人以下の法人及び資 本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下 であって、かつ、市町村内に有する事務 所等の従業者の数の合計数が 50 人超の 法人 年額 160,000 円 (270,000 円)

42	45	49	51	52
均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000円(7,000円) (2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)	法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円(40,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円(134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円(40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円(13,000円)

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円	均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円 (8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円	均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26
税 率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>	<p>法人税割 標準税率 9.7% 制限税率 12.1% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公公有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 m ² 以下の住宅用地（200 m ² を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m ² までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整措置率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課税する町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができるとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

3. 軽自動車税（自転車税、荷車税、自転車荷車税）

年度 項目	昭和25年度	29	30	33	36	40
税率	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc超 1,000円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円	軽自動車 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 貨物用 2,500円	四輪以上のもの 乗用 4,500円

年度 項目	平成18年度	27	28（改正案による）
税率	制限税率が引き上げられた。 （標準税率の1.5倍）	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 50cc～90cc 年額 2,000円 90cc超 年額 2,400円 ミニカー 年額 3,700円 (2) 二輪の軽自動車 年額 3,600円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円 平成27年4月1日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円	平成27年度分以後の年度分について適用される原動機付自転車及び二輪車に係る標準税率については、平成28年度分から適用されることとした。

- (注) 1 平成27年度欄については、平成26年度改正によるものである。
 2 平成28年度欄については、平成27年度改正案によるものである。

51	54	59	60
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下 (ニ)に掲げるものを除く。 年額 1,000円</p> <p>(ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円</p> <p>(ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円</p> <p>(ニ) 三輪以上のもので、20cc超 (ミニカー) 年額 2,500円</p>

軽自動車税の税率の特例

年度 項目	28
税率等	<p>平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、燃費性能に応じた軽課の導入（軽減は平成 28 年度分の軽自動車税）</p> <p>電気軽自動車 } 標準税率より概ね 75%軽減 天然ガス軽自動車 }</p> <p>★★★★かつ平成 32 年度燃費基準 達成+20%以上達成（貨物用のもの については、平成 27 年度燃費基準 +35%以上達成） } 標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成 32 年度燃費基準 達成（貨物用のものについては、 平成 27 年度燃費基準+15%以上達成） } 標準税率より概ね 25%軽減</p> <p>四輪車等に対する経年車重課の導入</p> <p>最初の新規検査から 13 年を経過した 四輪車等 } 標準税率より概ね 20%重課</p>

- (注) 1 経年車重課の導入については、平成 26 年度改正によるものである。
2 軽課の導入については、平成 27 年度改正案によるものである。
3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税 率	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

年度 項目	30 (改正案による)	31 (改正案による)
税 率	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき5,262円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
 2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
 3 平成28年度～平成31年度欄については、平成27年度改正案によるものである。

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円 [ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円

22	25	28 (改正案による)	29 (改正案による)
平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円	平成28年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円	平成29年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 5%	課税標準を容積とすることが できることとされた。	税率 4%	税率 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和 45 年度及び昭和 46 年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和 47 年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する A 農地について昭和 48 年度から、B 農地について昭和 49 年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄（(3)の（ ）内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24	27
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37	38
課税標準 総額等		国民健康保険税が創設された。	課税限度額が1万5千円から3万円に引き上げられた。	課税限度額が5万円に引き上げられた。	標準課税総額が療養給付費の見込額から一部負担金の総額の見込額を控除した額の90%とされた。	標準課税総額が80%とされた。	標準課税総額が75%とされた。 低所得者に対して課する国民健康保険税を減額することとされた。

年度 項目	昭和 57 年度	58	59	60
課税標準 総額等	課税限度額が27万円に引き上げられた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拋出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が35万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拋出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

年度 項目	平成 7 年度	9	12	15	18	19	20
課税標準 総額等	課税限度額が52万円に引き上げられた。	課税限度額が53万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、課税限度額がそれぞれ53万円、7万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が8万円に引き上げられた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が9万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が56万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、基礎課税額に係る課税限度額が47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が12万円とされた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。
 2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。
 3 平成20年度欄の前段の改正については、平成18年法律第83号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	37	44	48
税 率 等	鉱 産 税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 廣 告 税 税率 10% 10～50円 接 客 人 税 1人月額 100円	広告税及び接客人税は 廃止された。	鉱産税 軽減税率の創設 月200万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。	特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 3%

年度 項目	昭和60年度	61	63	平成2年度
税 率 等	特別土地保有税 (1) 昭和44年1月1日から昭和 57年3月31日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間10年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和63年3月31日まで3 年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 600円	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成2年3月31日まで2 年間に限り延長されるとも に、昭和63年4月1日以後 に取得される土地について免 税点が330㎡(特別区及び指 定都市の区の区域にあっては 200㎡)に引き下げられた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成4年3月31日まで 2年間に限り延長された。

年度 項目	平成4年度	5	6	9
税 率 等	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成5年3月31日まで1年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成6年3月31日まで1年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成5年 12月31日とされた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に供 する土地その他の施設用地に係る 免除制度の対象から、青空駐車 場、資材置場等の用に供する土地 を時限的に除外する措置につい ては、当該市の条例によりこれを適 用しないこととすることができる こととされた。

50	55	57
<p>事業所税が創設された。</p> <p>税率</p> <p> 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 5,000円</p> <p> 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき300円</p> <p> 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25</p>	<p>事業所税税率</p> <p> 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 6,000円</p> <p> 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき500円</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあつては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあつた年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課すこととされた。</p>

3
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあつては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。</p> <p>また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。</p> <p>(2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。</p> <p>① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。</p> <p>② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。</p> <p>③ 税率1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国的変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2 年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成25年度）

都 道 府 県	歳入総額		税 収 入			地方譲与税		地方交付税	
	金 額 A (百万円)	金 額 B (百万円)	B/A (%)	金 額 C (百万円)	C/A (%)	金 額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,466,993	554,178	22.4	95,040	3.8	680,878	27.5		
青森県	732,880	135,733	18.2	22,785	3.1	226,423	30.3		
岩手県	1,224,814	124,914	10.8	23,243	2.0	270,006	23.3		
宮城県	1,987,901	266,348	15.8	37,425	2.2	261,905	15.5		
秋田県	626,309	93,159	14.4	18,934	2.9	197,478	30.6		
山形県	588,293	104,544	17.3	20,572	3.4	181,090	29.9		
福島県	1,792,391	214,130	11.0	34,458	1.8	262,971	13.5		
茨城県	1,134,972	336,149	30.6	47,743	4.3	189,303	17.2		
栃木県	776,647	235,507	30.9	33,422	4.4	128,667	16.9		
群馬県	750,842	219,213	29.0	33,280	4.4	132,315	17.5		
埼玉県	1,633,974	724,134	44.1	100,820	6.1	188,411	11.5		
千葉県	1,613,020	672,677	41.0	85,876	5.2	167,039	10.2		
東京都	6,232,984	4,534,214	70.2	304,592	4.7	-	-		
神奈川県	1,929,002	1,059,233	55.5	126,573	6.6	62,867	3.3		
新潟県	1,300,812	244,601	20.8	40,660	3.5	279,259	23.7		
富山県	559,739	121,597	22.0	19,480	3.5	131,372	23.8		
石川県	570,722	130,912	22.9	20,392	3.6	132,159	23.1		
福井県	454,572	97,155	20.7	14,439	3.1	130,766	27.8		
山梨県	485,408	92,514	18.1	14,510	2.8	132,390	25.9		
長野県	843,840	219,793	25.9	36,816	4.3	218,845	25.8		
岐阜県	752,653	218,875	27.9	34,717	4.4	170,088	21.7		
静岡県	1,128,494	453,521	39.1	60,686	5.2	155,506	13.4		
愛知県	2,146,264	997,618	45.9	122,310	5.6	66,483	3.1		
三重県	699,748	216,303	31.1	30,478	4.4	136,462	19.6		
滋賀県	481,514	151,946	29.8	22,939	4.5	113,443	22.3		
京都府	911,299	267,774	28.5	41,177	4.4	173,932	18.5		
大阪府	2,782,199	1,044,209	36.9	145,639	5.2	284,449	10.1		
兵庫県	2,041,056	591,530	28.5	84,201	4.1	305,459	14.7		
奈良県	466,225	121,249	24.9	19,789	4.1	147,759	30.4		
和歌山県	582,594	89,210	14.9	16,356	2.7	163,593	27.4		
鳥取県	349,787	52,316	14.5	10,552	2.9	138,031	38.4		
島根県	539,911	63,794	11.8	13,463	2.5	184,091	33.9		
岡山県	697,969	200,691	27.9	31,578	4.4	169,230	23.5		
広島県	900,106	308,658	33.5	47,230	5.1	186,758	20.3		
山口県	658,831	148,636	21.6	24,487	3.6	174,356	25.3		
徳島県	479,944	80,225	15.8	13,283	2.6	150,594	29.6		
香川県	433,080	110,731	25.4	16,807	3.9	113,009	25.9		
愛媛県	604,534	133,718	21.2	23,916	3.8	168,843	26.8		
高知県	439,623	61,889	13.2	13,271	2.8	174,299	37.2		
福岡県	1,629,177	521,461	31.5	79,650	4.8	280,274	17.0		
佐賀県	443,967	80,324	17.8	14,053	3.1	144,862	32.1		
長崎県	694,689	111,527	15.8	22,457	3.2	218,404	31.0		
熊本県	769,021	156,263	19.0	28,700	3.5	216,649	26.3		
大分県	569,573	108,193	18.2	20,499	3.4	173,556	29.1		
宮崎県	563,366	95,068	15.6	19,068	3.1	185,146	30.4		
鹿児島県	792,521	138,256	16.7	28,304	3.4	270,892	32.7		
沖縄県	672,972	104,502	14.7	20,157	2.8	208,579	29.3		
合 計	50,937,229	16,809,190	32.6	2,136,827	4.1	8,848,887	17.2		

- (注) 1 人口は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
 4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
412,004	16.6	373,535	15.1	360,539	14.6	48	43	1,112,980	56	北海道
128,772	17.2	104,740	14.0	128,879	17.3	14	11	314,431	16	青森県
219,166	18.9	93,871	8.1	428,384	36.9	22	10	321,056	16	岩手県
348,948	20.6	102,247	6.1	673,568	39.9	33	18	361,907	18	宮城県
85,772	13.3	82,201	12.7	167,780	26.0	13	8	268,220	13	秋田県
89,932	14.9	80,785	13.4	128,100	21.2	12	9	266,118	13	山形県
570,669	29.4	142,357	7.3	718,534	37.0	38	15	370,394	18	福島県
155,414	14.1	171,986	15.7	198,549	18.1	21	23	437,841	22	茨城県
102,491	13.4	98,157	12.9	164,656	21.6	15	16	313,367	16	栃木県
112,032	14.8	111,316	14.7	147,505	19.5	15	16	304,872	15	群馬県
176,691	10.8	302,461	18.4	148,784	9.1	32	57	775,405	39	埼玉県
189,726	11.6	235,724	14.4	290,355	17.7	32	49	683,712	34	千葉県
410,106	6.4	237,586	3.7	968,667	15.0	125	103	1,977,006	99	東京都
183,496	9.6	301,730	15.8	175,517	9.2	37	71	874,798	44	神奈川県
219,200	18.6	192,858	16.4	201,439	17.1	23	18	464,964	23	新潟県
82,705	15.0	88,671	16.1	107,906	19.6	11	8	225,866	11	富山県
95,086	16.6	105,712	18.5	88,484	15.5	11	9	232,683	12	石川県
87,753	18.7	65,411	13.9	74,211	15.8	9	6	201,779	10	福井県
82,990	16.2	79,978	15.7	108,763	21.3	10	7	204,763	10	山梨県
125,057	14.8	125,703	14.8	121,621	14.3	16	17	392,128	20	長野県
120,782	15.4	129,133	16.5	110,815	14.1	15	16	344,527	17	岐阜県
147,882	12.7	201,396	17.4	141,841	12.2	23	30	496,958	25	静岡県
227,009	10.4	393,266	18.1	368,132	16.9	42	58	820,905	41	愛知県
101,140	14.5	129,105	18.6	82,571	11.9	13	15	304,362	15	三重県
63,023	12.4	84,342	16.6	73,963	14.5	10	11	234,487	12	滋賀県
111,748	11.9	164,824	17.6	178,961	19.1	18	20	373,924	19	京都府
271,124	9.6	396,079	14.0	685,957	24.3	55	69	1,052,733	53	大阪府
227,228	10.9	345,673	16.6	523,052	25.2	40	44	760,913	38	兵庫県
81,101	16.7	76,006	15.6	40,282	8.3	9	11	243,244	12	奈良県
109,251	18.3	93,785	15.7	125,687	21.0	12	8	231,554	12	和歌山県
59,751	16.6	49,605	13.8	49,595	13.8	7	5	177,962	9	鳥取県
89,491	16.5	80,187	14.8	111,642	20.6	11	6	235,138	12	島根県
86,552	12.0	103,526	14.4	128,635	17.9	14	15	318,522	16	岡山県
120,635	13.1	161,098	17.5	98,002	10.6	18	22	422,858	21	広島県
96,108	14.0	105,780	15.4	138,701	20.2	13	11	286,870	14	山口県
71,964	14.1	57,708	11.3	135,718	26.6	10	6	210,586	11	徳島県
51,588	11.8	59,081	13.5	85,164	19.5	8	8	197,538	10	香川県
92,129	14.6	91,464	14.5	120,723	19.1	12	11	273,146	14	愛媛県
84,541	18.1	77,375	16.5	56,860	12.1	9	6	221,903	11	高知県
241,877	14.6	256,767	15.5	273,415	16.5	32	40	676,066	34	福岡県
74,434	16.5	61,756	13.7	75,990	16.8	9	7	204,945	10	佐賀県
128,163	18.2	99,904	14.2	124,683	17.7	14	11	307,189	15	長崎県
177,646	21.6	117,438	14.3	125,957	15.3	16	14	338,252	17	熊本県
112,365	18.9	84,030	14.1	97,333	16.3	12	9	258,012	13	大分県
105,631	17.3	76,680	12.6	127,433	20.9	12	9	261,014	13	宮崎県
169,990	20.5	125,749	15.2	95,539	11.5	16	13	380,952	19	鹿児島県
241,261	33.9	62,233	8.7	75,377	10.6	14	11	285,410	14	沖縄県
7,342,426	14.2	6,781,018	13.2	9,654,271	18.7	1,000	1,000	20,024,264	1,000	合計

19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成25年度）

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	554,178	687,553	1,241,731
青	森	県	135,733	150,308	286,042
岩	手	県	124,914	145,057	269,971
宮	城	県	266,348	315,473	581,821
秋	田	県	93,159	112,598	205,757
山	形	県	104,544	132,362	236,906
福	島	県	214,130	246,963	461,093
茨	城	県	336,149	426,095	762,243
栃	木	県	235,507	305,229	540,736
群	馬	県	219,213	292,018	511,232
埼	玉	県	724,134	1,071,959	1,796,093
千	葉	県	672,677	954,299	1,626,976
東	京	都	2,498,876	3,691,127	6,190,003
神	奈	川	1,059,233	1,640,039	2,699,272
新	潟	県	244,601	319,225	563,826
富	山	県	121,597	161,299	282,896
石	川	県	130,912	172,933	303,845
福	井	県	97,155	123,659	220,814
山	梨	県	92,514	118,622	211,135
長	野	県	219,793	289,664	509,457
岐	阜	県	218,875	290,723	509,598
静	岡	県	453,521	625,280	1,078,801
愛	知	県	997,618	1,374,071	2,371,688
三	重	県	216,303	277,123	493,427
滋	賀	県	151,946	211,698	363,644
京	都	府	267,774	394,144	661,918
大	阪	府	1,044,209	1,535,098	2,579,307
兵	庫	県	591,530	888,380	1,479,909
奈	良	県	121,249	168,317	289,566
和	歌	山	89,210	126,234	215,443
鳥	取	県	52,316	65,784	118,100
鳥	根	県	63,794	82,910	146,704
岡	山	県	200,691	276,600	477,291
広	島	県	308,658	438,879	747,537
山	口	県	148,636	196,390	345,025
徳	島	県	80,225	101,587	181,812
香	川	県	110,731	135,088	245,819
愛	媛	県	133,718	179,725	313,443
高	知	県	61,889	82,420	144,308
福	岡	県	521,461	722,378	1,243,839
佐	賀	県	80,324	99,240	179,563
長	崎	県	111,527	154,938	266,465
熊	本	県	156,263	202,025	358,288
大	分	県	108,193	149,681	257,874
宮	崎	県	95,068	124,790	219,858
鹿	児	島	138,256	189,170	327,426
沖	縄	県	104,502	151,276	255,778
合		計	14,773,853	20,600,433	35,374,285

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。

3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方

人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
101,441	88.2	125,855	78.5	227,296	82.5	北海道
99,231	86.3	109,886	68.5	209,117	75.9	青森県
95,255	82.8	110,615	69.0	205,870	74.7	岩手県
114,340	99.4	135,429	84.4	249,769	90.7	宮城県
87,046	75.7	105,210	65.6	192,256	69.8	秋田県
90,804	78.9	114,966	71.7	205,770	74.7	山形県
108,360	94.2	124,975	77.9	233,335	84.7	福島県
112,288	97.6	142,333	88.7	254,621	92.4	茨城県
117,152	101.8	151,835	94.7	268,987	97.7	栃木県
108,538	94.4	144,586	90.1	253,124	91.9	群馬県
99,348	86.4	147,068	91.7	246,417	89.5	埼玉県
107,665	93.6	152,740	95.2	260,405	94.5	千葉県
189,280	164.6	279,588	174.3	468,867	170.2	東京都
116,391	101.2	180,212	112.4	296,604	107.7	神奈川県
103,870	90.3	135,560	84.5	239,430	86.9	新潟県
111,392	96.8	147,762	92.1	259,154	94.1	富山県
112,527	97.8	148,647	92.7	261,175	94.8	石川県
120,207	104.5	153,000	95.4	273,207	99.2	福井県
107,372	93.3	137,674	85.8	245,046	89.0	山梨県
101,718	88.4	134,053	83.6	235,771	85.6	長野県
104,317	90.7	138,560	86.4	242,877	88.2	岐阜県
119,238	103.7	164,397	102.5	283,635	103.0	静岡県
133,396	116.0	183,734	114.6	317,130	115.1	愛知県
115,741	100.6	148,285	92.5	264,025	95.9	三重県
106,870	92.9	148,897	92.8	255,767	92.9	滋賀県
103,552	90.0	152,420	95.0	255,972	92.9	京都府
117,608	102.2	172,897	107.8	290,505	105.5	大阪府
104,596	90.9	157,086	97.9	261,683	95.0	兵庫県
86,419	75.1	119,966	74.8	206,386	74.9	奈良県
88,131	76.6	124,708	77.8	212,839	77.3	和歌山県
89,114	77.5	112,055	69.9	201,169	73.0	鳥取県
89,679	78.0	116,550	72.7	206,229	74.9	島根県
103,172	89.7	142,196	88.7	245,368	89.1	岡山県
107,311	93.3	152,585	95.1	259,895	94.4	広島県
102,994	89.5	136,084	84.8	239,079	86.8	山口県
102,545	89.1	129,850	81.0	232,395	84.4	徳島県
109,632	95.3	133,747	83.4	243,379	88.4	香川県
93,084	80.9	125,111	78.0	218,195	79.2	愛媛県
82,050	71.3	109,270	68.1	191,320	69.5	高知県
101,871	88.6	141,122	88.0	242,994	88.2	福岡県
94,245	81.9	116,440	72.6	210,685	76.5	佐賀県
78,290	68.1	108,764	67.8	187,055	67.9	長崎県
85,591	74.4	110,657	69.0	196,248	71.3	熊本県
90,322	78.5	124,958	77.9	215,280	78.2	大分県
83,212	72.3	109,227	68.1	192,438	69.9	宮崎県
81,178	70.6	111,072	69.3	192,250	69.8	鹿児島県
72,152	62.7	104,447	65.1	176,599	64.1	沖縄県
115,027	100.0	160,392	100.0	275,418	100.0	合計

消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成25年度）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	162,433	29,733	74.8	21,752	3,982	60.9	184,185	33,715	72.9
青森県	32,780	23,964	60.3	4,453	3,255	49.8	37,232	27,220	58.8
岩手県	33,860	25,821	65.0	5,326	4,061	62.1	39,186	29,882	64.6
宮城県	74,574	32,014	80.6	15,045	6,459	98.7	89,619	38,472	83.1
秋田県	25,886	24,188	60.9	3,755	3,509	53.6	29,641	27,696	59.9
山形県	31,340	27,221	68.5	4,112	3,572	54.6	35,452	30,793	66.5
福島県	57,431	29,063	73.1	9,657	4,887	74.7	67,088	33,950	73.4
茨城県	107,867	36,032	90.7	14,972	5,001	76.4	122,839	41,033	88.7
栃木県	71,426	35,530	89.4	11,595	5,768	88.2	83,020	41,298	89.2
群馬県	67,549	33,445	84.2	10,078	4,990	76.3	77,628	38,436	83.1
埼玉県	303,210	41,599	104.7	29,142	3,998	61.1	332,352	45,597	98.5
千葉県	274,536	43,941	110.6	27,070	4,333	66.2	301,606	48,273	104.3
東京都	866,389	65,625	165.2	245,826	18,620	284.6	1,112,215	84,246	182.1
神奈川県	469,682	51,610	129.9	47,392	5,208	79.6	517,074	56,818	122.8
新潟県	70,548	29,958	75.4	10,909	4,632	70.8	81,457	34,591	74.8
富山県	39,221	35,929	90.4	5,687	5,210	79.6	44,908	41,139	88.9
石川県	40,627	34,922	87.9	6,860	5,896	90.1	47,487	40,818	88.2
福井県	27,841	34,447	86.7	4,071	5,037	77.0	31,912	39,484	85.3
山梨県	28,260	32,799	82.6	4,944	5,738	87.7	33,204	38,537	83.3
長野県	68,553	31,726	79.9	9,528	4,409	67.4	78,081	36,135	78.1
岐阜県	73,553	35,056	88.2	9,599	4,575	69.9	83,153	39,631	85.6
静岡県	149,318	39,258	98.8	20,153	5,298	81.0	169,470	44,557	96.3
愛知県	350,297	46,840	117.9	53,871	7,203	110.1	404,167	54,043	116.8
三重県	69,619	37,252	93.8	9,440	5,051	77.2	79,059	42,303	91.4
滋賀県	53,108	37,353	94.0	7,687	5,406	82.6	60,795	42,760	92.4
京都府	98,383	38,046	95.8	12,896	4,987	76.2	111,279	43,033	93.0
大阪府	344,763	38,830	97.7	78,612	8,854	135.3	423,375	47,684	103.0
兵庫県	232,613	41,131	103.5	25,794	4,561	69.7	258,407	45,692	98.7
奈良県	55,179	39,328	99.0	3,776	2,691	41.1	58,955	42,020	90.8
和歌山県	31,329	30,951	77.9	3,834	3,788	57.9	35,164	34,739	75.1
鳥取県	15,983	27,225	68.5	2,206	3,757	57.4	18,189	30,982	67.0
島根県	19,922	28,006	70.5	2,645	3,718	56.8	22,568	31,724	68.6
岡山県	64,830	33,328	83.9	9,767	5,021	76.8	74,597	38,349	82.9
広島県	105,220	36,582	92.1	16,306	5,669	86.7	121,526	42,251	91.3
山口県	46,926	32,517	81.8	7,377	5,112	78.1	54,304	37,629	81.3
徳島県	26,238	33,537	84.4	4,452	5,690	87.0	30,689	39,228	84.8
香川県	34,301	33,961	85.5	6,986	6,917	105.7	41,287	40,878	88.3
愛媛県	41,748	29,061	73.1	7,567	5,268	80.5	49,315	34,329	74.2
高知県	20,721	27,471	69.1	2,379	3,154	48.2	23,100	30,625	66.2
福岡県	169,572	33,127	83.4	28,243	5,517	84.3	197,815	38,645	83.5
佐賀県	23,063	27,060	68.1	3,734	4,381	67.0	26,797	31,442	67.9
長崎県	38,262	26,859	67.6	4,689	3,292	50.3	42,951	30,151	65.2
熊本県	48,553	26,594	66.9	6,597	3,613	55.2	55,150	30,208	65.3
大分県	32,728	27,322	68.8	4,741	3,958	60.5	37,468	31,280	67.6
宮崎県	27,943	24,458	61.6	3,594	3,146	48.1	31,536	27,603	59.7
鹿児島県	42,271	24,819	62.5	6,220	3,652	55.8	48,490	28,471	61.5
沖縄県	32,497	22,437	56.5	4,959	3,424	52.3	37,456	25,861	55.9
合計	5,102,954	39,731	100.0	840,294	6,542	100.0	5,943,248	46,273	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。
 3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。
 4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用

事業税									都道府県		
個人			法人			計					
税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数			
3,833	702	49.7	73,561	13,465	64.7	77,394	14,167	63.7	北海道		
842	616	43.6	16,880	12,341	59.3	17,722	12,956	58.3	青森県		
1,146	874	61.9	17,316	13,204	63.4	18,462	14,078	63.3	岩手県		
3,215	1,380	97.7	49,850	21,400	102.8	53,065	22,780	102.5	宮城県		
715	668	47.3	12,156	11,358	54.6	12,871	12,026	54.1	秋田県		
954	829	58.7	13,463	11,693	56.2	14,417	12,522	56.3	山形県		
2,196	1,111	78.7	40,655	20,573	98.8	42,850	21,684	97.5	福島県		
2,861	956	67.7	51,736	17,282	83.0	54,597	18,238	82.0	茨城県		
1,725	858	60.8	38,175	18,990	91.2	39,899	19,848	89.3	栃木県		
1,582	783	55.5	35,592	17,622	84.6	37,174	18,406	82.8	群馬県		
11,266	1,546	109.5	89,548	12,286	59.0	100,814	13,831	62.2	埼玉県		
7,181	1,149	81.4	88,592	14,180	68.1	95,774	15,329	69.0	千葉県		
48,013	3,637	257.6	681,228	51,600	247.9	729,241	55,237	248.5	東京都		
17,664	1,941	137.5	167,633	18,420	88.5	185,298	20,361	91.6	神奈川県		
1,908	810	57.4	43,477	18,462	88.7	45,385	19,273	86.7	新潟県		
978	896	63.5	19,347	17,724	85.1	20,325	18,619	83.8	富山県		
1,184	1,017	72.0	22,314	19,180	92.1	23,498	20,198	90.9	石川県		
729	901	63.8	17,682	21,878	105.1	18,411	22,779	102.5	福井県		
835	969	68.6	15,753	18,283	87.8	16,588	19,252	86.6	山梨県		
1,441	667	47.2	32,468	15,026	72.2	33,908	15,692	70.6	長野県		
2,101	1,002	71.0	31,558	15,041	72.2	33,659	16,042	72.2	岐阜県		
5,241	1,378	97.6	84,711	22,272	107.0	89,953	23,650	106.4	静岡県		
11,880	1,588	112.5	192,787	25,778	123.8	204,666	27,367	123.1	愛知県		
1,826	977	69.2	35,990	19,258	92.5	37,816	20,235	91.0	三重県		
1,248	878	62.2	26,621	18,724	89.9	27,869	19,602	88.2	滋賀県		
3,413	1,320	93.5	44,537	17,223	82.7	47,950	18,543	83.4	京都府		
14,037	1,581	112.0	226,322	25,490	122.4	240,359	27,071	121.8	大阪府		
6,331	1,119	79.2	88,760	15,695	75.4	95,091	16,814	75.6	兵庫県		
1,174	836	59.2	11,466	8,172	39.3	12,639	9,009	40.5	奈良県		
902	891	63.1	12,324	12,175	58.5	13,226	13,066	58.8	和歌山県		
361	615	43.6	7,561	12,879	61.9	7,922	13,494	60.7	鳥取県		
572	804	56.9	10,284	14,456	69.4	10,856	15,261	68.7	島根県		
1,438	739	52.3	31,871	16,384	78.7	33,309	17,124	77.0	岡山県		
3,333	1,159	82.1	54,484	18,943	91.0	57,817	20,101	90.4	広島県		
1,287	892	63.2	25,473	17,651	84.8	26,760	18,543	83.4	山口県		
444	567	40.2	14,271	18,241	87.6	14,715	18,809	84.6	徳島県		
707	700	49.6	20,733	20,527	98.6	21,440	21,227	95.5	香川県		
1,024	713	50.5	23,335	16,244	78.0	24,359	16,957	76.3	愛媛県		
640	849	60.1	7,473	9,907	47.6	8,113	10,756	48.4	高知県		
5,869	1,147	81.2	86,372	16,873	81.1	92,241	18,020	81.1	福岡県		
715	839	59.4	12,796	15,014	72.1	13,512	15,853	71.3	佐賀県		
1,108	778	55.1	14,794	10,385	49.9	15,902	11,163	50.2	長崎県		
1,363	747	52.9	19,964	10,935	52.5	21,327	11,682	52.6	熊本県		
886	739	52.3	15,409	12,864	61.8	16,295	13,603	61.2	大分県		
887	777	55.0	12,929	11,317	54.4	13,816	12,093	54.4	宮崎県		
1,107	650	46.0	18,009	10,574	50.8	19,117	11,224	50.5	鹿児島県		
1,182	816	57.8	15,616	10,782	51.8	16,798	11,598	52.2	沖縄県		
181,344	1,412	100.0	2,673,876	20,818	100.0	2,855,220	22,230	100.0	合計		

税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

6 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。

7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成25年度）

都道府県			地方消費税			不動産取得税		
			税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道			115,822	21,201	102.8	14,652	2,682	96.5
青森県			26,962	19,711	95.5	2,182	1,595	57.4
岩手県			25,067	19,115	92.7	2,787	2,126	76.5
宮城県			47,311	20,310	98.4	6,275	2,694	96.9
秋田県			20,815	19,450	94.3	1,820	1,700	61.2
山形県			21,907	19,028	92.2	1,976	1,716	61.7
福島県			38,262	19,363	93.9	3,566	1,805	65.0
茨城県			56,549	18,890	91.6	6,046	2,020	72.7
栃木県			40,175	19,985	96.9	5,096	2,535	91.2
群馬県			38,964	19,292	93.5	5,051	2,501	90.0
埼玉県			119,458	16,389	79.4	17,007	2,333	84.0
千葉県			121,350	19,423	94.1	15,035	2,406	86.6
東京都			392,097	29,700	144.0	73,711	5,583	200.9
神奈川県			171,848	18,883	91.5	24,998	2,747	98.8
新潟県			47,023	19,968	96.8	5,362	2,277	81.9
富山県			21,484	19,681	95.4	2,499	2,289	82.4
石川県			23,807	20,464	99.2	2,818	2,422	87.2
福井県			16,119	19,944	96.7	1,676	2,074	74.6
山梨県			17,026	19,760	95.8	1,946	2,259	81.3
長野県			44,404	20,550	99.6	4,532	2,097	75.5
岐阜県			39,705	18,924	91.7	4,642	2,212	79.6
静岡県			78,832	20,726	100.5	10,451	2,748	98.9
愛知県			165,017	22,065	107.0	21,113	2,823	101.6
三重県			37,457	20,043	97.2	4,209	2,252	81.0
滋賀県			23,613	16,608	80.5	3,788	2,664	95.9
京都府			54,091	20,918	101.4	7,449	2,881	103.7
大阪府			198,306	22,335	108.3	30,897	3,480	125.2
兵庫県			105,252	18,611	90.2	14,062	2,486	89.5
奈良県			21,854	15,576	75.5	1,890	1,347	48.5
和歌山県			17,705	17,491	84.8	1,911	1,888	67.9
鳥取県			11,457	19,516	94.6	870	1,482	53.3
島根県			13,220	18,584	90.1	1,113	1,565	56.3
岡山県			38,062	19,567	94.8	4,360	2,241	80.6
広島県			57,106	19,854	96.2	6,550	2,277	81.9
山口県			28,486	19,739	95.7	2,537	1,758	63.3
徳島県			14,316	18,300	88.7	1,635	2,090	75.2
香川県			19,904	19,707	95.5	2,286	2,263	81.4
愛媛県			26,453	18,415	89.3	2,928	2,038	73.3
高知県			14,372	19,054	92.4	1,121	1,486	53.5
福岡県			103,121	20,145	97.6	14,285	2,791	100.4
佐賀県			15,594	18,297	88.7	2,013	2,362	85.0
長崎県			26,224	18,409	89.2	2,413	1,694	61.0
熊本県			34,739	19,028	92.2	3,777	2,069	74.5
大分県			24,542	20,488	99.3	2,310	1,928	69.4
宮崎県			21,151	18,513	89.7	2,135	1,868	67.2
鹿児島県			30,669	18,008	87.3	3,536	2,076	74.7
沖縄県			21,941	15,149	73.4	3,639	2,512	90.4
合計			2,649,639	20,630	100.0	356,954	2,779	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
8,881	1,626	121.1	1,781	326	84.9	78,005	14,279	116.5	北海道
2,078	1,519	113.1	151	111	28.9	16,944	12,387	101.1	青森県
1,745	1,330	99.0	306	233	60.7	17,580	13,406	109.4	岩手県
3,535	1,518	113.0	735	316	82.3	31,316	13,443	109.7	宮城県
1,387	1,296	96.5	179	167	43.5	14,276	13,339	108.8	秋田県
1,406	1,221	90.9	135	117	30.5	16,394	14,239	116.2	山形県
2,975	1,505	112.1	678	343	89.3	30,290	15,328	125.0	福島県
4,270	1,426	106.2	3,011	1,006	262.0	51,573	17,227	140.5	茨城県
2,808	1,397	104.0	2,627	1,307	340.4	35,878	17,847	145.6	栃木県
2,729	1,351	100.6	1,405	696	181.3	35,089	17,374	141.7	群馬県
9,075	1,245	92.7	2,236	307	79.9	87,578	12,015	98.0	埼玉県
7,946	1,272	94.7	4,527	725	188.8	76,160	12,190	99.4	千葉県
20,088	1,522	113.3	622	47	12.2	108,651	8,230	67.1	東京都
10,908	1,199	89.3	1,631	179	46.6	95,237	10,465	85.4	神奈川県
3,027	1,285	95.7	580	246	64.1	32,615	13,850	113.0	新潟県
1,395	1,278	95.2	341	312	81.3	17,362	15,905	129.8	富山県
1,573	1,352	100.7	574	494	128.6	17,722	15,233	124.3	石川県
1,037	1,283	95.5	288	356	92.7	12,264	15,173	123.8	福井県
1,177	1,366	101.7	848	984	256.3	13,180	15,297	124.8	山梨県
2,531	1,171	87.2	987	457	119.0	32,780	15,170	123.8	長野県
2,456	1,171	87.2	1,877	895	233.1	32,778	15,622	127.4	岐阜県
4,864	1,279	95.2	2,708	712	185.4	55,964	14,714	120.0	静岡県
9,828	1,314	97.8	1,672	224	58.3	116,515	15,580	127.1	愛知県
2,380	1,274	94.9	1,992	1,066	277.6	28,215	15,098	123.2	三重県
1,778	1,251	93.1	1,171	824	214.6	18,477	12,996	106.0	滋賀県
3,216	1,244	92.6	844	326	84.9	25,993	10,052	82.0	京都府
13,814	1,556	115.9	1,534	173	45.1	80,107	9,022	73.6	大阪府
6,602	1,167	86.9	4,144	733	190.9	62,741	11,094	90.5	兵庫県
1,451	1,035	77.1	923	658	171.4	15,973	11,385	92.9	奈良県
1,335	1,319	98.2	421	415	108.1	11,538	11,399	93.0	和歌山県
736	1,253	93.3	131	223	58.1	7,129	12,144	99.1	鳥取県
795	1,118	83.2	156	220	57.3	8,281	11,641	95.0	島根県
2,443	1,256	93.5	839	431	112.2	25,995	13,364	109.0	岡山県
3,529	1,227	91.4	810	282	73.4	33,838	11,765	96.0	広島県
1,790	1,240	92.3	581	402	104.7	18,300	12,681	103.5	山口県
1,007	1,287	95.8	291	372	96.9	10,453	13,361	109.0	徳島県
1,317	1,304	97.1	390	386	100.5	13,355	13,222	107.9	香川県
1,759	1,225	91.2	481	335	87.2	16,067	11,185	91.2	愛媛県
1,006	1,334	99.3	256	340	88.5	8,016	10,627	86.7	高知県
7,243	1,415	105.4	1,067	209	54.4	59,624	11,648	95.0	福岡県
1,195	1,402	104.4	325	382	99.5	10,310	12,096	98.7	佐賀県
1,839	1,291	96.1	324	228	59.4	13,046	9,158	74.7	長崎県
2,353	1,289	96.0	630	345	89.8	21,801	11,942	97.4	熊本県
1,591	1,328	98.9	373	312	81.3	14,466	12,076	98.5	大分県
1,515	1,326	98.7	507	444	115.6	13,338	11,675	95.2	宮崎県
2,152	1,263	94.0	457	268	69.8	18,201	10,687	87.2	鹿児島県
1,970	1,360	101.3	768	530	138.0	12,964	8,951	73.0	沖縄県
172,537	1,343	100.0	49,316	384	100.0	1,574,379	12,258	100.0	合計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成25年度）

都道府県			鉦 区 税			道府県固定資産税			自動車取得税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	31	6	200.0	942	172	1,323.1	10,321	1,889	125.4		
青森県	3	2	66.7	115	84	646.2	2,290	1,674	111.2		
岩手県	17	13	433.3	-	-	0.0	2,500	1,906	126.6		
宮城県	3	1	33.3	-	-	0.0	4,571	1,962	130.3		
秋田県	16	15	500.0	-	-	0.0	2,028	1,895	125.8		
山形県	5	4	133.3	-	-	0.0	1,990	1,728	114.7		
福島県	13	7	233.3	45	23	176.9	4,068	2,059	136.7		
茨城県	4	1	33.3	-	0	0.0	4,475	1,495	99.3		
栃木県	8	4	133.3	-	-	0.0	3,231	1,607	106.7		
群馬県	2	1	33.3	-	-	0.0	3,735	1,849	122.8		
埼玉県	5	1	33.3	-	-	0.0	10,055	1,380	91.6		
千葉県	41	6	200.0	-	-	0.0	10,109	1,618	107.4		
東京都	2	-	0.0	-	-	0.0	18,969	1,437	95.4		
神奈川県	0	-	0.0	25	3	23.1	12,488	1,372	91.1		
新潟県	50	21	700.0	-	-	0.0	4,094	1,739	115.5		
富山県	1	1	33.3	-	-	0.0	1,894	1,735	115.2		
石川県	0	-	0.0	-	-	0.0	2,039	1,753	116.4		
福井県	2	3	100.0	-	-	0.0	1,400	1,732	115.0		
山梨県	0	-	0.0	135	156	1,200.0	1,308	1,518	100.8		
長野県	4	2	66.7	-	-	0.0	4,058	1,878	124.7		
岐阜県	20	9	300.0	-	-	0.0	3,825	1,823	121.0		
静岡県	4	1	33.3	-	-	0.0	6,292	1,654	109.8		
愛知県	3	-	0.0	427	57	438.5	15,870	2,122	140.9		
三重県	4	2	66.7	-	-	0.0	3,456	1,849	122.8		
滋賀県	8	5	166.7	-	-	0.0	2,172	1,527	101.4		
京都府	1	-	0.0	-	-	0.0	3,380	1,307	86.8		
大阪府	0	-	0.0	-	-	0.0	11,082	1,248	82.9		
兵庫県	4	1	33.3	-	-	0.0	7,539	1,333	88.5		
奈良県	1	1	33.3	-	-	0.0	1,666	1,187	78.8		
和歌山県	0	-	0.0	-	-	0.0	1,354	1,338	88.8		
鳥取県	1	1	33.3	-	-	0.0	805	1,371	91.0		
島根県	1	2	66.7	-	-	0.0	971	1,365	90.6		
岡山県	11	6	200.0	-	-	0.0	2,663	1,369	90.9		
広島県	5	2	66.7	-	-	0.0	3,999	1,390	92.3		
山口県	8	6	200.0	-	-	0.0	2,066	1,432	95.1		
徳島県	1	2	66.7	-	-	0.0	956	1,222	81.1		
香川県	0	-	0.0	-	-	0.0	1,337	1,324	87.9		
愛媛県	4	3	100.0	-	-	0.0	1,581	1,100	73.0		
高知県	7	9	300.0	-	-	0.0	823	1,091	72.4		
福岡県	6	1	33.3	-	-	0.0	6,556	1,281	85.1		
佐賀県	0	-	0.0	-	-	0.0	916	1,075	71.4		
長崎県	4	3	100.0	-	-	0.0	1,232	865	57.4		
熊本県	9	5	166.7	-	-	0.0	1,965	1,076	71.4		
大分県	11	9	300.0	-	-	0.0	1,391	1,162	77.2		
宮崎県	7	6	200.0	-	-	0.0	1,215	1,064	70.7		
鹿児島県	9	5	166.7	-	-	0.0	1,712	1,005	66.7		
沖縄県	9	6	200.0	-	-	0.0	982	678	45.0		
合 計	346	3	100.0	1,689	13	100.0	193,427	1,506	100.0		

軽油引取税			狩 獵 税			その他の道府県税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
60,984	11,163	152.0	108	20	166.7	1,071	196	78.1	北 海 道
14,590	10,666	145.2	16	11	91.7	15,447	11,293	4,499.2	青 森 県
17,141	13,071	178.0	33	25	208.3	90	69	27.5	岩 手 県
29,533	12,678	172.6	24	10	83.3	361	155	61.8	宮 城 県
9,880	9,231	125.7	22	21	175.0	223	209	83.3	秋 田 県
10,641	9,242	125.8	24	21	175.0	199	173	68.9	山 形 県
23,545	11,915	162.2	43	22	183.3	707	358	142.6	福 島 県
32,123	10,730	146.1	57	19	158.3	606	203	80.9	茨 城 県
22,721	11,302	153.9	44	22	183.3	-	-	0.0	栃 木 県
17,396	8,613	117.3	41	20	166.7	0	-	0.0	群 馬 県
45,525	6,246	85.0	28	4	33.3	0	-	0.0	埼 玉 県
40,083	6,416	87.4	47	8	66.7	0	-	0.0	千 葉 県
41,962	3,178	43.3	5	-	0.0	1,315	100	39.8	東 京 都
39,704	4,363	59.4	24	3	25.0	-	-	0.0	神 奈 川 県
24,754	10,512	143.1	35	15	125.0	220	93	37.1	新 潟 県
11,377	10,422	141.9	12	11	91.7	-	-	0.0	富 山 県
10,612	9,122	124.2	11	10	83.3	771	662	263.7	石 川 県
7,932	9,814	133.6	17	22	183.3	6,095	7,541	3,004.4	福 井 県
7,058	8,192	111.5	44	52	433.3	0	-	0.0	山 梨 県
18,439	8,534	116.2	67	31	258.3	0	-	0.0	長 野 県
16,706	7,962	108.4	38	18	150.0	18	9	3.6	岐 阜 県
34,917	9,180	125.0	67	18	150.0	-	-	0.0	静 岡 県
57,739	7,721	105.1	21	3	25.0	578	77	30.7	愛 知 県
21,516	11,513	156.8	39	21	175.0	161	86	34.3	三 重 県
12,226	8,599	117.1	20	14	116.7	29	21	8.4	滋 賀 県
13,481	5,213	71.0	30	12	100.0	61	23	9.2	京 都 府
44,724	5,037	68.6	11	1	8.3	-	-	0.0	大 阪 府
37,634	6,655	90.6	53	9	75.0	0	-	0.0	兵 庫 県
5,773	4,114	56.0	17	12	100.0	106	75	29.9	奈 良 県
6,520	6,441	87.7	36	36	300.0	0	-	0.0	和 歌 山 県
5,056	8,612	117.3	13	22	183.3	8	14	5.6	鳥 取 県
5,557	7,812	106.4	26	36	300.0	250	351	139.8	島 根 県
17,958	9,232	125.7	43	22	183.3	411	211	84.1	岡 山 県
22,928	7,971	108.5	37	13	108.3	513	178	70.9	広 島 県
13,567	9,401	128.0	34	24	200.0	202	140	55.8	山 口 県
6,136	7,843	106.8	25	32	266.7	0	-	0.0	徳 島 県
9,399	9,306	126.7	15	15	125.0	-	-	0.0	香 川 県
10,477	7,293	99.3	44	31	258.3	250	174	69.3	愛 媛 県
5,025	6,663	90.7	49	65	541.7	-	-	0.0	高 知 県
39,272	7,672	104.5	35	7	58.3	195	38	15.1	福 岡 県
9,531	11,183	152.3	15	18	150.0	115	135	53.8	佐 賀 県
7,480	5,251	71.5	14	10	83.3	98	69	27.5	長 崎 県
14,267	7,815	106.4	41	22	183.3	204	112	44.6	熊 本 県
9,434	7,875	107.2	47	39	325.0	264	221	88.0	大 分 県
9,550	8,359	113.8	50	43	358.3	248	217	86.5	宮 崎 県
13,481	7,915	107.8	51	30	250.0	382	224	89.2	鹿 児 島 県
6,920	4,778	65.1	4	3	25.0	1,050	725	288.8	沖 縄 県
943,273	7,344	100.0	1,579	12	100.0	32,246	251	100.0	合 計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成25年度）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	A 人口1人当たり		税額 (百万円)	B 人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	554,178	101,441	88.2	680,878	124,633	180.9
青森県	135,733	99,231	86.3	226,423	165,531	240.3
岩手県	124,914	95,255	82.8	270,006	205,896	298.9
宮城県	266,348	114,340	99.4	261,905	112,433	163.2
秋田県	93,159	87,046	75.7	197,478	184,520	267.8
山形県	104,544	90,804	78.9	181,090	157,289	228.3
福島県	214,130	108,360	94.2	262,971	133,076	193.2
茨城県	336,149	112,288	97.6	189,303	63,235	91.8
栃木県	235,507	117,152	101.8	128,667	64,005	92.9
群馬県	219,213	108,538	94.4	132,315	65,513	95.1
埼玉県	724,134	99,348	86.4	188,411	25,849	37.5
千葉県	672,677	107,665	93.6	167,039	26,735	38.8
東京都	2,498,876	189,280	164.6	-	-	0.0
神奈川県	1,059,233	116,391	101.2	62,867	6,908	10.0
新潟県	244,601	103,870	90.3	279,259	118,588	172.1
富山県	121,597	111,392	96.8	131,372	120,346	174.7
石川県	130,912	112,527	97.8	132,159	113,599	164.9
福井県	97,155	120,207	104.5	130,766	161,793	234.8
山梨県	92,514	107,372	93.3	132,390	153,653	223.0
長野県	219,793	101,718	88.4	218,845	101,279	147.0
岐阜県	218,875	104,317	90.7	170,088	81,065	117.7
静岡県	453,521	119,238	103.7	155,506	40,885	59.3
愛知県	997,618	133,396	116.0	66,483	8,890	12.9
三重県	216,303	115,741	100.6	136,462	73,019	106.0
滋賀県	151,946	106,870	92.9	113,443	79,789	115.8
京都府	267,774	103,552	90.0	173,932	67,262	97.6
大阪府	1,044,209	117,608	102.2	284,449	32,037	46.5
兵庫県	591,530	104,596	90.9	305,459	54,012	78.4
奈良県	121,249	86,419	75.1	147,759	105,314	152.9
和歌山県	89,210	88,131	76.6	163,593	161,616	234.6
鳥取県	52,316	89,114	77.5	138,031	235,120	341.3
島根県	63,794	89,679	78.0	184,091	258,786	375.6
岡山県	200,691	103,172	89.7	169,230	86,998	126.3
広島県	308,658	107,311	93.3	186,758	64,930	94.2
山口県	148,636	102,994	89.5	174,356	120,816	175.4
徳島県	80,225	102,545	89.1	150,594	192,492	279.4
香川県	110,731	109,632	95.3	113,009	111,887	162.4
愛媛県	133,718	93,084	80.9	168,843	117,536	170.6
高知県	61,889	82,050	71.3	174,299	231,082	335.4
福岡県	521,461	101,871	88.6	280,274	54,754	79.5
佐賀県	80,324	94,245	81.9	144,862	169,969	246.7
長崎県	111,527	78,290	68.1	218,404	153,316	222.5
熊本県	156,263	85,591	74.4	216,649	118,667	172.2
大分県	108,193	90,322	78.5	173,556	144,889	210.3
宮崎県	95,068	83,212	72.3	185,146	162,056	235.2
鹿児島県	138,256	81,178	70.6	270,892	159,056	230.9
沖縄県	104,502	72,152	62.7	208,579	144,011	209.0
合計	14,773,853	115,027	100.0	8,848,887	68,896	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
95,040	17,397	104.6	1,330,095	243,471	121.4	北海道
22,785	16,658	100.1	384,942	281,419	140.3	青森県
23,243	17,724	106.5	418,163	318,876	159.0	岩手県
37,425	16,066	96.6	565,678	242,839	121.1	宮城県
18,934	17,692	106.3	309,571	289,257	144.2	秋田県
20,572	17,868	107.4	306,206	265,961	132.6	山形県
34,458	17,437	104.8	511,559	258,873	129.1	福島県
47,743	15,948	95.9	573,195	191,471	95.5	茨城県
33,422	16,625	99.9	397,596	197,782	98.6	栃木県
33,280	16,478	99.0	384,809	190,529	95.0	群馬県
100,820	13,832	83.1	1,013,366	139,030	69.3	埼玉県
85,876	13,745	82.6	925,592	148,145	73.9	千葉県
304,592	23,072	138.7	2,803,469	212,351	105.9	東京都
126,573	13,908	83.6	1,248,674	137,208	68.4	神奈川県
40,660	17,266	103.8	564,520	239,724	119.5	新潟県
19,480	17,845	107.3	272,449	249,584	124.4	富山県
20,392	17,528	105.4	283,462	243,654	121.5	石川県
14,439	17,865	107.4	242,359	299,864	149.5	福井県
14,510	16,841	101.2	239,413	277,866	138.5	山梨県
36,816	17,038	102.4	475,453	220,034	109.7	長野県
34,717	16,546	99.5	423,680	201,928	100.7	岐阜県
60,686	15,955	95.9	669,713	176,079	87.8	静岡県
122,310	16,355	98.3	1,186,410	158,641	79.1	愛知県
30,478	16,308	98.0	383,243	205,068	102.2	三重県
22,939	16,134	97.0	288,328	202,794	101.1	滋賀県
41,177	15,924	95.7	482,884	186,737	93.1	京都府
145,639	16,403	98.6	1,474,297	166,049	82.8	大阪府
84,201	14,889	89.5	981,190	173,497	86.5	兵庫県
19,789	14,105	84.8	288,797	205,837	102.6	奈良県
16,356	16,158	97.1	269,159	265,905	132.6	和歌山県
10,552	17,974	108.0	200,899	342,209	170.6	鳥取県
13,463	18,925	113.8	261,348	367,390	183.2	島根県
31,578	16,234	97.6	401,498	206,404	102.9	岡山県
47,230	16,420	98.7	542,646	188,661	94.1	広島県
24,487	16,968	102.0	347,478	240,778	120.1	山口県
13,283	16,979	102.1	244,103	312,015	155.6	徳島県
16,807	16,640	100.0	240,547	238,158	118.7	香川県
23,916	16,649	100.1	326,478	227,269	113.3	愛媛県
13,271	17,595	105.8	249,459	330,727	164.9	高知県
79,650	15,560	93.5	881,384	172,185	85.9	福岡県
14,053	16,488	99.1	239,238	280,702	140.0	佐賀県
22,457	15,765	94.8	352,388	247,371	123.3	長崎県
28,700	15,720	94.5	401,611	219,978	109.7	熊本県
20,499	17,113	102.9	302,248	252,324	125.8	大分県
19,068	16,690	100.3	299,282	261,957	130.6	宮崎県
28,304	16,619	99.9	437,452	256,853	128.1	鹿児島県
20,157	13,917	83.7	333,238	230,080	114.7	沖縄県
2,136,827	16,637	100.0	25,759,566	200,560	100.0	合計

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成25年度）

都道府県	市 町 村 民 税					
	個 人			法 人		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指 数	税額(円)		指 数	
北海道	234,868	42,992	78.7	60,431	11,062	65.9
青森県	47,787	34,936	64.0	11,589	8,472	50.4
岩手県	48,575	37,042	67.8	13,391	10,212	60.8
宮城県	105,646	45,353	83.0	35,963	15,439	91.9
秋田県	36,948	34,523	63.2	9,527	8,902	53.0
山形県	44,479	38,633	70.7	10,555	9,168	54.6
福島県	81,207	41,095	75.2	22,578	11,425	68.0
茨城県	150,844	50,388	92.3	38,275	12,785	76.1
栃木県	100,023	49,756	91.1	30,560	15,202	90.5
群馬県	95,012	47,043	86.1	27,588	13,659	81.3
埼玉県	427,176	58,607	107.3	78,089	10,713	63.8
千葉県	383,838	61,435	112.5	70,821	11,335	67.5
東京都	1,151,957	87,256	159.8	645,272	48,877	291.0
神奈川県	650,944	71,528	131.0	124,102	13,637	81.2
新潟県	99,844	42,399	77.6	28,633	12,159	72.4
富山県	53,982	49,451	90.5	14,617	13,390	79.7
石川県	56,650	48,694	89.2	16,828	14,465	86.1
福井県	38,659	47,832	87.6	10,779	13,336	79.4
山梨県	39,724	46,104	84.4	11,283	13,095	78.0
長野県	97,063	44,920	82.2	24,179	11,190	66.6
岐阜県	100,952	48,114	88.1	22,709	10,823	64.4
静岡県	207,131	54,458	99.7	52,090	13,695	81.5
愛知県	465,995	62,310	114.1	130,324	17,426	103.7
三重県	95,835	51,280	93.9	21,956	11,749	69.9
滋賀県	73,687	51,828	94.9	19,410	13,652	81.3
京都府	133,641	51,681	94.6	34,963	13,521	80.5
大阪府	461,891	52,022	95.3	189,450	21,338	127.0
兵庫県	311,747	55,124	100.9	69,734	12,331	73.4
奈良県	72,060	51,360	94.0	9,542	6,801	40.5
和歌山県	41,668	41,164	75.4	9,276	9,164	54.6
鳥取県	22,351	38,072	69.7	5,450	9,284	55.3
島根県	28,275	39,747	72.8	6,735	9,468	56.4
岡山県	88,702	45,600	83.5	24,790	12,744	75.9
広島県	145,741	50,670	92.8	42,521	14,783	88.0
山口県	64,922	44,987	82.4	19,091	13,228	78.8
徳島県	32,486	41,525	76.0	11,241	14,369	85.5
香川県	46,545	46,083	84.4	17,413	17,240	102.6
愛媛県	57,298	39,887	73.0	19,456	13,544	80.6
高知県	28,849	38,248	70.0	6,075	8,054	47.9
福岡県	238,246	46,543	85.2	75,058	14,663	87.3
佐賀県	32,704	38,372	70.3	9,317	10,931	65.1
長崎県	54,388	38,179	69.9	11,537	8,099	48.2
熊本県	69,111	37,855	69.3	17,040	9,334	55.6
大分県	46,809	39,078	71.6	11,693	9,762	58.1
宮崎県	40,044	35,050	64.2	9,053	7,924	47.2
鹿児島県	60,981	35,805	65.6	15,241	8,949	53.3
沖縄県	47,344	32,688	59.9	11,133	7,687	45.8
合 計	7,014,629	54,615	100.0	2,157,358	16,797	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県		
計			土 地					
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
295,299	54,054	75.7	68,966	12,624	48.1	北 海 道		
59,376	43,408	60.8	20,267	14,817	56.4	青 森 県		
61,966	47,253	66.2	21,366	16,293	62.0	岩 手 県		
141,610	60,791	85.1	40,999	17,600	67.0	宮 城 県		
46,475	43,425	60.8	15,995	14,946	56.9	秋 田 県		
55,034	47,801	66.9	18,963	16,470	62.7	山 形 県		
103,785	52,520	73.5	32,817	16,607	63.2	福 島 県		
189,119	63,174	88.5	61,191	20,440	77.8	茨 城 県		
130,583	64,958	91.0	47,776	23,766	90.5	栃 木 県		
122,599	60,702	85.0	47,106	23,323	88.8	群 馬 県		
505,264	69,320	97.1	194,628	26,702	101.6	埼 玉 県		
454,659	72,770	101.9	137,708	22,041	83.9	千 葉 県		
1,797,229	136,133	190.6	708,975	53,702	204.4	東 京 都		
775,046	85,164	119.3	275,557	30,279	115.3	神 奈 川 県		
128,477	54,558	76.4	46,839	19,890	75.7	新 潟 県		
68,599	62,842	88.0	23,349	21,390	81.4	富 山 県		
73,478	63,159	88.4	25,188	21,651	82.4	石 川 県		
49,438	61,168	85.7	18,395	22,760	86.6	福 井 県		
51,006	59,199	82.9	18,775	21,790	82.9	山 梨 県		
121,242	56,109	78.6	44,541	20,613	78.5	長 野 県		
123,661	58,937	82.5	48,386	23,061	87.8	岐 阜 県		
259,220	68,153	95.4	107,279	28,206	107.4	静 岡 県		
596,319	79,737	111.7	242,063	32,367	123.2	愛 知 県		
117,791	63,028	88.3	39,837	21,316	81.1	三 重 県		
93,097	65,479	91.7	29,998	21,099	80.3	滋 賀 県		
168,604	65,201	91.3	71,279	27,564	104.9	京 都 府		
651,341	73,360	102.7	259,591	29,237	111.3	大 阪 府		
381,481	67,455	94.5	140,332	24,814	94.5	兵 庫 県		
81,601	58,161	81.4	28,785	20,517	78.1	奈 良 県		
50,945	50,329	70.5	20,297	20,052	76.3	和 歌 山 県		
27,802	47,357	66.3	10,755	18,320	69.7	鳥 取 県		
35,010	49,215	68.9	12,919	18,161	69.1	島 根 県		
113,492	58,345	81.7	43,781	22,507	85.7	岡 山 県		
188,262	65,453	91.7	69,965	24,325	92.6	広 島 県		
84,013	58,215	81.5	28,295	19,606	74.6	山 口 県		
43,728	55,894	78.3	16,249	20,770	79.1	徳 島 県		
63,959	63,324	88.7	19,862	19,665	74.9	香 川 県		
76,755	53,431	74.8	32,813	22,842	87.0	愛 媛 県		
34,924	46,302	64.8	14,609	19,368	73.7	高 知 県		
313,304	61,206	85.7	107,413	20,984	79.9	福 岡 県		
42,020	49,303	69.0	14,821	17,389	66.2	佐 賀 県		
65,925	46,278	64.8	18,712	13,136	50.0	長 崎 県		
86,152	47,189	66.1	29,666	16,249	61.9	熊 本 県		
58,503	48,840	68.4	21,074	17,593	67.0	大 分 県		
49,097	42,974	60.2	18,488	16,182	61.6	宮 崎 県		
76,222	44,754	62.7	28,127	16,515	62.9	鹿 児 島 県		
58,477	40,375	56.5	29,197	20,159	76.7	沖 縄 県		
9,171,988	71,412	100.0	3,373,994	26,269	100.0	合 計		

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成25年度）

都道府県	固定資産税					
	家屋			償却資産		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	155,931	28,543	100.5	50,324	9,212	76.8
青森県	34,615	25,306	89.1	18,080	13,218	110.2
岩手県	29,875	22,782	80.2	15,042	11,470	95.7
宮城県	57,159	24,538	86.4	27,319	11,728	97.8
秋田県	25,003	23,363	82.2	10,616	9,919	82.7
山形県	27,564	23,942	84.3	11,246	9,768	81.5
福島県	40,182	20,334	71.6	35,229	17,828	148.7
茨城県	82,641	27,606	97.2	44,881	14,992	125.0
栃木県	58,354	29,028	102.2	29,384	14,617	121.9
群馬県	54,915	27,190	95.7	30,197	14,951	124.7
埼玉県	175,278	24,047	84.7	58,651	8,047	67.1
千葉県	165,649	26,513	93.3	75,250	12,044	100.5
東京都	510,891	38,698	136.2	162,517	12,310	102.7
神奈川県	261,326	28,715	101.1	98,557	10,830	90.3
新潟県	65,179	27,678	97.4	35,686	15,154	126.4
富山県	34,442	31,551	111.1	17,280	15,830	132.0
石川県	33,798	29,051	102.3	15,031	12,920	107.8
福井県	24,973	30,898	108.8	16,697	20,659	172.3
山梨県	24,206	28,093	98.9	11,898	13,810	115.2
長野県	59,984	27,760	97.7	27,334	12,650	105.5
岐阜県	55,720	26,556	93.5	26,602	12,678	105.7
静岡県	113,274	29,782	104.8	58,295	15,327	127.8
愛知県	234,117	31,305	110.2	106,125	14,191	118.4
三重県	50,238	26,882	94.6	36,909	19,750	164.7
滋賀県	41,891	29,464	103.7	22,669	15,944	133.0
京都府	69,302	26,800	94.3	26,353	10,191	85.0
大阪府	279,463	31,476	110.8	87,295	9,832	82.0
兵庫県	164,292	29,051	102.3	71,379	12,621	105.3
奈良県	28,159	20,070	70.7	9,620	6,857	57.2
和歌山県	23,181	22,901	80.6	12,763	12,608	105.2
鳥取県	14,841	25,279	89.0	5,729	9,759	81.4
島根県	17,157	24,118	84.9	9,312	13,090	109.2
岡山県	49,243	25,315	89.1	27,453	14,113	117.7
広島県	76,324	26,535	93.4	39,565	13,755	114.7
山口県	35,754	24,775	87.2	23,509	16,290	135.9
徳島県	20,153	25,760	90.7	10,653	13,617	113.6
香川県	28,366	28,085	98.9	10,055	9,956	83.0
愛媛県	35,987	25,052	88.2	16,973	11,815	98.5
高知県	17,408	23,079	81.2	6,035	8,001	66.7
福岡県	141,885	27,718	97.6	49,026	9,578	79.9
佐賀県	20,473	24,022	84.6	10,570	12,402	103.4
長崎県	33,430	23,467	82.6	11,117	7,804	65.1
熊本県	43,000	23,553	82.9	16,921	9,268	77.3
大分県	29,971	25,020	88.1	17,001	14,193	118.4
宮崎県	26,226	22,955	80.8	13,534	11,846	98.8
鹿児島県	39,786	23,361	82.2	15,084	8,857	73.9
沖縄県	36,837	25,434	89.5	8,196	5,659	47.2
合計	3,648,443	28,406	100.0	1,539,964	11,990	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県		
交 付 金			計					
税 額	人口 1 人 当 たり		税 額	人口 1 人 当 たり				
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数			
3,267	598	85.2	278,488	50,977	75.7	北	海	道
1,006	735	104.7	73,967	54,075	80.3	青	森	県
1,411	1,076	153.3	67,695	51,621	76.6	岩	手	県
1,250	537	76.5	126,728	54,403	80.8	宮	城	県
1,950	1,822	259.5	53,564	50,050	74.3	秋	田	県
1,073	932	132.8	58,847	51,112	75.9	山	形	県
1,129	571	81.3	109,357	55,340	82.1	福	島	県
1,332	445	63.4	190,045	63,483	94.2	茨	城	県
963	479	68.2	136,477	67,890	100.8	栃	木	県
1,103	546	77.8	133,319	66,010	98.0	群	馬	県
3,286	451	64.2	431,842	59,247	87.9	埼	玉	県
2,275	364	51.9	380,881	60,962	90.5	千	葉	県
20,799	1,575	224.4	1,403,182	106,285	157.8	東	京	都
5,381	591	84.2	640,821	70,415	104.5	神	奈	川
1,065	452	64.4	148,769	63,175	93.8	新	潟	県
610	559	79.6	75,681	69,329	102.9	富	山	県
710	610	86.9	74,726	64,232	95.3	石	川	県
526	650	92.6	60,591	74,967	111.3	福	井	県
543	630	89.7	55,422	64,323	95.5	山	梨	県
1,289	597	85.0	133,148	61,619	91.5	長	野	県
390	186	26.5	131,098	62,482	92.7	岐	阜	県
1,477	388	55.3	280,326	73,702	109.4	静	岡	県
3,626	485	69.1	585,931	78,348	116.3	愛	知	県
443	237	33.8	127,427	68,184	101.2	三	重	県
273	192	27.4	94,832	66,700	99.0	滋	賀	県
691	267	38.0	167,625	64,823	96.2	京	都	府
6,880	775	110.4	633,230	71,320	105.9	大	阪	府
3,951	699	99.6	379,953	67,185	99.7	兵	庫	県
298	213	30.3	66,863	47,656	70.7	奈	良	県
353	349	49.7	56,594	55,910	83.0	和	歌	山
320	545	77.6	31,645	53,903	80.0	鳥	取	県
465	653	93.0	39,852	56,022	83.2	鳥	根	県
1,115	573	81.6	121,592	62,508	92.8	岡	山	県
1,358	472	67.2	187,211	65,088	96.6	広	島	県
1,047	726	103.4	88,605	61,397	91.1	山	口	県
440	563	80.2	47,495	60,709	90.1	徳	島	県
361	357	50.9	58,645	58,062	86.2	香	川	県
740	515	73.4	86,513	60,223	89.4	愛	媛	県
639	847	120.7	38,691	51,295	76.1	高	知	県
4,881	954	135.9	303,204	59,233	87.9	福	岡	県
348	409	58.3	46,213	54,222	80.5	佐	賀	県
1,585	1,113	158.5	64,844	45,520	67.6	長	崎	県
734	402	57.3	90,322	49,473	73.4	熊	本	県
493	411	58.5	68,538	57,217	84.9	大	分	県
1,027	899	128.1	59,275	51,883	77.0	宮	崎	県
2,489	1,461	208.1	85,486	50,194	74.5	鹿	児	島
2,785	1,923	273.9	77,016	53,175	78.9	沖	縄	県
90,176	702	100.0	8,652,577	67,368	100.0	合		計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成25年度）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	7,430	1,360	92.3	50,663	9,274	121.1
青森県	2,838	2,075	140.9	11,854	8,666	113.2
岩手県	2,819	2,149	145.9	9,953	7,590	99.2
宮城県	3,756	1,612	109.4	20,150	8,650	113.0
秋田県	2,283	2,134	144.9	7,920	7,400	96.7
山形県	2,588	2,248	152.6	8,024	6,970	91.1
福島県	3,993	2,020	137.1	16,965	8,585	112.1
茨城県	5,446	1,819	123.5	24,336	8,129	106.2
栃木県	3,632	1,807	122.7	16,010	7,964	104.0
群馬県	4,121	2,040	138.5	15,556	7,702	100.6
埼玉県	7,887	1,082	73.5	51,702	7,093	92.7
千葉県	6,748	1,080	73.3	45,292	7,249	94.7
東京都	5,692	431	29.3	114,364	8,663	113.2
神奈川県	6,430	707	48.0	62,165	6,831	89.2
新潟県	5,245	2,227	151.2	17,261	7,330	95.8
富山県	2,251	2,063	140.1	7,944	7,277	95.1
石川県	2,140	1,840	124.9	8,952	7,695	100.5
福井県	1,697	2,100	142.6	5,907	7,309	95.5
山梨県	1,993	2,313	157.0	6,713	7,791	101.8
長野県	5,134	2,376	161.3	14,442	6,683	87.3
岐阜県	4,023	1,917	130.1	13,991	6,668	87.1
静岡県	7,236	1,903	129.2	27,718	7,288	95.2
愛知県	9,967	1,333	90.5	55,979	7,485	97.8
三重県	3,897	2,085	141.5	13,565	7,258	94.8
滋賀県	2,764	1,944	132.0	10,138	7,130	93.1
京都府	3,222	1,246	84.6	18,323	7,086	92.6
大阪府	7,228	814	55.3	78,738	8,868	115.8
兵庫県	6,756	1,195	81.1	37,645	6,657	87.0
奈良県	2,138	1,524	103.5	8,274	5,897	77.0
和歌山県	2,396	2,367	160.7	7,614	7,522	98.3
鳥取県	1,412	2,406	163.3	4,181	7,122	93.0
島根県	1,933	2,717	184.5	4,534	6,374	83.3
岡山県	4,412	2,268	154.0	13,908	7,150	93.4
広島県	5,125	1,782	121.0	20,086	6,983	91.2
山口県	3,053	2,116	143.7	10,205	7,071	92.4
徳島県	1,902	2,432	165.1	5,732	7,326	95.7
香川県	2,347	2,324	157.8	7,502	7,428	97.0
愛媛県	3,174	2,209	150.0	10,018	6,974	91.1
高知県	1,947	2,581	175.2	5,740	7,610	99.4
福岡県	7,887	1,541	104.6	41,272	8,063	105.3
佐賀県	2,061	2,418	164.2	6,809	7,989	104.4
長崎県	3,098	2,175	147.7	10,478	7,355	96.1
熊本県	3,994	2,187	148.5	13,409	7,344	95.9
大分県	2,655	2,217	150.5	9,073	7,574	98.9
宮崎県	2,806	2,456	166.7	8,630	7,553	98.7
鹿児島県	4,123	2,421	164.4	12,261	7,199	94.0
沖縄県	3,511	2,424	164.6	11,234	7,756	101.3
合計	189,193	1,473	100.0	983,229	7,655	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
163	30	200.0	21	4	50.0	北	海	道
19	14	93.3	0	-	-	青	森	県
12	9	60.0	1	1	12.5	岩	手	県
1	1	6.7	58	25	312.5	宮	城	県
79	74	493.3	4	3	37.5	秋	田	県
7	6	40.0	2	2	25.0	山	形	県
1	0	0.0	1	1	12.5	福	島	県
2	1	6.7	3	1	12.5	茨	城	県
26	13	86.7	0	-	-	栃	木	県
4	2	13.3	3	1	12.5	群	馬	県
31	4	26.7	34	5	62.5	埼	玉	県
65	10	66.7	182	29	362.5	千	葉	県
5	0	0.0	19	1	12.5	東	京	都
-	-	-	110	12	150.0	神	奈	川
984	418	2,786.7	-	-	-	新	潟	県
0	0	0.0	0	-	-	富	山	県
0	0	0.0	-	-	-	石	川	県
1	1	6.7	-	-	-	福	井	県
-	-	-	0	0	0.0	山	梨	県
0	0	0.0	2	1	12.5	長	野	県
10	5	33.3	2	1	12.5	岐	阜	県
0	0	0.0	8	2	25.0	静	岡	県
6	1	6.7	1	-	-	愛	知	県
12	6	40.0	431	231	2,887.5	三	重	県
6	5	33.3	-	-	-	滋	賀	県
1	0	0.0	1	-	-	京	都	府
-	-	-	-	-	-	大	阪	府
3	1	6.7	108	19	237.5	兵	庫	県
-	-	-	0	-	-	奈	良	県
-	-	-	-	-	-	和	歌	山
-	-	-	-	-	-	鳥	取	県
0	1	6.7	28	39	487.5	島	根	県
8	4	26.7	-	-	-	岡	山	県
0	0	0.0	5	2	25.0	広	島	県
60	42	280.0	2	1	12.5	山	口	県
2	2	13.3	3	4	50.0	徳	島	県
-	-	-	-	-	-	香	川	県
0	0	0.0	-	-	-	愛	媛	県
32	43	286.7	-	-	-	高	知	県
38	7	46.7	27	5	62.5	福	岡	県
-	-	-	-	-	-	佐	賀	県
2	1	6.7	-	-	-	長	崎	県
0	0	0.0	-	-	-	熊	本	県
48	40	266.7	0	-	-	大	分	県
-	-	-	10	9	112.5	宮	崎	県
285	167	1,113.3	0	0	0.0	鹿	児	島
32	22	146.7	-	-	-	沖	縄	県
1,947	15	100.0	1,067	8	100.0	合		計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成25年度）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,328	426	247.7	9,202	1,684	62.1
青森県	175	128	74.4	717	524	19.3
岩手県	526	401	233.1	-	-	-
宮城県	517	222	129.1	4,996	2,145	79.1
秋田県	608	568	330.2	1,387	1,296	47.8
山形県	596	518	301.2	-	-	-
福島県	774	392	227.9	4,096	2,073	76.4
茨城県	381	127	73.8	-	-	-
栃木県	848	422	245.3	3,237	1,610	59.3
群馬県	909	450	261.6	3,699	1,832	67.5
埼玉県	39	5	2.9	8,426	1,156	42.6
千葉県	371	59	34.3	10,496	1,680	61.9
東京都	245	19	11.0	100,304	7,598	280.1
神奈川県	947	104	60.5	32,475	3,568	131.5
新潟県	849	361	209.9	4,348	1,846	68.0
富山県	305	279	162.2	3,344	3,064	112.9
石川県	537	461	268.0	2,413	2,074	76.4
福井県	431	533	309.9	-	-	-
山梨県	739	858	498.8	-	-	-
長野県	1,245	576	334.9	1,908	883	32.5
岐阜県	706	337	195.9	1,493	712	26.2
静岡県	1,619	426	247.7	8,802	2,314	85.3
愛知県	327	44	25.6	29,874	3,995	147.3
三重県	652	349	202.9	2,741	1,467	54.1
滋賀県	214	150	87.2	1,416	996	36.7
京都府	205	79	45.9	6,919	2,676	98.6
大阪府	168	19	11.0	37,017	4,169	153.7
兵庫県	717	127	73.8	17,389	3,075	113.3
奈良県	39	28	16.3	907	646	23.8
和歌山県	429	424	246.5	1,997	1,973	72.7
鳥取県	194	330	191.9	-	-	-
島根県	232	326	189.5	-	-	-
岡山県	184	95	55.2	7,929	4,076	150.2
広島県	242	84	48.8	9,729	3,383	124.7
山口県	229	159	92.4	-	-	-
徳島県	37	47	27.3	-	-	-
香川県	131	130	75.6	2,090	2,069	76.3
愛媛県	168	117	68.0	1,834	1,277	47.1
高知県	51	68	39.5	1,034	1,371	50.5
福岡県	238	46	26.7	15,227	2,975	109.7
佐賀県	159	186	108.1	-	-	-
長崎県	250	176	102.3	1,820	1,277	47.1
熊本県	407	223	129.7	2,006	1,099	40.5
大分県	544	454	264.0	2,973	2,482	91.5
宮崎県	147	129	75.0	1,300	1,138	41.9
鹿児島県	318	187	108.7	1,948	1,144	42.2
沖縄県	83	57	33.1	907	626	23.1
合計	22,062	172	100.0	348,399	2,713	100.0

都市計画税			その他の市町村税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
43,958	8,047	84.3	-	-	-	北	海	道
1,362	996	10.4	-	-	-	青	森	県
2,086	1,590	16.6	-	-	-	岩	手	県
17,657	7,580	79.4	1	-	-	宮	城	県
279	260	2.7	-	-	-	秋	田	県
7,264	6,310	66.1	-	-	-	山	形	県
7,991	4,044	42.3	-	-	-	福	島	県
16,762	5,599	58.6	-	-	-	茨	城	県
14,416	7,171	75.1	-	-	-	栃	木	県
11,808	5,846	61.2	-	-	-	群	馬	県
66,734	9,156	95.9	-	-	-	埼	玉	県
55,604	8,900	93.2	-	-	-	千	葉	県
269,505	20,414	213.7	582	44	176.0	東	京	都
122,042	13,410	140.4	5	-	-	神	奈	川
12,716	5,400	56.5	575	244	976.0	新	潟	県
3,172	2,905	30.4	2	2	8.0	富	山	県
10,686	9,185	96.2	-	-	-	石	川	県
5,594	6,922	72.5	-	-	-	福	井	県
2,740	3,180	33.3	9	10	40.0	山	梨	県
12,543	5,805	60.8	-	-	-	長	野	県
15,714	7,489	78.4	25	12	48.0	岐	阜	県
39,789	10,461	109.5	562	148	592.0	静	岡	県
95,667	12,792	133.9	-	-	-	愛	知	県
10,607	5,676	59.4	-	-	-	三	重	県
9,231	6,492	68.0	-	-	-	滋	賀	県
29,227	11,303	118.3	17	6	24.0	京	都	府
127,066	14,311	149.8	311	35	140.0	大	阪	府
64,328	11,375	119.1	-	-	-	兵	庫	県
8,493	6,054	63.4	-	-	-	奈	良	県
6,259	6,183	64.7	-	-	-	和	歌	山
550	937	9.8	-	-	-	鳥	取	県
1,320	1,856	19.4	-	-	-	島	根	県
15,075	7,750	81.1	0	-	-	岡	山	県
28,218	9,811	102.7	-	-	-	広	島	県
10,223	7,084	74.2	-	-	-	山	口	県
2,688	3,435	36.0	-	-	-	徳	島	県
415	411	4.3	-	-	-	香	川	県
1,263	880	9.2	-	-	-	愛	媛	県
-	-	-	0	1	4.0	高	知	県
40,426	7,897	82.7	755	148	592.0	福	岡	県
1,978	2,321	24.3	-	-	-	佐	賀	県
8,522	5,982	62.6	-	-	-	長	崎	県
5,737	3,142	32.9	-	-	-	熊	本	県
7,347	6,134	64.2	-	-	-	大	分	県
3,525	3,086	32.3	-	-	-	宮	崎	県
8,135	4,776	50.0	392	230	920.0	鹿	児	島
-	-	-	17	12	48.0	沖	縄	県
1,226,719	9,551	100.0	3,252	25	100.0	合		計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）（平成25年度）

都道府県	市町村税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	687,553	125,855	78.5	865,524	158,432	232.6
青森県	150,308	109,886	68.5	217,585	159,070	233.6
岩手県	145,057	110,615	69.0	250,427	190,967	280.4
宮城県	315,473	135,429	84.4	305,748	131,254	192.7
秋田県	112,598	105,210	65.6	208,256	194,590	285.7
山形県	132,362	114,966	71.7	161,990	140,700	206.6
福島県	246,963	124,975	77.9	267,022	135,126	198.4
茨城県	426,095	142,333	88.7	181,908	60,765	89.2
栃木県	305,229	151,835	94.7	102,771	51,123	75.1
群馬県	292,018	144,586	90.1	135,185	66,934	98.3
埼玉県	1,071,959	147,068	91.7	162,610	22,309	32.8
千葉県	954,299	152,740	95.2	175,640	28,112	41.3
東京都	3,691,127	279,588	174.3	61,931	4,691	6.9
神奈川県	1,640,039	180,212	112.4	73,457	8,072	11.9
新潟県	319,225	135,560	84.5	283,326	120,315	176.7
富山県	161,299	147,762	92.1	99,520	91,168	133.9
石川県	172,933	148,647	92.7	117,468	100,972	148.3
福井県	123,659	153,000	95.4	71,766	88,794	130.4
山梨県	118,622	137,674	85.8	104,978	121,839	178.9
長野県	289,664	134,053	83.6	273,623	126,629	185.9
岐阜県	290,723	138,560	86.4	181,438	86,474	127.0
静岡県	625,280	164,397	102.5	114,201	30,025	44.1
愛知県	1,374,071	183,734	114.6	104,244	13,939	20.5
三重県	277,123	148,285	92.5	133,818	71,604	105.1
滋賀県	211,698	148,897	92.8	96,617	67,955	99.8
京都府	394,144	152,420	95.0	166,117	64,239	94.3
大阪府	1,535,098	172,897	107.8	276,869	31,183	45.8
兵庫県	888,380	157,086	97.9	320,958	56,753	83.3
奈良県	168,317	119,966	74.8	130,844	93,258	136.9
和歌山県	126,234	124,708	77.8	129,105	127,544	187.3
鳥取県	65,784	112,055	69.9	96,008	163,538	240.1
島根県	82,910	116,550	72.7	159,052	223,587	328.3
岡山県	276,600	142,196	88.7	194,264	99,868	146.7
広島県	438,879	152,585	95.1	217,331	75,559	111.0
山口県	196,390	136,084	84.8	149,768	103,779	152.4
徳島県	101,587	129,850	81.0	100,626	128,621	188.9
香川県	135,088	133,747	83.4	88,430	87,552	128.6
愛媛県	179,725	125,111	78.0	166,847	116,146	170.6
高知県	82,420	109,270	68.1	145,587	193,016	283.4
福岡県	722,378	141,122	88.0	359,108	70,155	103.0
佐賀県	99,240	116,440	72.6	106,126	124,520	182.9
長崎県	154,938	108,764	67.8	221,010	155,146	227.8
熊本県	202,025	110,657	69.0	237,147	129,895	190.7
大分県	149,681	124,958	77.9	148,315	123,817	181.8
宮崎県	124,790	109,227	68.1	155,524	136,128	199.9
鹿児島県	189,170	111,072	69.3	275,738	161,901	237.7
沖縄県	151,276	104,447	65.1	150,740	104,077	152.8
合計	20,600,433	160,392	100.0	8,746,566	68,099	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
30,289	5,544	168.7	1,583,366	289,832	125.0	北海道
5,498	4,020	122.3	373,391	272,975	117.8	青森県
7,859	5,993	182.4	403,344	307,575	132.7	岩手県
8,799	3,777	114.9	630,020	270,460	116.7	宮城県
5,836	5,453	165.9	326,691	305,254	131.7	秋田県
4,624	4,016	122.2	298,976	259,681	112.0	山形県
9,778	4,948	150.6	523,763	265,049	114.4	福島県
13,377	4,468	136.0	621,380	207,567	89.6	茨城県
7,268	3,616	110.0	415,268	206,573	89.1	栃木県
8,314	4,117	125.3	435,518	215,636	93.0	群馬県
17,394	2,386	72.6	1,251,963	171,764	74.1	埼玉県
17,142	2,744	83.5	1,147,081	183,596	79.2	千葉県
21,296	1,613	49.1	3,774,354	285,892	123.3	東京都
19,752	2,170	66.0	1,733,248	190,454	82.2	神奈川県
10,994	4,669	142.1	613,545	260,543	112.4	新潟県
4,301	3,940	119.9	265,120	242,870	104.8	富山県
4,157	3,573	108.7	294,558	253,192	109.2	石川県
3,149	3,896	118.6	198,574	245,690	106.0	福井県
2,819	3,272	99.6	226,419	262,785	113.4	山梨県
10,507	4,863	148.0	573,794	265,545	114.6	長野県
8,308	3,960	120.5	480,469	228,994	98.8	岐阜県
13,496	3,548	108.0	752,977	197,971	85.4	静岡県
22,162	2,963	90.2	1,500,476	200,636	86.6	愛知県
6,875	3,679	112.0	417,817	223,568	96.5	三重県
4,076	2,867	87.2	312,391	219,719	94.8	滋賀県
6,827	2,640	80.3	567,087	219,299	94.6	京都府
20,116	2,266	69.0	1,832,082	206,346	89.0	大阪府
16,665	2,947	89.7	1,226,002	216,786	93.5	兵庫県
3,705	2,641	80.4	302,866	215,865	93.1	奈良県
3,501	3,459	105.3	258,840	255,711	110.3	和歌山県
2,175	3,705	112.8	163,966	279,297	120.5	鳥取県
4,029	5,664	172.4	245,990	345,801	149.2	島根県
8,890	4,570	139.1	479,755	246,634	106.4	岡山県
10,047	3,493	106.3	666,258	231,637	99.9	広島県
5,082	3,521	107.2	351,239	243,384	105.0	山口県
3,327	4,253	129.4	205,540	262,724	113.4	徳島県
3,039	3,008	91.5	226,557	224,308	96.8	香川県
4,914	3,421	104.1	351,487	244,678	105.6	愛媛県
3,101	4,112	125.1	231,108	306,397	132.2	高知県
19,363	3,783	115.1	1,100,850	215,060	92.8	福岡県
3,216	3,774	114.9	208,583	244,733	105.6	佐賀県
5,054	3,548	108.0	381,003	267,458	115.4	長崎県
7,665	4,198	127.8	446,837	244,750	105.6	熊本県
5,507	4,597	139.9	303,503	253,372	109.3	大分県
6,086	5,327	162.1	286,401	250,682	108.2	宮崎県
7,943	4,664	141.9	472,851	277,637	119.8	鹿児島県
3,691	2,548	77.5	305,707	211,072	91.1	沖縄県
422,015	3,286	100.0	29,769,014	231,777	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (平成25年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	1,226,727	224,550	83.1	388,967	71,200	78.6
青森県	262,669	192,030	71.1	79,048	57,790	63.8
岩手県	263,720	201,103	74.5	80,347	61,270	67.7
宮城県	568,539	244,067	90.4	175,075	75,157	83.0
秋田県	200,618	187,454	69.4	61,095	57,086	63.0
山形県	233,368	202,696	75.0	73,585	63,913	70.6
福島県	454,847	230,174	85.2	134,418	68,022	75.1
茨城県	750,706	250,767	92.8	249,939	83,490	92.2
栃木県	532,663	264,970	98.1	165,726	82,439	91.0
群馬県	505,058	250,067	92.6	157,372	77,919	86.0
埼玉県	1,781,235	244,378	90.5	708,307	97,177	107.3
千葉県	1,614,856	258,465	95.7	636,531	101,880	112.5
東京都	5,978,352	452,836	167.7	1,912,684	144,878	160.0
神奈川県	2,658,786	292,155	108.2	1,077,530	118,402	130.7
新潟県	557,151	236,595	87.6	165,231	70,166	77.5
富山県	274,324	251,302	93.0	89,393	81,890	90.4
石川県	297,836	256,009	94.8	93,824	80,648	89.1
福井県	211,469	261,645	96.9	64,015	79,204	87.5
山梨県	208,864	242,410	89.8	65,772	76,336	84.3
長野県	504,164	233,321	86.4	160,608	74,328	82.1
岐阜県	504,186	240,298	89.0	167,265	79,719	88.0
静岡県	1,064,889	279,977	103.7	343,233	90,242	99.6
愛知県	2,338,039	312,630	115.8	778,203	104,057	114.9
三重県	490,168	262,282	97.1	158,832	84,989	93.8
滋賀県	358,750	252,325	93.4	122,134	85,903	94.9
京都府	648,557	250,805	92.9	221,507	85,659	94.6
大阪府	2,512,151	282,941	104.8	766,230	86,300	95.3
兵庫県	1,451,481	256,656	95.0	516,967	91,412	100.9
奈良県	287,088	204,620	75.8	119,476	85,155	94.0
和歌山県	213,315	210,736	78.0	69,010	68,176	75.3
鳥取県	114,826	195,593	72.4	36,967	62,970	69.5
島根県	142,178	199,866	74.0	46,790	65,776	72.6
岡山県	471,012	242,140	89.7	146,783	75,459	83.3
広島県	736,212	255,958	94.8	241,479	83,955	92.7
山口県	339,963	235,571	87.2	107,516	74,501	82.3
徳島県	179,193	229,048	84.8	53,780	68,743	75.9
香川県	241,622	239,223	88.6	77,093	76,327	84.3
愛媛県	308,219	214,559	79.4	94,853	66,029	72.9
高知県	140,747	186,600	69.1	47,753	63,310	69.9
福岡県	1,220,850	238,503	88.3	394,244	77,019	85.0
佐賀県	177,063	207,750	76.9	54,128	63,509	70.1
長崎県	263,682	185,101	68.5	89,996	63,176	69.8
熊本県	352,855	193,272	71.6	114,332	62,624	69.2
大分県	255,122	212,983	78.9	77,503	64,702	71.4
宮崎県	214,834	188,040	69.6	66,512	58,217	64.3
鹿児島県	322,958	189,626	70.2	100,926	59,260	65.4
沖縄県	253,726	175,182	64.9	78,382	54,118	59.8
合計	34,689,635	270,088	100.0	11,631,361	90,560	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 地方税収計の税額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税等を除いた額である。
また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地 方 法 人 二 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		
	税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数	
144,215	26,398	65.9	278,684	51,013	76.0	北 海 道
30,836	22,543	56.3	68,617	50,164	74.7	青 森 県
33,059	25,210	62.9	65,986	50,319	75.0	岩 手 県
90,607	38,896	97.1	126,728	54,403	81.1	宮 城 県
23,546	22,001	54.9	51,192	47,833	71.3	秋 田 県
26,151	22,714	56.7	58,415	50,738	75.6	山 形 県
70,281	35,566	88.8	108,207	54,758	81.6	福 島 県
97,715	32,641	81.5	190,045	63,483	94.6	茨 城 県
73,661	36,642	91.4	136,477	67,890	101.2	栃 木 県
67,727	33,533	83.7	133,319	66,010	98.4	群 馬 県
184,419	25,302	63.1	431,842	59,247	88.3	埼 玉 県
175,751	28,130	70.2	380,881	60,962	90.8	千 葉 県
1,376,411	104,257	260.2	1,403,182	106,285	158.4	東 京 都
307,459	33,784	84.3	640,846	70,418	104.9	神 奈 川 県
77,923	33,090	82.6	148,769	63,175	94.1	新 潟 県
36,285	33,240	83.0	71,327	65,341	97.4	富 山 県
42,688	36,693	91.6	73,942	63,558	94.7	石 川 県
30,069	37,204	92.8	60,232	74,524	111.0	福 井 県
30,545	35,451	88.5	55,531	64,450	96.0	山 梨 県
62,444	28,898	72.1	132,788	61,453	91.6	長 野 県
61,218	29,177	72.8	130,107	62,010	92.4	岐 阜 県
146,758	38,585	96.3	280,326	73,702	109.8	静 岡 県
350,087	46,812	116.8	586,297	78,397	116.8	愛 知 県
64,961	34,760	86.7	127,427	68,184	101.6	三 重 県
50,134	35,261	88.0	94,832	66,700	99.4	滋 賀 県
82,330	31,838	79.5	165,497	64,000	95.4	京 都 府
433,237	48,795	121.8	633,071	71,302	106.2	大 阪 府
162,113	28,665	71.5	379,605	67,123	100.0	兵 庫 県
23,216	16,547	41.3	66,664	47,515	70.8	奈 良 県
24,030	23,739	59.2	56,397	55,716	83.0	和 歌 山 県
14,062	23,953	59.8	29,874	50,887	75.8	鳥 取 県
18,163	25,532	63.7	37,687	52,978	78.9	島 根 県
61,664	31,700	79.1	121,564	62,494	93.1	岡 山 県
104,979	36,498	91.1	187,211	65,088	97.0	広 島 県
48,050	33,295	83.1	88,605	61,397	91.5	山 口 県
27,694	35,399	88.3	47,495	60,709	90.5	徳 島 県
41,356	40,945	102.2	58,645	58,062	86.5	香 川 県
46,244	32,191	80.3	86,513	60,223	89.7	愛 媛 県
14,658	19,433	48.5	36,859	48,866	72.8	高 知 県
174,499	34,090	85.1	300,629	58,730	87.5	福 岡 県
24,103	28,281	70.6	45,985	53,955	80.4	佐 賀 県
29,193	20,493	51.1	64,844	45,520	67.8	長 崎 県
40,235	22,038	55.0	89,393	48,964	73.0	熊 本 県
29,981	25,029	62.5	68,538	57,217	85.2	大 分 県
23,786	20,819	52.0	56,838	49,750	74.1	宮 崎 県
36,885	21,657	54.0	85,486	50,194	74.8	鹿 児 島 県
31,060	21,445	53.5	77,016	53,175	79.2	沖 縄 県
5,146,486	40,070	100.0	8,620,419	67,117	100.0	合 計

等を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。

5 固定資産税の税収額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税分を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
北海道	13,195.4	13,228.8	1.0	0.3	13,559.5	13,577.0	1.5	0.1	18,216.9	18,263.1
青森県	3,135.9	3,107.3	2.3	-0.9	3,204.6	3,179.5	2.4	-0.8	4,436.4	4,404.5
岩手県	3,021.9	3,044.9	1.1	0.8	3,078.9	3,099.6	1.2	0.7	4,146.8	4,179.7
宮城県	5,533.8	5,533.8	0.1	0.0	5,734.3	5,725.6	0.8	-0.2	7,835.9	7,633.0
秋田県	2,433.0	2,428.3	1.0	-0.2	2,481.2	2,492.5	1.8	0.5	3,456.1	3,463.5
山形県	2,617.7	2,610.2	5.3	-0.3	2,794.1	2,790.0	5.1	-0.1	3,649.9	3,650.4
福島県	5,049.0	4,579.0	1.8	-9.3	5,194.2	4,624.2	1.7	-11.0	7,007.1	6,432.4
茨城県	8,145.2	8,281.5	6.1	1.7	8,917.6	9,002.8	5.1	1.0	11,283.4	11,462.6
栃木県	5,906.5	5,852.1	4.6	-0.9	5,964.5	5,910.4	4.2	-0.9	7,920.9	7,813.6
群馬県	5,565.9	5,647.3	6.3	1.5	5,711.6	5,781.6	6.3	1.2	7,533.0	7,644.0
埼玉県	14,747.4	14,819.2	2.5	0.5	20,118.0	20,075.1	2.2	-0.2	20,194.3	20,370.0
千葉県	13,167.7	12,914.9	0.1	-1.9	17,669.8	17,523.8	0.0	-0.8	19,054.6	18,799.5
東京都	71,300.1	71,937.1	0.1	0.9	57,491.4	57,701.4	0.4	0.4	91,447.5	92,387.8
神奈川県	21,111.1	21,196.8	2.7	0.4	26,530.1	26,501.9	1.8	-0.1	30,322.8	30,422.2
新潟県	6,127.7	6,121.2	2.3	-0.1	6,307.7	6,302.8	2.6	-0.1	8,651.2	8,712.1
富山県	3,109.5	3,192.3	7.6	2.7	3,254.8	3,322.6	7.1	2.1	4,340.0	4,436.5
石川県	3,108.6	3,024.6	1.1	-2.7	3,202.2	3,200.0	0.2	-0.1	4,294.2	4,217.5
福井県	2,281.1	2,256.2	3.9	-1.1	2,278.9	2,281.3	4.4	0.1	3,298.6	3,235.9
山梨県	2,316.1	2,282.8	10.6	-1.4	2,405.5	2,382.8	9.5	-0.9	3,181.1	3,143.4
長野県	5,899.3	5,823.6	4.1	-1.3	5,926.7	5,847.5	4.3	-1.3	8,084.3	7,950.3
岐阜県	5,221.8	5,229.2	1.9	0.1	5,523.6	5,501.4	2.6	-0.4	7,094.7	7,123.6
静岡県	11,047.0	11,066.5	5.8	0.2	11,824.1	11,853.6	5.2	0.2	15,532.5	15,564.2
愛知県	22,366.3	22,728.9	-0.1	1.6	22,767.3	23,026.6	0.5	1.1	31,706.0	31,881.5
三重県	5,029.8	4,700.7	6.5	-6.5	5,359.9	5,052.6	5.3	-5.7	7,346.3	7,091.9
滋賀県	4,381.5	4,189.6	3.4	-4.4	4,535.0	4,341.6	5.3	-4.3	5,941.6	5,750.1
京都府	7,306.6	7,378.7	2.4	1.0	7,522.3	7,538.4	2.4	0.2	9,731.2	9,845.6
大阪府	26,306.3	26,386.9	0.5	0.3	25,711.1	25,872.7	0.7	0.6	36,426.3	36,600.0
兵庫県	12,824.0	12,529.8	4.0	-2.3	14,698.6	14,431.7	2.4	-1.8	18,534.5	18,313.6
奈良県	2,616.7	2,568.5	2.8	-1.8	3,479.7	3,333.4	3.1	-4.2	3,558.3	3,501.0
和歌山県	2,500.0	2,535.8	7.7	1.4	2,615.1	2,641.9	8.5	1.0	3,489.8	3,541.5
鳥取県	1,287.9	1,272.9	-2.3	-1.2	1,325.9	1,306.7	-1.7	-1.5	1,786.3	1,766.0
島根県	1,655.2	1,673.6	2.3	1.1	1,679.9	1,696.9	2.4	1.0	2,367.1	2,395.9
岡山県	4,888.3	5,019.5	1.0	2.7	5,084.3	5,226.8	1.3	2.8	7,074.0	7,222.7
広島県	7,975.4	8,315.1	1.9	4.3	8,365.0	8,649.7	2.5	3.4	10,667.7	11,061.2
山口県	4,101.6	4,049.6	3.1	-1.3	4,202.7	4,131.4	3.5	-1.7	5,721.3	5,643.0
徳島県	2,128.8	2,091.0	4.7	-1.8	2,149.6	2,105.1	5.5	-2.1	2,887.0	2,863.3
香川県	2,612.6	2,719.8	-1.4	4.1	2,668.2	2,767.1	-0.5	3.7	3,629.0	3,731.4
愛媛県	3,527.7	3,685.4	5.8	4.5	3,627.2	3,804.5	5.6	4.9	4,895.5	5,100.0
高知県	1,560.7	1,548.1	3.8	-0.8	1,681.6	1,667.8	2.7	-0.8	2,173.6	2,164.6
福岡県	13,221.4	13,199.3	2.2	-0.2	14,053.3	14,112.8	2.4	0.4	17,891.6	17,945.9
佐賀県	2,003.3	1,944.8	4.1	-2.9	2,114.0	2,031.6	4.0	-3.9	2,769.4	2,673.6
長崎県	3,204.7	3,190.5	2.7	-0.4	3,354.7	3,332.4	2.7	-0.7	4,378.9	4,409.4
熊本県	4,069.3	4,139.1	3.9	1.7	4,264.8	4,348.4	4.5	2.0	5,528.0	5,611.9
大分県	2,957.7	2,947.4	7.7	-0.3	2,995.0	2,964.1	6.4	-1.0	4,244.9	4,255.5
宮崎県	2,483.9	2,474.0	1.5	-0.4	2,506.7	2,497.6	1.9	-0.4	3,495.8	3,498.2
鹿児島県	3,946.8	3,901.7	3.8	-1.1	4,120.1	4,130.1	4.8	0.2	5,468.4	5,438.0
沖縄県	2,621.8	2,629.9	1.6	0.3	2,844.4	2,826.8	1.6	-0.6	3,767.3	3,795.5
合計	361,619.8	361,998.1	2.1	0.1	372,899.8	372,515.8	2.2	-0.1	496,461.8	497,411.1

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成26年版「県民経済計算年報」によるものである。
 2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総生産(実質)				1人当たり県民所得				項目
増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(1,000円)		増加率(%)		県別
22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	
0.2	0.3	19,595.6	19,884.2	3.6	1.5	2,462	2,475	1.8	0.5	北海道
0.5	-0.7	4,773.5	4,771.5	3.5	0.0	2,333	2,333	3.2	0.0	青森県
-1.7	0.8	4,420.4	4,488.5	0.5	1.5	2,315	2,359	2.0	1.9	岩手県
0.4	-2.6	8,550.5	8,369.1	3.6	-2.1	2,442	2,461	0.8	0.8	宮城県
-0.2	0.2	3,857.2	3,891.6	3.9	0.9	2,285	2,319	2.8	1.5	秋田県
3.1	0.0	4,193.7	4,274.6	7.6	1.9	2,390	2,403	5.9	0.5	山形県
-1.0	-8.2	7,416.1	6,935.4	3.1	-6.5	2,560	2,324	2.4	-9.2	福島県
3.8	1.6	12,083.2	12,504.2	6.6	3.5	3,003	3,044	5.1	1.4	茨城県
2.2	-1.4	8,449.6	8,502.1	6.0	0.6	2,971	2,955	4.4	-0.5	栃木県
4.0	1.5	8,394.1	8,761.8	9.1	4.4	2,844	2,890	6.6	1.6	群馬県
1.4	0.9	21,943.4	21,858.1	5.8	-0.4	2,796	2,785	1.8	-0.4	埼玉県
-0.4	-1.3	21,237.0	21,631.0	4.5	1.9	2,842	2,820	-0.6	-0.8	千葉県
-0.4	1.0	98,879.0	100,194.6	3.1	1.3	4,369	4,373	-0.4	0.1	東京都
1.1	0.3	34,007.3	34,920.4	6.2	2.7	2,932	2,926	1.3	-0.2	神奈川県
1.1	0.7	9,366.1	9,528.4	4.7	1.7	2,657	2,668	3.1	0.4	新潟県
4.4	2.2	4,727.7	4,880.7	8.1	3.2	2,977	3,055	7.5	2.6	富山県
-0.5	-1.8	4,594.2	4,577.6	3.1	-0.4	2,737	2,744	0.3	0.2	石川県
1.9	-1.9	3,532.0	3,501.5	5.2	-0.9	2,826	2,841	4.9	0.5	福井県
6.3	-1.2	3,388.1	3,363.5	9.0	-0.7	2,787	2,779	10.0	-0.3	山梨県
2.0	-1.7	9,060.9	9,015.6	6.7	-0.5	2,753	2,730	4.7	-0.9	長野県
1.0	0.4	7,343.2	7,449.6	2.4	1.4	2,655	2,657	3.1	0.1	岐阜県
2.9	0.2	16,901.2	17,171.1	7.0	1.6	3,141	3,162	5.7	0.7	静岡県
-1.2	0.6	33,952.6	34,860.2	1.7	2.7	3,072	3,105	0.5	1.1	愛知県
2.7	-3.5	7,942.3	7,391.8	5.4	-6.9	2,890	2,735	5.9	-5.4	三重県
2.1	-3.2	6,625.9	6,463.8	6.6	-2.4	3,215	3,072	5.1	-4.4	滋賀県
1.1	1.2	10,779.7	11,160.6	5.4	3.5	2,854	2,865	2.4	0.4	京都府
0.2	0.5	36,944.2	37,267.5	0.9	0.9	2,900	2,920	0.6	0.7	大阪府
3.7	-1.2	20,483.9	20,631.4	6.5	0.7	2,630	2,585	2.4	-1.7	兵庫県
2.4	-1.6	3,972.8	3,899.4	7.2	-1.8	2,484	2,388	3.3	-3.9	奈良県
5.1	1.5	3,649.4	3,748.3	6.5	2.7	2,609	2,655	9.0	1.8	和歌山県
-4.3	-1.1	1,979.5	1,993.1	-0.6	0.7	2,252	2,232	-1.1	-0.9	鳥取県
0.4	1.2	2,506.8	2,549.3	2.8	1.7	2,342	2,382	3.0	1.7	島根県
-0.3	2.1	7,871.8	8,133.6	3.9	3.3	2,614	2,693	1.4	3.1	岡山県
1.0	3.7	11,769.2	12,407.3	5.2	5.4	2,924	3,030	2.6	3.6	広島県
2.0	-1.4	6,057.2	5,994.4	4.1	-1.0	2,896	2,864	4.1	-1.1	山口県
3.8	-0.8	3,087.2	3,081.2	6.6	-0.2	2,737	2,698	6.1	-1.4	徳島県
-1.1	2.8	3,873.2	3,975.8	1.7	2.6	2,679	2,790	-0.1	4.1	香川県
3.8	4.2	5,293.3	5,544.6	7.1	4.7	2,534	2,673	6.1	5.5	愛媛県
2.5	-0.4	2,400.3	2,423.9	7.0	1.0	2,200	2,199	3.2	0.0	高知県
1.1	0.3	19,354.5	19,668.1	4.5	1.6	2,771	2,778	2.2	0.3	福岡県
3.5	-3.5	2,930.4	2,878.0	5.9	-1.8	2,488	2,399	4.3	-3.6	佐賀県
1.3	0.7	4,893.0	5,023.1	6.4	2.7	2,351	2,351	3.2	0.0	長崎県
2.0	1.5	6,028.2	6,201.0	5.7	2.9	2,347	2,399	4.7	2.2	熊本県
4.6	0.2	4,534.0	4,588.8	7.4	1.2	2,503	2,488	6.8	-0.6	大分県
0.2	0.1	3,839.6	3,903.0	4.3	1.7	2,208	2,208	2.1	0.0	宮崎県
2.0	-0.6	5,960.9	6,020.1	6.0	1.0	2,415	2,431	5.2	0.7	鹿児島県
0.7	0.7	4,079.6	4,200.3	4.5	3.0	2,042	2,018	1.1	-1.2	沖縄県
0.9	0.2	537,523.1	544,483.7	4.4	1.3	2,912	2,915	2.2	0.1	合計

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
7	5,045,943	101.8	976,255	102.0	722,218	101.2
8	5,159,439	102.2	1,038,733	106.4	745,079	103.2
9	5,212,954	101.0	1,043,892	100.5	781,900	104.9
10	5,109,192	98.0	907,927	87.0	709,486	90.7
11	5,065,992	99.2	870,110	95.8	698,279	98.4
12	5,108,347	100.8	927,307	106.6	720,764	103.2
13	5,017,106	98.2	853,479	92.0	676,867	93.9
14	4,980,088	99.3	811,107	95.0	644,187	95.2
15	5,018,891	100.8	843,221	104.0	658,481	102.2
16	5,027,608	100.2	874,659	103.7	678,469	103.0
17	5,053,494	100.5	896,412	102.5	706,357	104.1
18	5,091,063	100.7	939,004	104.8	746,507	105.7
19	5,130,233	100.8	948,434	101.0	768,317	102.9
20	4,895,201	95.4	888,835	93.7	710,147	92.4
21	4,739,339	96.8	683,722	76.9	607,180	85.5
22	4,802,325	101.3	746,258	109.1	619,451	102.0
23	4,739,048	98.6	761,152	102.0	643,205	103.8
24	4,744,749	99.8	767,479	100.8	646,307	100.5
25	4,831,103	101.8	802,000	104.5	682,000	104.9
26	4,914,000	101.7	827,000	103.1	696,000	102.2
27	5,049,000	102.7	867,000	104.8	733,000	105.3

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
7	12,203	-	241,834	93.7	2,796,223	101.8
8	16,335	-	277,319	114.7	2,871,189	102.7
9	34,498	-	227,494	82.0	2,881,365	100.4
10	7	-	198,434	87.2	2,880,810	100.0
11	-32,337	-	204,168	102.9	2,895,073	100.5
12	3,344	-	203,199	99.5	2,885,343	99.7
13	-9,252	-	185,864	91.5	2,890,920	100.2
14	-13,093	-	180,013	96.9	2,888,248	99.9
15	4,735	-	180,005	100.0	2,882,973	99.8
16	12,380	-	183,810	102.1	2,884,128	100.0
17	6,146	-	183,909	100.1	2,923,976	101.4
18	4,684	-	187,813	102.1	2,933,752	100.3
19	16,576	-	163,541	87.1	2,947,275	100.5
20	13,412	-	165,276	101.1	2,881,054	97.8
21	-49,877	-	126,419	76.5	2,842,110	98.6
22	-2,555	-	129,362	102.3	2,844,897	100.1
23	-16,195	-	134,142	103.7	2,863,683	100.7
24	-19,322	-	140,494	104.7	2,880,505	100.6
25	-39,000	-	159,000	112.5	2,965,000	102.7
26	-15,000	-	146,000	92.2	2,953,000	102.5
27	-15,000	-	149,000	101.9	3,035,000	99.6

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数22年=100	前年度比(%)	指数22年=100	前年度比(%)	指数22年=100	前年度比(%)
昭和45年度	48.6	110.8	56.3	102.2	33.2	-
50	52.9	95.6	86.9	102.2	57.2	110.4
55	71.4	102.2	114.4	112.5	78.4	107.6
60	85.0	102.5	112.5	98.3	88.8	101.9
平成2年度	107.1	105.0	108.2	101.2	95.4	103.3
7	101.5	102.1	103.1	98.9	101.0	99.9
8	104.9	103.4	101.6	98.5	101.4	100.4
9	106.1	101.1	102.6	101.0	103.5	102.0
10	98.8	93.0	100.4	97.9	103.7	100.2
11	101.5	102.6	99.6	99.2	103.2	99.5
12	105.8	104.3	99.1	99.5	102.6	99.5
13	96.1	90.9	96.6	97.5	101.5	99.0
14	98.9	102.8	95.0	98.3	100.9	99.4
15	101.8	103.5	94.5	99.5	100.7	99.8
16	105.7	103.9	96.0	101.6	100.6	99.9
17	107.4	101.6	97.7	101.8	100.4	99.9
18	112.3	104.6	99.7	102.0	100.6	100.2
19	115.4	102.7	102.0	102.3	101.0	100.4
20	101.0	87.3	105.2	103.1	102.1	101.1
21	91.4	90.5	99.8	94.9	100.4	98.3
22	99.4	108.8	100.2	100.4	99.9	99.6
23	98.7	99.3	101.6	101.4	99.8	99.9
24	95.8	97.1	100.5	98.9	99.5	99.7
25	98.9	103.2	102.4	101.9	100.4	100.9
26	-	99.5	-	103.1	-	103.2
27	-	102.7	-	99.0	-	101.4

(注) 平成25年度までは実績、平成26年度及び平成27年度は「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成27年2月12日閣議決定)によった。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(6SSNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成17年基準(93SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(6SSNA)、昭和56年度以降平成6年度までは平成12年基準(93SNA)、平成7年度以降は平成17年基準(93SNA)によるものである。

参 考

- I 地方財政計画(平成27年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(平成27年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額
(平成27年度)
- IV 主要経済指標(平成27年度)

I 地方財政計画（平成27年度）

【通常収支分】

(単位：億円)

区 分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	374,919	350,127	24,792	7.1
II 地 方 譲 与 税	26,854	27,564	△ 710	△ 2.6
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,663	2,708	△ 45	△ 1.7
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	100	100	0	0.0
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,585	2,656	△ 71	△ 2.7
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	147	145	2	1.4
5 特 別 と ん 譲 与 税	125	126	△ 1	△ 0.8
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	21,234	21,829	△ 595	△ 2.7
III 地 方 特 例 交 付 金	1,189	1,192	△ 3	△ 0.3
IV 地 方 交 付 税	167,548	168,855	△ 1,307	△ 0.8
V 国 庫 支 出 金	130,733	124,491	6,242	5.0
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,284	15,322	△ 38	△ 0.2
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	86,471	79,805	6,666	8.4
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	14,866	15,024	△ 158	△ 1.1
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	13,455	13,409	46	0.3
(ロ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	702	769	△ 67	△ 8.7
(ハ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,092	5,582	△ 4,490	△ 80.4
(ニ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	11,823	11,541	282	2.4
(ホ) 児 童 手 当 等 交 付 金	14,177	14,178	△ 1	△ 0.0
(ヘ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,723	3,136	587	18.7
(ヘ) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 費 負 担 金	5,930	-	5,930	皆 増
(コ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	20,703	16,166	4,537	28.1
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,271	26,632	△ 361	△ 1.4
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	25,860	26,246	△ 386	△ 1.5
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	411	386	25	6.5
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	275	275	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	70	70	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	672	645	27	4.2
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,274	1,374	△ 100	△ 7.3
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	360	312	48	15.4
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	56	56	0	0.0
VI 地 方 債	95,009	105,570	△ 10,561	△ 10.0
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	16,044	15,862	182	1.1
VIII 雑 収 入	40,689	40,059	630	1.6
IX 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 275	△ 113	△ 162	143.4
歳 入 合 計	852,710	833,607	19,103	2.3

(単位：億円)

区 分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	203,351	203,414	△ 63	△ 0.0
1 給与費(退職手当を除く)	185,145	184,632	△ 513	0.3
(ア) 義務教育教職員	56,659	56,845	△ 186	△ 0.3
(イ) 警察関係職員	23,045	22,841	204	0.9
(ウ) 消防職員	12,298	12,198	100	0.8
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	93,143	92,748	395	0.4
2 退職手当	18,060	18,611	△ 551	△ 3.0
3 恩給	146	171	△ 25	△ 14.6
II 一 般 行 政 経 費	350,589	332,194	18,395	5.5
1 国庫補助負担金等を伴うもの	185,490	173,976	11,514	6.6
(ア) 生活保護費	38,695	38,935	△ 240	△ 0.6
(イ) 児童保護費	4,424	12,958	△ 8,534	△ 65.9
(ウ) 障害者自立支援給付費	23,646	23,081	565	2.4
(エ) 後期高齢者医療給付費	24,196	23,547	649	2.8
(オ) 介護給付費	25,386	25,021	365	1.5
(カ) 児童手当等交付金	20,354	20,366	△ 12	△ 0.1
(キ) 子どものための教育・保育給付費負担金	11,860	—	11,860	皆増
(ク) その他の一般行政経費	36,929	30,068	6,861	22.8
2 国庫補助負担金を伴わないもの	139,964	139,536	428	0.3
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,135	15,182	△ 47	△ 0.3
4 地域の元気創造事業費	—	3,500	△ 3,500	皆減
5 まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	—	10,000	皆増
III 地域経済基盤強化・雇用等対策費	8,450	11,950	△ 3,500	△ 29.3
IV 公 債 費	129,512	130,745	△ 1,233	△ 0.9
V 維 持 補 修 費	11,601	10,357	1,244	12.0
VI 投 資 的 経 費	110,010	110,035	△ 25	△ 0.0
1 直轄事業負担金	5,755	5,820	△ 65	△ 1.1
2 公 共 事 業 費	51,497	51,936	△ 439	△ 0.8
(ア) 普通建設事業費	50,934	51,416	△ 482	△ 0.9
(イ) 災害復旧事業費	563	520	43	8.3
(直轄、補助事業計)	57,252	57,756	△ 504	△ 0.9
3 一 般 事 業 費	27,446	28,508	△ 1,062	△ 3.7
(ア) 普通建設事業費	27,076	28,138	△ 1,062	△ 3.8
(イ) 災害復旧事業費	370	370	0	0.0
4 特 別 事 業 費	25,312	23,771	1,541	6.5
(ア) 過疎対策事業費	10,352	9,794	558	5.7
(イ) 地域活性化事業費	475	475	0	0.0
(ウ) 旧合併特例事業費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防災対策事業費	948	948	0	0.0
(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	935	952	△ 17	△ 1.8
(カ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公共施設等最適化事業費	1,000	—	1,000	皆増
(地方単独事業計)	52,758	52,279	479	0.9
VII 公 営 企 業 繰 出 金	25,397	25,612	△ 215	△ 0.8
1 収 益 勘 定 繰 出 金	12,033	12,268	△ 235	△ 1.9
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,364	13,344	20	0.1
IX 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	13,800	9,300	4,500	48.4
歳 出 合 計	852,710	833,607	19,103	2.3

(参考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳入

区 分	平成27年度		平成26年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	374,919	44.0	350,127	42.0
地 方 譲 与 税	26,854	3.1	27,564	3.3
地 方 特 例 交 付 金	1,189	0.1	1,192	0.1
地 方 交 付 税	167,548	19.6	168,855	20.3
国 庫 支 出 金	130,733	15.3	124,491	14.9
地 方 債	95,009	11.1	105,570	12.7
使 用 料 及 び 手 数 料	16,044	1.9	15,862	1.9
雑 収 入	40,689	4.8	40,059	4.8
歳 入 合 計	852,985	100.0	833,720	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳出

区 分	平成27年度		平成26年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	203,351	23.8	203,414	24.4
一 般 行 政 経 費	350,589	41.1	332,194	39.9
地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	8,450	1.0	11,950	1.4
公 債 費	129,512	15.2	130,745	15.7
維 持 補 修 費	11,601	1.4	10,357	1.2
投 資 的 経 費	110,010	12.9	110,035	13.2
公 営 企 業 繰 出 金	25,397	3.0	25,612	3.1
地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	13,800	1.6	9,300	1.1
歳 出 合 計	852,710	100.0	833,607	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 震災復興特別交付税	5,898	5,723	175	3.1
II 国庫支出金	13,717	13,353	364	2.7
III 地方債	355	455	△ 100	△ 22.0
IV 雑収入	90	86	4	4.7
歳入合計	20,060	19,617	443	2.3
B 歳 出				
I 給与関係経費	110	117	△ 7	△ 6.0
II 一般行政経費	5,723	5,350	373	7.0
1 国庫補助負担金等を伴うもの	4,481	3,779	702	18.6
2 国庫補助負担金を伴わないもの	1,242	1,571	△ 329	△ 20.9
III 公債費	90	85	5	5.9
IV 投資的経費	13,874	13,905	△ 31	△ 0.2
1 直轄事業負担金	628	536	92	17.2
2 公共事業費	12,850	12,989	△ 139	△ 1.1
3 一般事業費	396	380	16	4.2
V 公営企業繰出金	263	160	103	64.4
歳出合計	20,060	19,617	443	2.3

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成27年度		平成26年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	5,898	29.4	5,723	29.2
II 国庫支出金	13,717	68.4	13,353	68.1
III 地方債	355	1.8	455	2.3
IV 雑収入	90	0.4	86	0.4
歳入合計	20,060	100.0	19,617	100.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	110	0.5	117	0.6
II 一般行政経費	5,723	28.5	5,350	27.3
III 公債費	90	0.5	85	0.4
IV 投資的経費	13,874	69.2	13,905	70.9
V 公営企業繰出金	263	1.3	160	0.8
歳出合計	20,060	100.0	19,617	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	708	679	29	4.3
II 一 般 財 源 充 当 分	275	113	162	143.4
III 国 庫 支 出 金	1,524	736	788	107.1
IV 地 方 債 入	2,397	983	1,414	143.8
V 雑 収 入	1	10	△ 9	△ 90.0
歳 入 合 計	4,905	2,521	2,384	94.6
B 歳 出				
I 公 債 費	983	802	181	22.6
II 投 資 的 経 費	3,922	1,719	2,203	128.2
1 直 轄 事 業 負 担 金	82	94	△ 12	△ 12.8
2 公 共 事 業 費	3,840	1,625	2,215	136.3
歳 出 合 計	4,905	2,521	2,384	94.6

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成27年度		平成26年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 地 方 税	708	14.4	679	26.9
II 一 般 財 源 充 当 分	275	5.6	113	4.5
III 国 庫 支 出 金	1,524	31.1	736	29.2
IV 地 方 債 入	2,397	48.9	983	39.0
V 雑 収 入	1	0.0	10	0.4
歳 入 合 計	4,905	100.0	2,521	100.0
B 歳 出				
I 公 債 費	983	20.0	802	31.8
II 投 資 的 経 費	3,922	80.0	1,719	68.2
歳 出 合 計	4,905	100.0	2,521	100.0

Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（平成27年度）

(単位 億円)

税 目	平成26年度 当初予算額	平成 27 年 度				
		前年度当初 予算額に対 する現行法 による増減 (△)収見込額	現行法によ る収入見込 額	税制改正に よる増減(△) 収見込額	改正法によ る収入見込 額(予算額)	前年度当初 予算額に対 する増減(△) 収見込額
		(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)=(3)+(4)
(一 般 会 計)						
所得税	122,620	14,390	137,010	-	137,010	14,390
源泉分	25,280	2,130	27,410	-	27,410	2,130
申告分	147,900	16,520	164,420	-	164,420	16,520
計	100,180	10,790	110,970	△ 1,070	109,900	9,720
法人税	15,450	2,160	17,610	-	17,610	2,160
相続税	153,390	17,720	171,110	10	171,120	17,730
消費税	13,410	△ 330	13,080	-	13,080	△ 330
酒	9,220	△ 160	9,060	-	9,060	△ 160
たばこ	25,450	△ 790	24,660	-	24,660	△ 790
揮発油	100	-	100	-	100	-
石油ガス	530	△ 20	510	-	510	△ 20
航空機燃料	6,130	150	6,280	-	6,280	150
石油石炭	3,270	△ 40	3,230	-	3,230	△ 40
電源開発促進	3,870	40	3,910	△ 170	3,740	△ 130
自動車重量	10,450	740	11,190	△ 20	11,170	720
関税	100	-	100	-	100	-
とん	7,630	△ 170	7,460	-	7,460	△ 170
印紙収入	2,930	△ 120	2,810	-	2,810	△ 120
収入印紙	10,560	△ 290	10,270	-	10,270	△ 290
現金収入	500,010	46,490	546,500	△ 1,250	545,250	45,240
計						
(交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計)						
交付税及び譲与税配付金特別会計	3	4,767	4,770	-	4,770	4,767
地方税法人税	2,724	△ 86	2,638	-	2,638	△ 86
地方揮発油税	100	-	100	-	100	-
石油ガス税(譲与分)	150	△ 4	146	-	146	△ 4
航空機燃料税(譲与分)	2,656	28	2,684	△ 117	2,567	△ 89
自動車重量税(譲与分)	125	-	125	-	125	-
特別とん	21,881	△ 859	21,022	-	21,022	△ 859
地方法人特別税	27,639	3,846	31,485	△ 117	31,368	3,729
計						
(国 債 整 理 基 金 特 別 会 計)						
国債整理基金特別会計	1,426	△ 25	1,401	-	1,401	△ 25
たばこ特別税						
(東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計)						
復興特別所得	3,083	353	3,436	-	3,436	353
復興特別法人	4,298	△ 4,298	-	-	-	△ 4,298
復興特別税	7,381	△ 3,945	3,436	-	3,436	△ 3,945
計						
総計	536,456	46,366	582,822	△ 1,367	581,455	44,999

Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（平成27年度）

（単位：億円）

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
1. 法人課税		
（1）法人税率の引下げ	▲ 6,690	▲ 4,570
（2）所得拡大促進税制の拡充	▲ 340	-
（3）研究開発税制（総額型）の特別試験研究費控除の拡充	▲ 300	▲ 230
（4）欠損金の繰越控除制度の見直し	3,970	1,630
	（ 1,920 ）	
（5）受取配当等の益金不算入制度の見直し	920	710
（6）租税特別措置の見直し	1,790	1,410
（7）地方拠点強化税制の創設	▲ 100	▲ 20
法人課税 計	▲ 750	▲ 1,070
2. 個人所得課税		
（1）ジュニアNISA（仮称）の創設	▲ 150	-
（2）NISAの年間投資上限額の引上げ	▲ 50	0
（3）確定拠出年金制度の拡充	▲ 20	-
個人所得課税 計	▲ 220	0
3. 消費課税		
（1）自動車重量税のエコカー減税の対象範囲の見直し	▲ 190	▲ 170
（2）国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	70	10
（3）旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税の特例税率の廃止	10	-
消費課税 計	▲ 110	▲ 160
合 計	▲ 1,080	▲ 1,230

（注1） 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

（注2） 「1.（4）欠損金の繰越控除制度の見直し」の平年度の増収見込額は平成29年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の増収見込額であり、カッコ書きは平成27年4月1日～平成29年3月31日に開始する事業年度に適用される改正の増収見込額である。

（注3） 「1.（6）租税特別措置の見直し」は、研究開発税制の見直し（平年度1,140億円、初年度910億円）、生産等設備投資促進税制の廃止（平年度330億円、初年度250億円）、太陽光発電設備の即時償却の廃止（平年度190億円、初年度140億円）及び特定資産の買換え等の場合の課税の特例の見直し（平年度130億円、初年度110億円）であり、この中には、損益計上時期の変化に伴う一時的な増収も含まれる。

（注4） 「3.（1）自動車重量税のエコカー減税の対象範囲の見直し」欄の計数は、2020年度燃費基準への置換えに伴い見込まれる税収からの減収額。上記のほか、特別会計分の減収見込額は、平年度▲130億円、初年度▲117億円と見込まれる。

（注5） 旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ特別税の特例税率の廃止による特別会計分の増収見込額は、平年度2億円と見込まれる。

IV 主要経済指標(平成27年度)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	対前年度比増減率					
	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)
	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%	%程度	%程度	%程度	%程度
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	483.1	491.4	504.9	1.8	2.1	1.7	▲ 0.5	2.7	1.5
民間最終消費支出	296.5	295.3	303.5	2.7	2.5	▲ 0.4	▲ 2.7	2.8	2.0
民間住宅	15.9	14.6	14.9	12.5	9.3	▲ 7.8	▲ 10.7	1.9	1.5
民間企業設備	68.2	69.6	73.3	4.9	4.0	2.2	1.2	5.3	5.3
民間在庫品増加()内は寄与度	▲ 3.9	▲ 1.5	▲ 1.5	(▲ 0.5)	(▲ 0.5)	(0.5)	(0.4)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)
政府支出	122.4	126.8	124.5	3.3	3.2	3.7	1.3	▲ 1.9	▲ 2.1
政府最終消費支出	98.8	101.9	103.1	1.3	1.6	3.1	0.9	1.2	1.0
公的固定資本形成	23.6	24.9	21.4	12.4	10.3	5.8	2.4	▲ 14.2	▲ 15.0
財貨・サービスの輸出	80.0	87.2	93.8	13.6	4.7	9.0	6.0	7.5	5.2
(控除)財貨・サービスの輸入	95.9	100.8	103.6	18.7	6.7	5.1	2.5	2.8	3.9
内需寄与度				3.0	2.6	1.2	▲ 1.0	2.0	1.4
民需寄与度				2.2	1.8	0.3	▲ 1.3	2.5	2.0
公需寄与度				0.8	0.8	0.9	0.3	▲ 0.5	▲ 0.6
外需寄与度				▲ 1.2	▲ 0.5	0.5	0.5	0.8	0.1
国民所得	362.1	367.6	376.7	2.9		1.5		2.5	
雇用者報酬	248.3	253.4	259.7	1.0		2.1		2.5	
財産所得	23.1	23.4	23.9	7.5		1.4		2.4	
企業所得	90.7	90.8	93.1	7.3		0.2		2.5	
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度
労働力人口	6,578	6,589	6,596		0.3		0.2		0.1
就業者数	6,322	6,354	6,364		0.7		0.5		0.2
雇用者数	5,564	5,601	5,617		1.0		0.7		0.3
完全失業率	%	%程度	%程度						
	3.9	3.6	3.5						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	3.2	▲ 0.5	2.7						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	1.9	3.1	▲ 1.0						
消費者物価指数・変化率	0.9	3.2	1.4						
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.3	2.2	1.2						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度
貿易・サービス収支	▲ 14.4	▲ 11.7	▲ 8.2						
貿易収支	▲ 11.0	▲ 8.3	▲ 4.8						
輸出	69.8	74.5	80.9		12.2		6.8		8.6
輸入	80.8	82.8	85.7		19.7		2.5		3.5
経常収支	0.8	5.1	10.2						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	0.2	1.0	2.0						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 消費税率引上げの影響を機械的に除いて試算すると、平成26年度の消費者物価指数・変化率は1.2%程度、GDPデフレーター・変化率は0.8%程度と見込まれる。

(注3) 世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	(実績)		
世界GDP(日本を除く)の実質成長率(%)	3.0	3.1	3.6
円相場(円/ドル)	100.2	109.9	118.7
原油輸入価格(ドル/バレル)	109.6	94.5	69.3

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。

2. 円相場は、平成26年11月25日～平成26年12月19日の期間の平均値(118.7円/ドル)が同年12月20日以後一定と想定。

3. 原油輸入価格は、平成26年11月25日～平成26年12月19日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(69.3ドル/バレル)で同年12月20日以後一定と想定。